

昭和 3 8 年 度

同和地区実態調査報告書

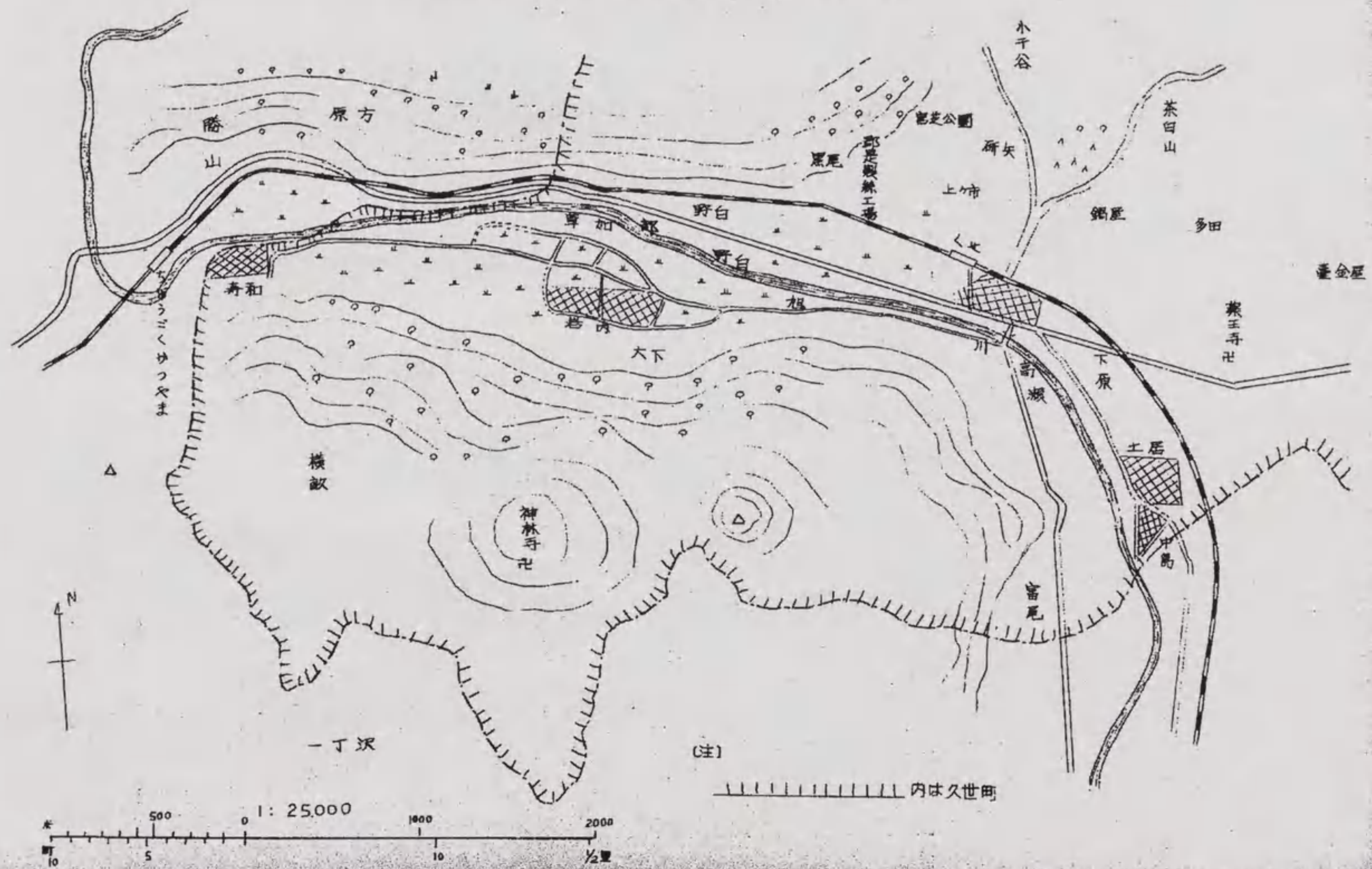
(岡山県真庭郡久世町土居・中島・寿和・岩内地区)

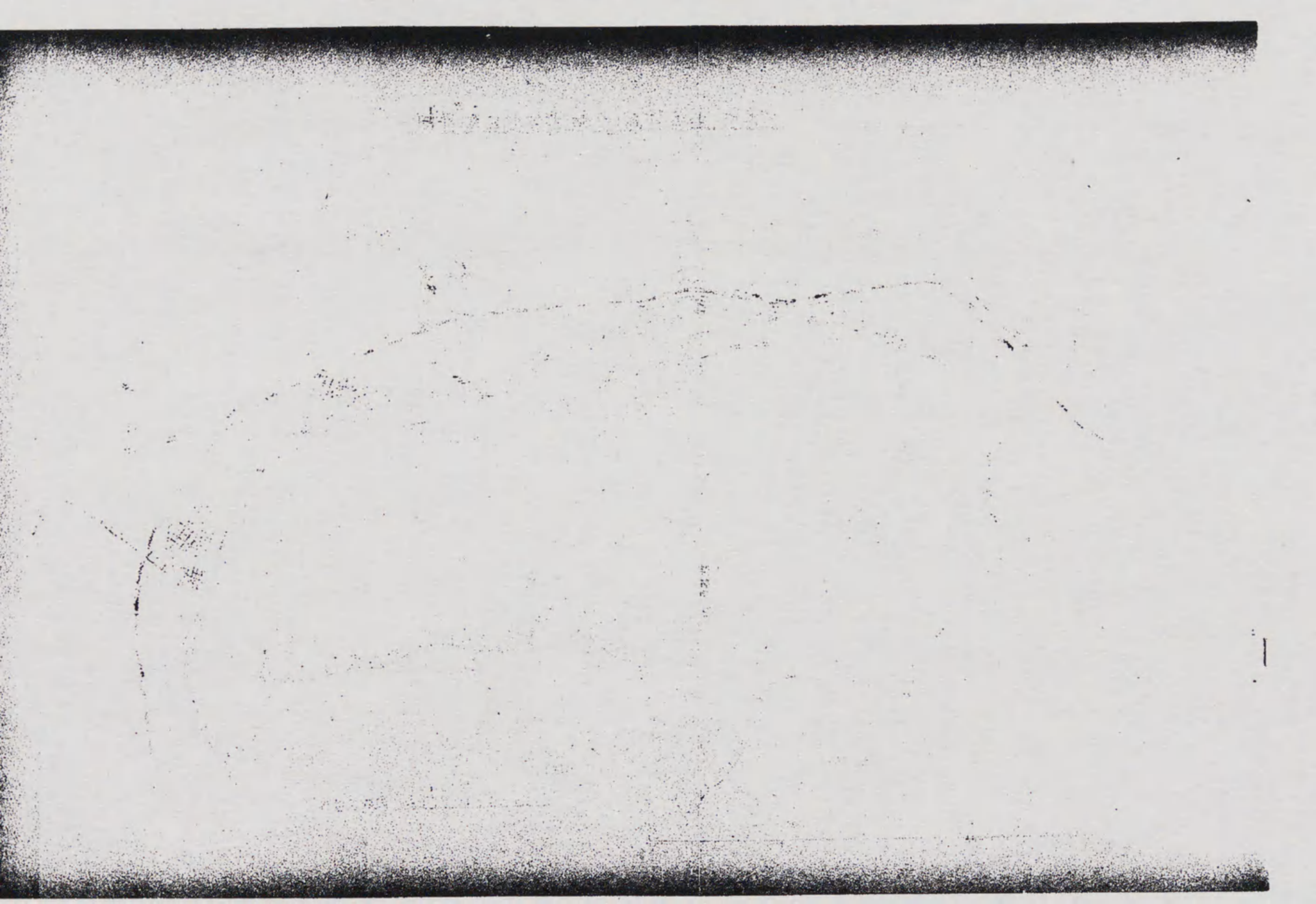
同 和 対 策 審 議 会

目 次

まえがき	3
I 地区概況	4
II 地区の人口状態	8
III 家族と婚姻	23
IV 産業および労働	37
V 生活環境	62
VI 生活水準	73
VII 教育状況	91
XIII 社会福祉	112
IX 町和行政と財政	123
X 部落問題意識	145

久世町、土居、中島、寿和、岩内地区配置図





は じ め に

この調査、昭和38年8月5日から、同年同月17日までの期間をうけて、総理府同和対策審議会が実施したものである。調査に際して、ことに、岡山県民生労働部厚生課、後援課長篠原定氏、同主事武久泰祐氏、同新庄正義氏および岡山県久世郡久世町厚生課長、牧保雄氏、川崎孝氏らの諸氏の協力をえたものである。また、現地におけるフィールドワークに際しては、地区内調査員庄司着茂氏ほか9名、ならびに地区外調査員として、池本貞資氏他4名の協力を得たことをつけ加えておく。

岡山県同和地区に選定した対象地区は、真庭郡久世町の土居、中島、寿和、岩内の4地区である。(末尾地図参照)これらの地区は、地域的には土居、中島の両地区が近接し、さらに、両地区から約4キロ西北部に離れて散在する寿和、岩内をそれぞれ選定した。あとでみる職業構成においても明らかなように、4地区はともに農村同和地区の典型として岡山県内から、任意に選択したものである。これらの地区相互の間には、地域的、流動関係は顕著にはみられず、ことに、土居、中島地区と寿和、岩内地区の交流は積極的

なものとしてはみられない。

なお、各地区の調査対象世帯は、つぎのとおりである。

(1) 土居地区 = 64 世帯

(2) 中島地区 = 60 世帯

(3) 寿和地区 = 38 世帯

(4) 岩内地区 = 14 世帯

I 地区概況

対象地区に選定した久世町(土居、中島、寿和、岩内)は総人口 868 人、内男 429、女 438 人である。そのうち、部落人口は 806 人(男 398、女 408)である。したがって、部落人口は同町の 92.9 % を占めている。(ただし今回の調査では地区人口 802 人男 = 420、女 382)

(1) 地区の沿革 土居、中島、寿和、岩内地区は、共に、大正末期まで、皮革を扱っていた世帯が約 10 世帯みられた。また、土居地区では、その業者がみられ、明治末期まで続けられた。

昭和 20 年以後の職業種別の特徴をみると専業農家は少く、農製品加工との兼業が、一般的にみられる。

しかしながら、今日では、農製品加工業と農業の兼業は、ほとんどみられない。また、農業生産は未麦が中心であり、その他の農業生産はほとんどみられない。しかも、耕作反面積は一般地区に較べて少く、食困である。

(ロ) 物的状況 大部分が農業世帯であるため、その家屋は、周辺地区の農家と比較してそれほど劣ってはいない。ただし、家屋の破損や、衛生状態、家内設備などの点には、かなり改良の余地が残されている。これまでの改良住宅は、4 地区を通じてみられない。また、道路はそのごく一部を残してほとんど整備されないままに放置され、土居、中島地区については、一部約 2 メートルの巾をもち、迷路がみられる。同時に下水設備は、十分に整備されているとはいえない。また、地区から比較的接近した位置の旭川については、整備、補強が十分にほどこされているとはいえない。なお、交通機関については姫新線(津山～姫路間)ならびに中国鉄道バス(津山～岡山市)が利用されている。岡山市内までの急行バス利用による所要時間は約 3 時間

半、矩新線による矩路までの時間距離は約4時間である。

① その他の物的状態 (a) 町道および農道の整備

は同和事業の推進によって次第に改善されているが、周辺部の一般地区に較べて整備状況が劣っている。

(b) 街頭設備状況については土居、中島地区の場合、設置されているが、寿和、岩内地区では未設置である。

(c) 下排水、し尿処理状況、土居、中島地区は国庫補助、果實補助、ならびに失業対策事業などにより、多少とも改善されているが、寿和、岩内地区は不良であるといえる。(d) 上水道整備状況、町全体に上水道はない、一部に簡水がある、同和地区の場合には、各戸が井戸を有し、利用している。ただし、約10%が個人で簡水を実施している。(e) 墓地、火葬場状況、町営の火葬場が設置されているが、地区人口の利用はみられない。地区住民は、町で霊柩車購入後に町営火葬場の利用をするということにしており、各地区では地区内にある露天の火葬場を利用している。

(2) 生活慣行 地区人口の大部分は仏教、浄土真宗を

信仰し、寺(西本願寺系)の所在地は真庭郡落合町にある。その年中行事は彼岸、金、秋まつりのときだけである。冠婚葬祭の実施は各部落において、それぞれ行われている。ただしそれには一般地区の住民は参加していない。また、地区人口の生活用品購入は、終戦時しばらくの間、現金購入であった。昭和27年頃から、金、正月の年2回に決算する世帯が多くみられたが、今日では月別決算のケースが多い。類母子護は地区の一部婦人が衣料譜に参加している程度である。

(3) 差別事象 施設の充実については、近年同和事業の進展と共に次第にみたされつつある。ただし、一般地区に較べて、道路、環境衛生等に対する特別の考慮が払われず、劣悪なままに残されている。また、人間づき合いを通じての差別は、最近少くなり、ことに顕著な差別事件はみられないが、部落を単位とした周辺地区民の差別感情は依然としてとり残されている。また、表面的な言動を通じての差別(交際の拒否など)はみられない。ただし通婚圏の狭小性などにおいてみられるように潜在的な差別感情は周辺地区において顕

着であるといえる。

また、周辺地区（同地区に隣接する一般地区、泉北、泉中、泉南、下原、大上、岩内などの地区から、約80世帯を無作為に抽出し、調査の実施をみた。調査対象世帯は、調査の実施に際して全面的に協力し、拒否世帯は少い。ただし不能のケースがみられた。

なお、同調査は、同対策審議会専門委員竹中和郎が担当した。

Ⅱ：地区の人口状態

調査対象地区の、性別、年齢別にみた人口構成の、特徴はつぎのとおりである。男女共に満30才以上40才未満に人口が集中していること。同時に14才未満の人口も比較的多くみられること。それに対して、70才以上の老年層は少く、同様にその傾向は満15才以上20才未満の青年層にもうかがえる。すなわち、それらの年齢階層のうちに、個々の地区を通じてことに人口減少の傾向がうかがわれる。（図1、図2、図3、図4参照）

このことは、同地区における男女別、年齢的にみた他

出入口の諸傾向にも合致している。すなわち、他出入口は、

図1 性別、年齢別にみた人口構成（現在人口）

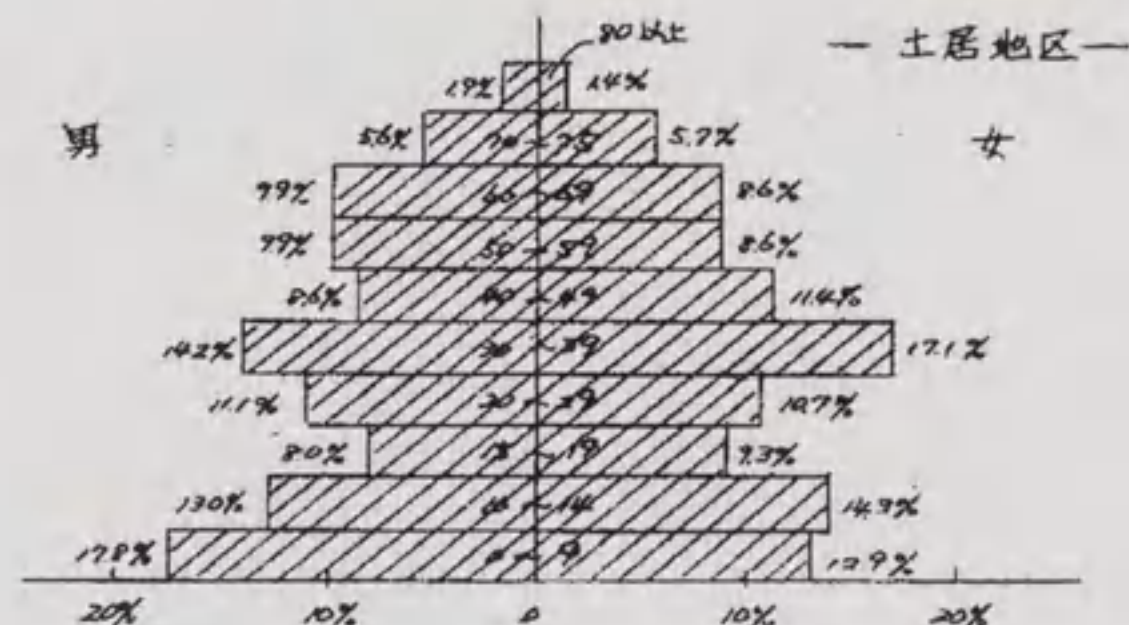


図2 性別、年齢別にみた人口構成（現在人口）

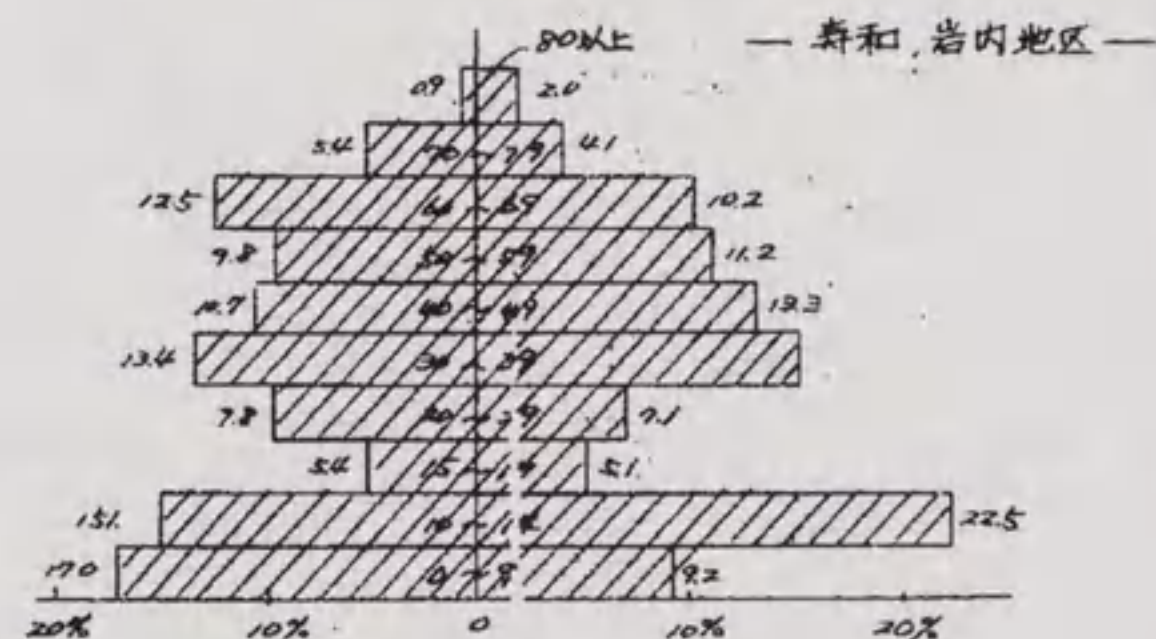


図3 性別、年齢別にみた人口構成(現住人口)

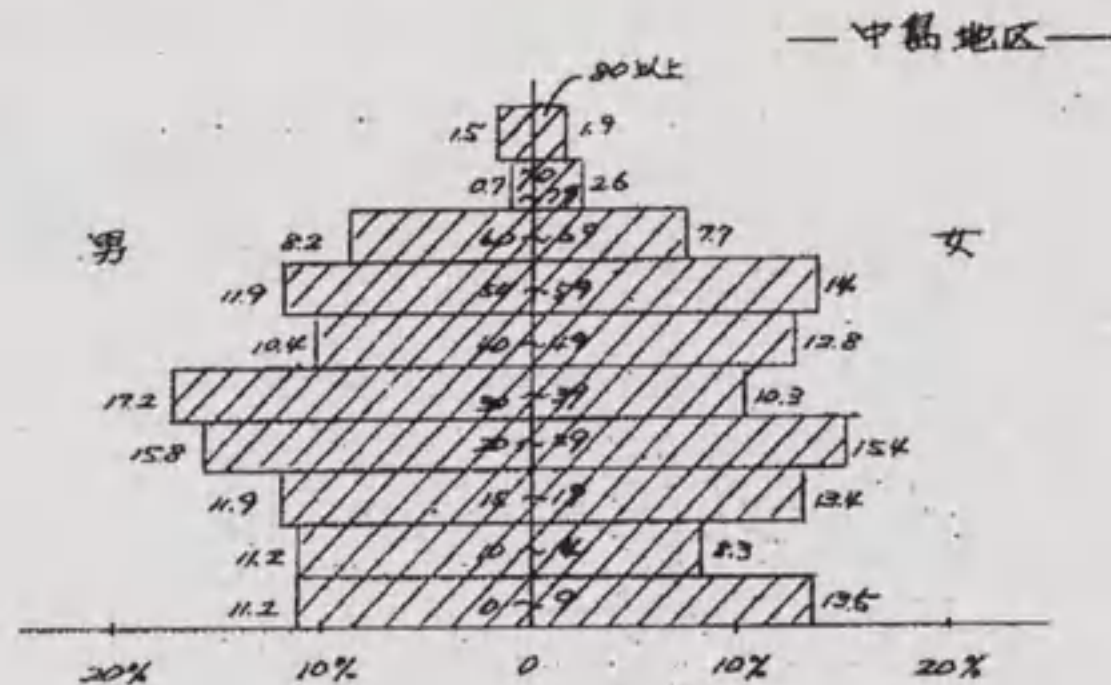
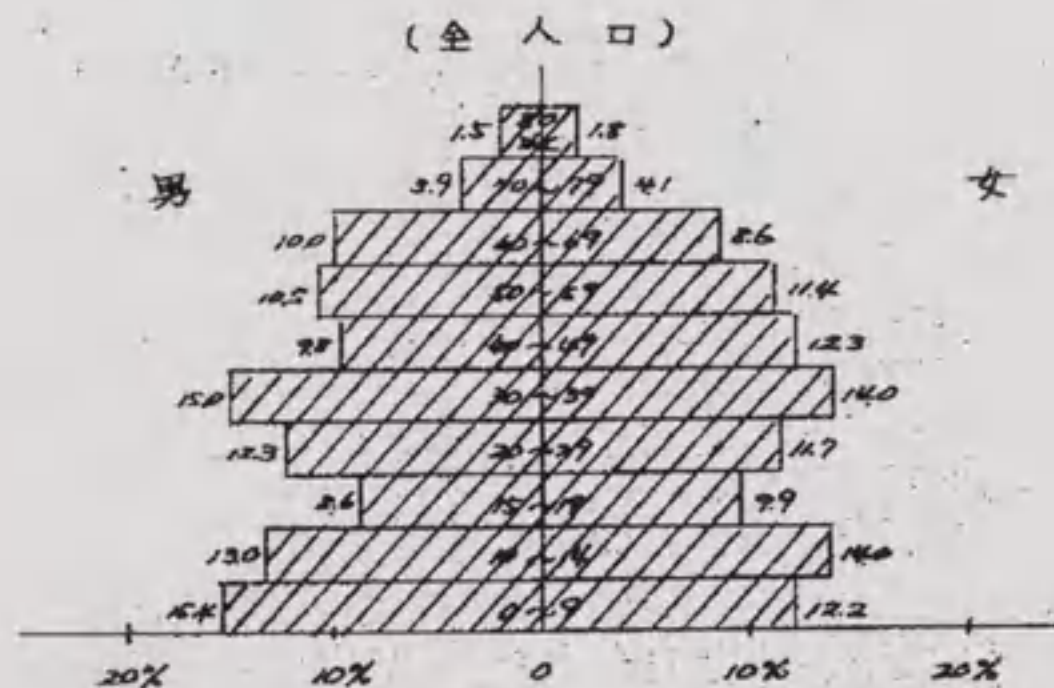


図4 性別、年齢別にみた人口構成(現在人口)



満20才以上30才未満を頂点として、満15才から40才未満まで、その分布が示されている。(図5、図6、図7、図8参照)

図5 男女別、年齢別にみた人口構成(他出人口)

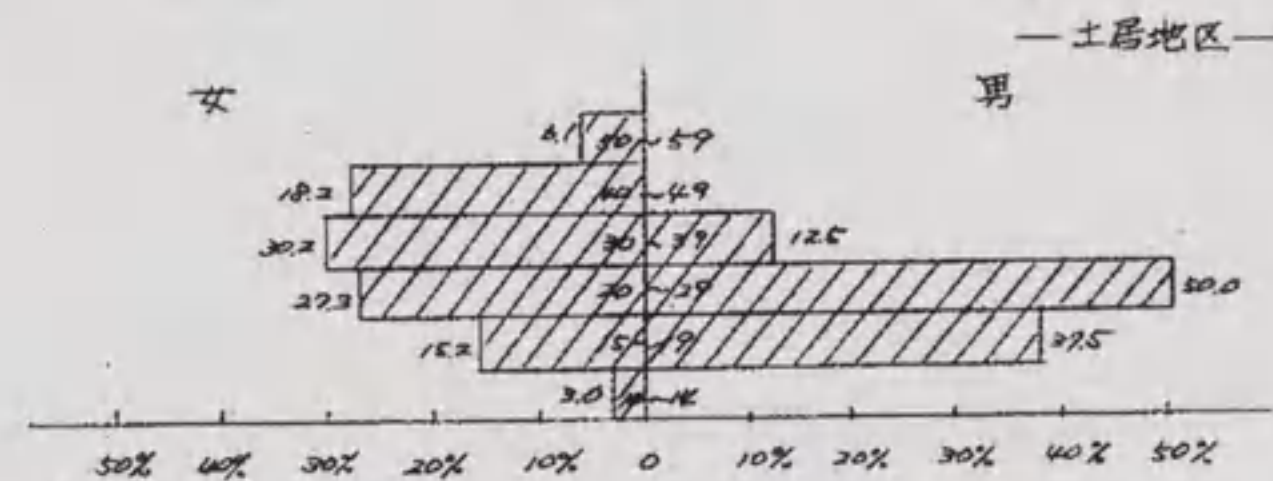


図6 男女別、年齢別にみた人口構成(他出人口)

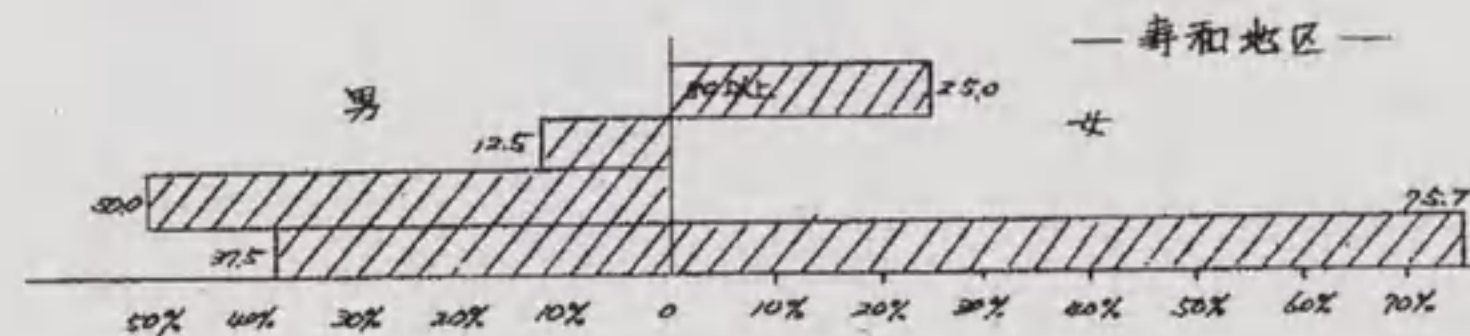


図7 男女別、年齢別にみた人口構成(他出人口)

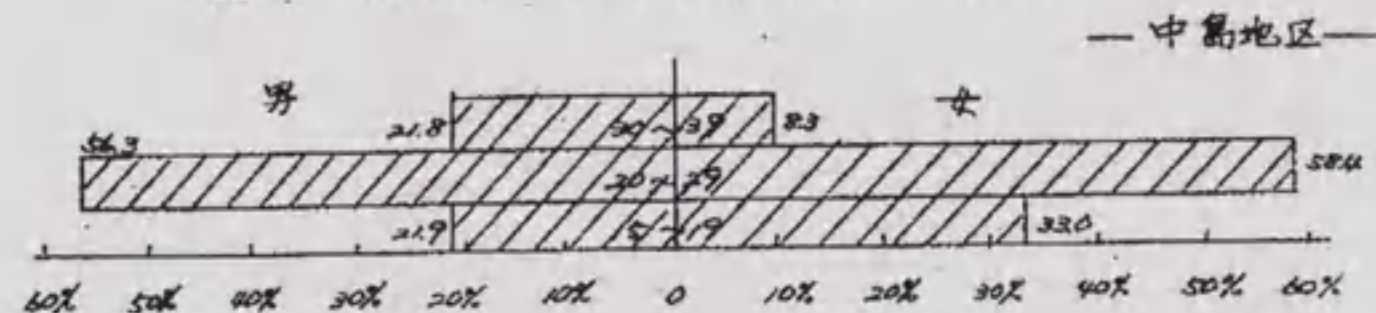
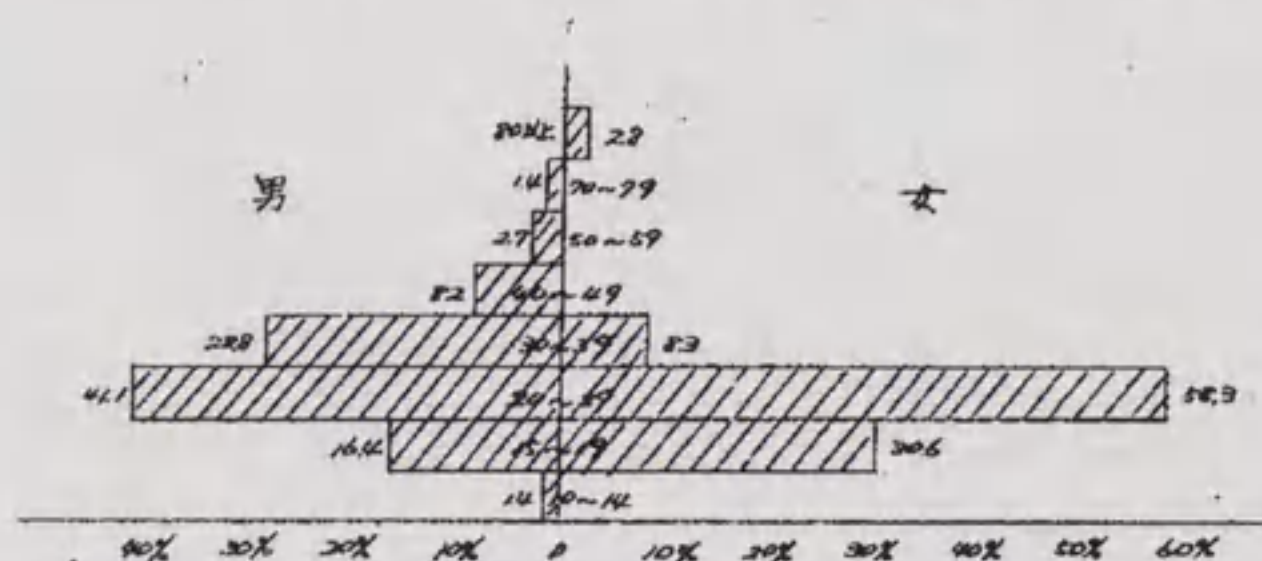
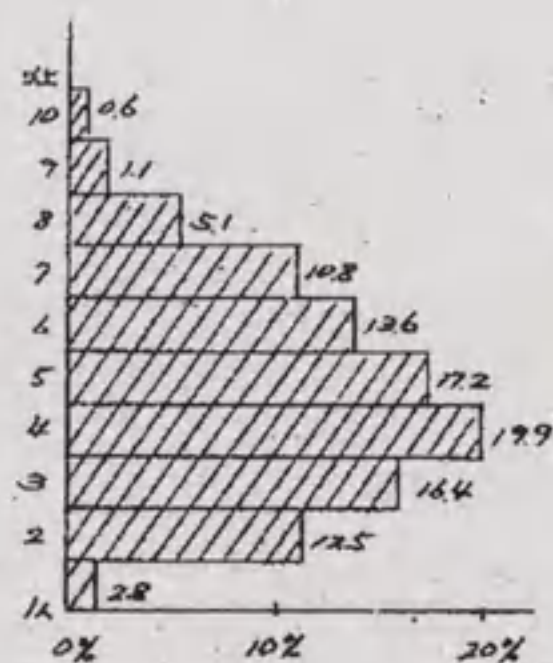


図8 男女別 年令別にみた人口構成(他出人口)



さらに、世帯別にみた特徴をみると、つぎのとおりである。(図9および表1参照) 同居世帯員は比較的多く、5人以上8人世帯は全体の約46%を占めている。また3人未満の小世帯は、全体のわずか30%程度にとどまっている。この傾向は地区別にみて、多少異なるが世帯の大きさ

図9 同居世帯員数



く、5人以上8人世帯は全体の約46%を占めている。また3人未満の小世帯は、全体のわずか30%程度にとどまっている。この傾向は地区別にみて、多少異なるが世帯の大きさ

表1 同居世帯員数

地区別	世帯員数											合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10人以上	
地区	実数	14.0	9.7.6	6.12.11	15.8.12	12.11.9	12.4.8	5.4.10	5.1.3	1.1.0	0.0.1	44.52.60
	比率	(5)	(22)	(29)	(35)	(30)	(24)	(19)	(9)	(2)	(1)	(176)
	比率	2.8	12.5	16.4	19.9	17.2	13.6	10.8	5.1	1.1	0.6	100.0

が大きい点では一致している。同様に、家族員数別にみた家族の大きさをみると、世帯員数と同様に5人以上の大きさをもつ場合が多い。例えば、中島地区については、7人家族以上が14ケースもみられる。(図10参照)

他方、別居家族員についてその特徴をみると、土居、中島地区では、5人ないし6人の他出者がみられる。また他出家族員をもつ家族は全体の約5割近くもある。

(図11参照)

(四) 人口の流動性 地区人口の推移状況について、昭和10年以後の変動をみると、つぎの結果が示されている。

(1) 昭和10年 男352、女323人 (2) 昭和20年 男403人、女408人 (3) 昭和25年 男427人

図 10 同居家族員数

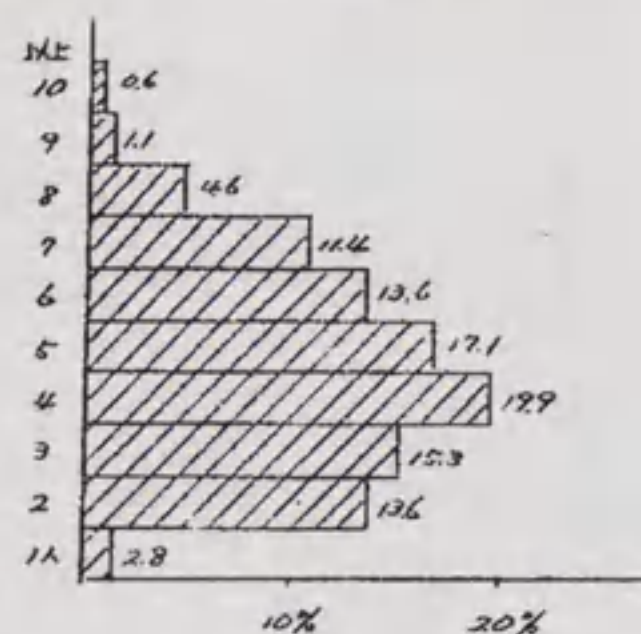
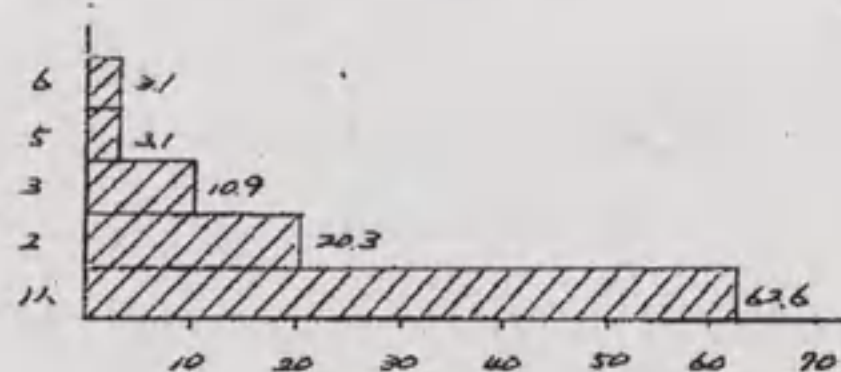


図 11 別居家族員数



女 404 人。(4) 昭和 30 年 男 435 人、女 435 人。
 (5) 昭和 35 年、男 511 人、女 524 人、といった人口
 推移がみられる。したがって、同和地区人口は戦前戦
 後を通じて激増増加の傾向がみられた。ただし、昭和
 35 年以後、それ程顕著な増加率はみられず、周辺の

一般地区と同様に次第に減少の一途をたどっている。

このことは、主として 30 才未満の青少年人口の京阪神
 方面への流出に原因していると思われる。他方、地区
 への流入人口はほとんどみられない。

(ハ) 家の現住地定着性。地区世帯の大部分は明治以前か
 ら、現住地に居住しており、81.2%がこれに含まれる。
 また、明治年間から大正、昭和年間を通じて戦前まで
 に多少の人口流入がみられたが戦後はほとんどなく、
 昭和 31 年以後の流入世帯は 2 世帯にとどまっている。

(表 2 参照)

他方、世帯主配偶者ならびに他の家族員についての
 出生地別にみた特徴にふれる。世帯主配偶者の大部分
 は同一地区ないしは、他の同和地区出身者であり、ま
 た、家族員のうち、世帯主の両親、長男、長女、その
 他についても 9 割以上が現住地に出生地がみられる。
 また、岡山県以外の同和地区からの流入世帯は、配偶
 者母親に多少ともみられ、それらは、大阪、鳥取、東
 京、静岡、兵庫の各県にわずかながらみられる。た
 だし地区外同和地区からの流入世帯はその大部分が岡

表2 家の現住地定着性

	実 数	比 率
明治以前	63. 42. 38 (143)	81.2
明治年間	0. 2. 8. (10)	5.7
大正年間	0. 2. 4. (6)	3.4
昭和年間(戦前戦中)	0. 2. 4. (6)	3.4
(戦後) 20~30	1. 2. 4. (7)	4.0
31 ~ 35	0. 0. 1. (1)	0.6
36年以降	0. 0. 1. (1)	0.6
不明	0. 2. 0. (2)	1.1
合 計	64. 52. 60 (176)	(100.0)

山県内の支部、郡部に集中している。他方、同和地区外からの流入世帯は、全体の比率からすれば、きわめてわずかであるが、大阪、広島、香川、和歌山、鳥取などの比較的近県に居住地をもつケースがみられる。

世帯主の出生後から現在までに至る移動状況をみると、つぎのとおりである。すなわち年令別には40才から70才の中年ないし、老年層にその経験者が集中

表3 世帯主の出生後移動状況

世帯主年令	10才(未満)	20才(未満)	30才	40才	50才	60才	70才	71才以上	計 合
移動経験なし		0. 1. 0 (1) (100.0)	2. 0. 1 (3) (75.0)	12. 6. 8 (26) (70.3)	14. 12. 6 (32) (56.2)	11. 9. 7 (27) (56.2)	11. 6. 6 (23) (74.1)	6. 5. 1 (12) (92.3)	56. 39. 39 (124) (70.4)
明治年間移動あり	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正年間	—	—	—	0. 0. 2 (2) (5.4)	0. 0. 2 (2) (4.8)	2. 0. 3 (5) (10.4)	0. 2. 1 (3) (8.7)	0. 1. 0 (1) (7.7)	2. 3. 8 (13) (7.4)
昭和年間(戦前、戦中)	—	—	0. 1. 0 (1) (25.0)	1. 0. 3 (4) (10.8)	0. 0. 4 (4) (9.5)	1. 1. 6 (8) (16.7)	0. 2. 1 (2) (9.7)	—	2. 4. 14 (20) (11.4)
(戦後)	—	—	—	0. 2. 3 (5) (13.5)	2. 0. 2 (4) (9.5)	2. 2. 4 (8) (16.7)	0. 2. 0 (2) (6.5)	—	4. 6. 9 (19) (10.8)
昭和21年以降	—	—	—	13. 8. 16 (37) (100.0)	16. 12. 14 (42) (100.0)	16. 12. 20 (48) (100.0)	11. 12. 8 (31) (100.0)	6. 6. 1 (13) (100.0)	64. 52. 60 (176) (100.0)
合 計	—	0. 1. 0 (1) (100.0)	2. 1. 1 (4) (100.0)	21. 10. 24 (55) (100.0)	32. 26. 30 (88) (100.0)	30. 22. 27 (79) (100.0)	34. 23. 21 (78) (100.0)	13. 13. 13 (39) (100.0)	176. 124. 100.0

してみられる。それらの移動は、大正年間から戦前、戦中にかけての移動に集中している。ただし、40才から70才の年齢階層の一部に戦後の移動経験を得ている者が含まれている。(表3参照)

また、世帯主の地域的移動の回数についてみると、2回までの移動経験をもつ者が多く中島地区の場合、3回以上の経験をもつ世帯主は3ケースみられる。(表4参照) それらの地域的移動の理由についてみる

表4 地域移動の回数(世帯主)

回数	1	2	3	4	5	6回以上	合計
実数	6,9,10(25)	2,4,15(21)	4,0,4(4)	0,0,2(2)	—	—	8,13,31(52)
比率	48.1	40.4	7.7	3.8	—	—	100.0

と、多くの場合、就職のため、結婚のため、転職のため、などの理由に集中している。また、戦時中の地域的移動の経験者については疎開、戦災引揚などのケースがわずかながらにみられる。その他離婚、養子、病氣静養などの理由もあげられている。(表5参照)

表5 地域的移動の理由

	転職	就職	結婚	引揚げ	疎開	離婚
実数	2,3,4(9)	3,2,12(17)	2,6,4(12)	0,0,4(4)	0,0,3(3)	0,0,1(1)
比率	17.3	32.8	23.1	7.7	5.8	1.9
	養子	病氣静養	家を建てる	家の都合	合計	
実数	0,0,1(1)	0,0,1(1)	1,0,1(2)	0,2,0(2)	8,13,31(52)	
比率	1.9	1.9	3.8	3.8	100.0	

(二) 現住地への定着意識 世帯主について現住地への定着意識をみると、つぎの結果が示されている。(表6参照)

まず、一般的傾向としては現住地への定着意識は高い。すなわち、「将来共に現住地に住みたい」とする積極的な定着性を示すものが全体の約40%、また「今のところここに住む他はない」とする消極的な居住意識をもつ者は全体の約52%を占めている。それに対して、「できるだけ早く転居したい」と答えるケースは全体の約8%にとどまっており、ことに、井和、岩内両地区を通じては、1ケースしかこれに該当しな

表6 現住地への定着意識

年 項 定着意識	明治 年間	大正 年間	昭和年間		25才 未満	30才
			戦前 戦中	戦後		
将来ともすむ	19.28.14 (61) 33.9	0.2.2 (4) 66.7	0.1.3 (6) 66.7	0.1.1 (2) 22.2	—	1.1.0 (2) 100.0
今のところここに住 た他はない	40.15.23 (78) 51.0	0.0.2 (2) 33.3	0.1.1 (2) 33.3	1.1.5 (7) 77.8	0.1.0 (1) 100.0	—
できるだけ早く 転居したい	4.1.9 (4) 9.1	—	—	—	—	—
近く転居する	—	—	—	—	—	—
合 計	63.44.46 (153) 100.0 <87.9>	0.2.4 (6) 100.0 <3.5>	0.2.4 (6) 100.0 <3.5>	1.2.6 (9) 100.0 <5.1>	0.1.0 (1) 100.0 <0.6>	1.1.0 (2) 100.0 <1.1>

い。「近く転居する」予定の者は皆無である。

これらの定着意識について、(a)家の定着性、(b)世帯主の年齢、(c)世帯主の職業とのクロスを見ると、つぎの特徴が示される。すなわち定着性の高い人口は明治以前から戦後の流入世帯に広く分布している。しかしながらできるだけ早く転居したいとするものについては明治年間以前の居住世帯のみに集中している。また、年齢階層別

40	50	60	70	70才 以上	自 営	雇 用	単 組	無 職	合 計
25.6 (13) 26.1	2.6.2 (10) 25.0	7.8.5 (20) 43.5	5.8.7 (20) 52.6	2.4.0 (6) 46.2	16.20.14 (50) 41.3	0.1.0 (1) 20.0	2.7.6 (5) 48.4	1.4.0 (3) 26.3	19.32.20 (71) 40.3
12.2.6 (20) 55.6	9.6.8 (23) 57.5	8.4.11 (23) 50.0	8.4.5 (17) 44.8	4.2.1 (7) 53.8	29.12.24 (45) 53.7	1.1.2 (4) 80.0	8.3.0 (11) 85.5	3.3.5 (11) 57.9	41.19.31 (91) 51.7
1.1.1 (3) 5.3	3.0.4 (7) 17.5	0.0.3 (3) 6.5	0.0.1 (1) 2.6	—	2.0.4 (6) 5.0	—	1.1.3 (5) 16.1	1.0.2 (3) 15.8	4.1.9 (40) 8.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15.8.13 (36) 100.0 <20.5>	14.12.14 (40) 100.0 <22.7>	15.12.17 (46) 100.0 <26.1>	13.12.13 (38) 100.0 <21.6>	6.6.1 (13) 100.0 <7.4>	43.32.42 (42) 100.0 <68.8>	1.2.2 (5) 100.0 <2.8>	11.11.9 (31) 100.0 <17.6>	5.7.7 (17) 100.0 <10.8>	64.52.60 (76) 100.0 <100.0>

には、顕著な差異はみられないが、比較的高い年齢階層に定着性が強くみられる。職業階層別にみて、自営業、雇用労働者については、定着性が比較的高いが、単組労働者、ないしは無職の職業階層には消極的居住あるいは定着意志をもたない場合が多くみられる。

最後に、世帯主について、「自由に今後住みたいとする居住地域」を選択させた結果、「居住地域を変え

る意志をもたないもの、あるいは無関心の者」(N.A.を含む)が全体の約7割を占めている。これらは年齢階層別にみて40才以上の中年ないしは老年令階層に比較的集中してみられる。また、自営業主などを中心とする職業階層にもその傾向が伺える。その他のふらたな居住地域を選択した世帯主についてみると、多くは大阪、神戸、などの隣接大都市を選択するケースが多く、また、漠然と都会にいきたいと答えたケースも比較的多くみられる。岡山県郡部(同和地区外)に居住地を求めるものは、中島地区にわずかにみられるが他は2ケースにとどまっている。

以上を通じて地区の人口状態を地区人口の現状と動態、流動傾向、定着性などの観点についてみた。調査対象の4地区を通じて、その定着性は全般的に高く、一部の青少年人口を除いては大部分が現住地居住を固守している。これらの諸点は後でふれる通婚圏の諸例と併せて考えるとすれば農村地区、同和地区の封鎖的な性格を物語っている。調査対象地区人口は周辺一般地区の農家世帯とその人口移動、地域的流動性などの点

で類似した傾向がみられるが、ただ異なる点は、地域的移動の経験をもつ世帯主の現住地域へ再流入するというケースが比較的多いこと。また、地域的移動を求めながら、それらが実現できないままに、現住地にとどまり、次第に流出の可能性にあきらめめ的な感情をもつに至っていること、などがその特徴として挙げられよう。

Ⅲ 家族と婚姻

(1) 家族の大きさ

家族の大きさをみると、つぎの特徴が示されている。(表7参照) すなわち さきにみた世帯員数の場合とは多少異なるが、現在同居中の家族員数は4人ないし5人世帯を中心にそれ以上の員数を含む大家族的な形がみられる。たとえば、4人家族の約20%、5人家族の約17%と共に、5人以上の家族員がみられるケースは全体の約5割近くをも占めている。他方、また、現在別居中の家族員についても比較的多く、例えば土居地区の46人、中島地区の56人、寿和地区の12人

表7 同居家族員数

家族員数	1	2	3	4	5
実数	1,405	10,774	5,120	15,812	10,119
比率	2.8	13.6	15.3	19.9	17.1

表8 別居家族員数

家族員数	1	2	3	4	5
実数	22,612	4,361	2,057	—	1,012
比率	62.6	20.3	10.9	—	3.1

がみられる。したがって世帯別にみれば 全体の約3割に他出家族をもつ場合がみられる。また、一家族当り、多くは1人(62.6%)ないし2人(20.3%)の他出家族員がみられ、多くは5人ないし6人の他出家族員を含む家族も僅かながらにみられる。(表8参照)

さらにまた、別居家族員について、その居住地分布をみるとつぎのとおりである。すなわち、地区内あるいは同県他同和地区に別居しているケースは、7にす

6	7	8	9	10人以上	合計
12,482	5,411	5,128	1,102	0,011	64,526
12.6	11.4	4.6	1.1	0.6	100.0

6	合計
0,022	29,926
3.1	100.0

ぎず、大部分は一般地区に流出している。例えば、大阪、兵庫などを中心に京都、神戸などの隣接都市への流出がみられる。

別居家族員のうち、その続柄をみると、長男、次男以下の男子の流出率が高く、全体の約4割(別居家族員に対する割合)を占めている。その他、長女および次男以下の家族員と続いている。他方、世帯主の別居——この場合就労その他の理由による一時的別居をも

含む——もまた多少ともみられる。それらは土居地区の12ケース、中島地区2ケース、弄和地区3ケースがみられる。これらの流出先は、ほとんど大阪に集中している。

(2) 家族形態

つぎに家族の形態についてみる。(表10参照)同居家族の大きさにみたように同地区では、大家族の傾向がみられる。すなわち、世帯主と配偶者、あるいは世帯主と配偶者と未婚の子女、によって構成される核心家族の類型は全体の約50%を占めているにすぎない。この多くは核大・複合家族としての特徴がみられる。例えば、世帯主・配偶者・未婚の子女とその他の直系親族を含む家族あるいは、傍系親族を含むケースが多く、前者の家族類型は全体の20.5%、後者の傍系親族をふくむ家族については15.3%がこれに該当している。この種の類型はあわせて全体の約3.5割近くも占めている。

他方また、世帯主ないしは配偶者のいずれか一方が欠損している家族も多少みられる、全体の約1割をも

表10 家族類型

		実 数	比 率
単 独	世帯主のみ	14.0 (5)	2.8
核 心 家 族	世帯主と配偶者	6.6.3 (15)	8.5
	世帯主と配偶者と子供	22.21.26 (69)	39.2
核 大 家 族	世主・配者+(子供)+直系親族	17.9.10 (36)	20.5
	世主・配者+(子供)+傍系親族	5.1.2 (8)	4.6
	世主・配者+(子供)+直系・傍系親族	47.8 (19)	10.7
欠 損 家 族	世帯主+子供	44.5 (13)	7.4
	世帯主(子供)+直系家族	0.0.2 (2)	1.1
	世帯主+(子供)+直系・傍系親族	5.0.3 (8)	4.6
	世帯主+(子供)+傍系親族	0.0.1 (1)	0.6
	計	44.52.60 (176)	(100)

占めている点に留意すべきである。特に、比率の上からすれば中島、土居地区にそのケースが多くみられる。

地区内において、1家族に2以上の夫婦の核が含まれ、また、直系親族以外の血縁者の同居が同一家族に含まれ、しかも家計を共にするというケースがみられ

ることは、他の同和地区と同様の特徴として指摘できる。

(3) 配偶関係と婚姻形態

まず家族員の配偶関係についてみる。同居家族員のうち配偶者があるケースは、世帯主の場合 81.3%がみ

図 12 世帯主、配偶者、その他の家族員の配偶関係
(同居家族の場合)

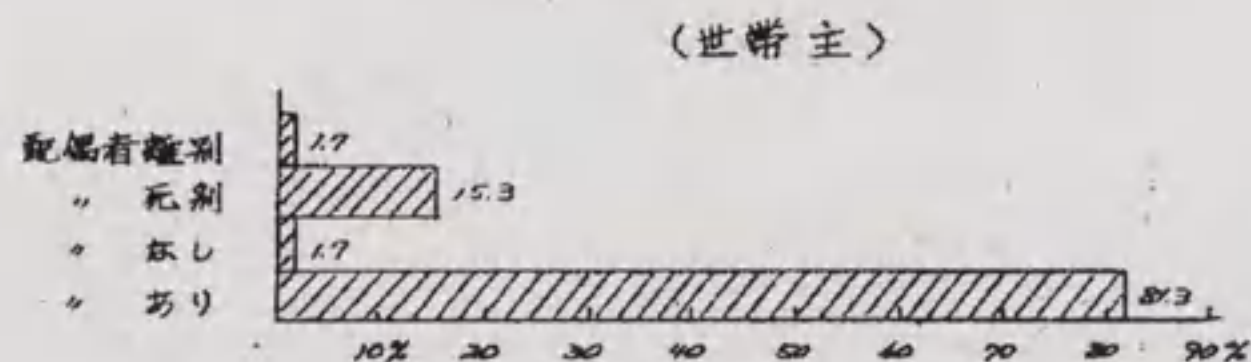
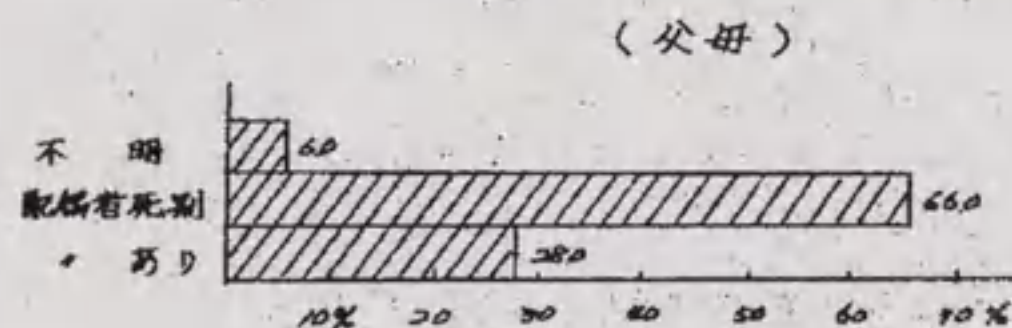


図 13 世帯主、配偶者、その他の家族員の配偶関係
(同居家族の場合)

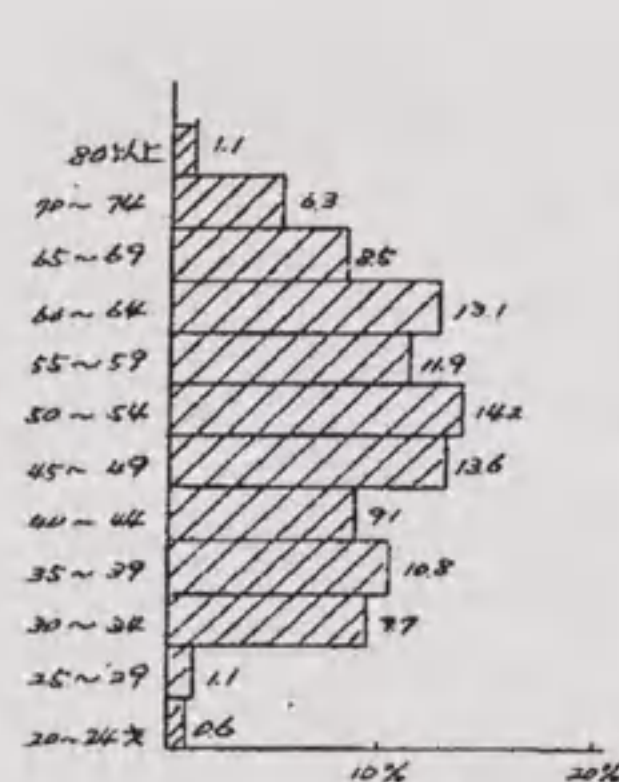


られ、「配偶者なし」のケースの多くは配偶者と死別している場合の大部分である。(図 12 参照) また、同居中の世帯主ないしは配偶者の両親が配偶関係をえているケースは現在 14 (28.0%) であり、他約 66% は配偶者と離別の 1 ケースを除いて死別している。(図 13 参照)。その他家族員の婚姻別に配偶関係をえているケースについてみると長男・長女・次男・三男などがこれに含まれている。

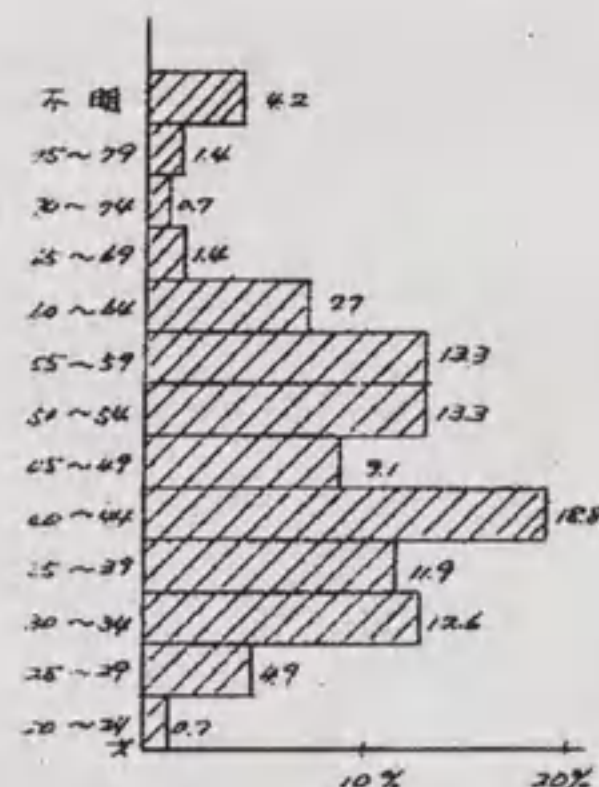
つぎに、別居家族について配偶関係をえているケースをみるとそのほとんどが、「配偶者なし」であり、しかも、未婚のケースが大部分である。

世帯主配偶者の年齢別にみた特徴にみられると、つぎのとおりである。(図 14 参照) 世帯主の年齢階層は 45 才から 55 才未満が最も多く、全体の約 14% を占めている。ついで、45 才から 49 才未満および 60 ~ 64 才およびそれ以上の年齢階層もまた比較的多くみられる。最も高い年齢階層では 80 才以上の 2 ケースを除いては、大部分が 75 才以下の年齢階層に含まれている。他方配偶者の年齢階層もこれとほぼ同

図14. 世帯主 配偶者の年齢別
にみた特徴(世帯主)



世帯主配偶者の年齢別
にみた特徴(配偶者)



様の傾向が伺われる。すなわち、45才から45才未満の年齢階層が最も多い。ただし、45才未満に含まれるケースが世帯主の場合と比較して多少とも多い。

今ここで世帯主配偶者の婚姻形態についてみると、つぎのとおりである。(表11、表12 参照) すなわち、現在配偶関係を保っているケースのみについてみると、大部分が「見合い」による結婚である。「自由」婚のケースは全体の約2割程度である。

表11 同居家族員の結婚形態(結婚している場合のみ)

	世帯主	父(母)	長男	長女
見合	56.48.60 (144) (83.7)	23.12.12 (47) (94.0)	5.5.3 (15) (81.3)	0.0.3 (3) (75.0)
自由	8.1.19 (28) (16.3)	1.0.2 (3) (6.0)	0.0.3 (3) (18.7)	0.0.1 (1) (25.0)
合計	64.48.60 (172) (100.0)	24.12.14 (50) (100.0)	5.5.6 (16) (100.0)	0.0.4 (4) (100.0)

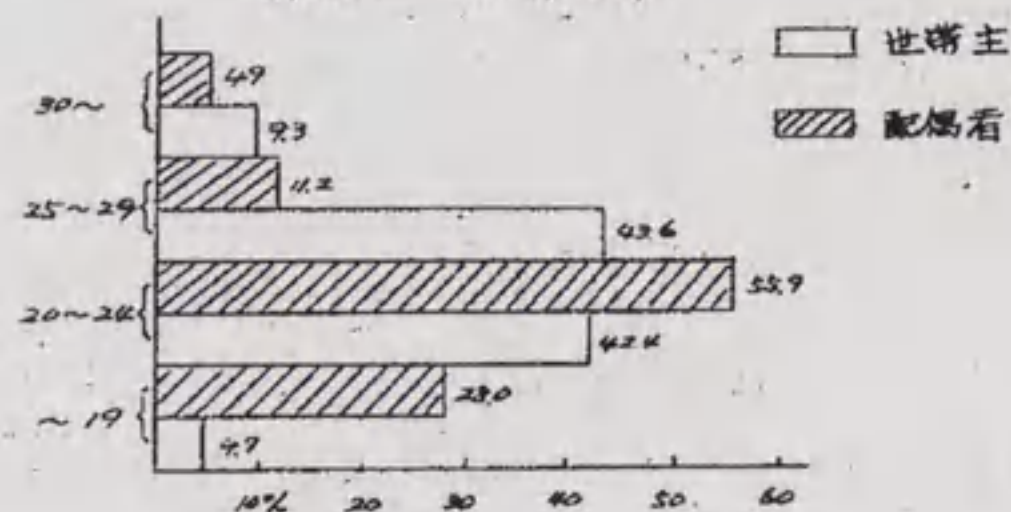
表12 別居家族員の結婚形態

	世帯主	父(母)	長男	長女
見合	7.2.0 (9) (90.0)	0.1.0 (1) (100.0)	3.1.1 (5) (100.0)	1.0.2 (3) (75.0)
自由	1.0.0 (1) (10.0)	—	0.0.0 (0) (—)	0.0.1 (1) (25.0)
合計	8.2.0 (10) (100.0)	0.1.0 (1) (100.0)	3.1.1 (5) (100.0)	1.0.3 (4) (100.0)

また、同居中の世帯主配偶者の両親、長男、長女の場合についてみると、大部分が「見合い」による結婚に集中している。「自由」婚は親の場合3、長男3、長女1、ケースしかみられない。また、現在別居中の家族員について婚姻関係をえている者を見ると、長男、長女については「見合い」8、「自由」1という事実が示されている。

初婚年齢についてみると、つぎの結果が示されている。(図15参照)世帯主の場合、25才から30才未満が最も多く全体の43.6% また、20才から24才

図15 初婚年齢



のケースがこれについている。30才以上のケースは全体の約1割にも満たない。配偶者の場合は20才から25才未満に集中しており、大部分の約84%がそれ以下に含まれている。他方、両親についてもこれと同様の傾向がうかがえるが、母親の場合、20才未満の初婚年齢が多少とも多くなれる。また長男の場合、主として25才から30才未満、長女の場合20才から25才未満がその特徴である。

(4) 通婚圏

上記の通婚関係についてさらに具体的にその特徴をみる。(表13参照) 現在婚姻関係のある者について、世帯主、配偶者の通婚圏をみると、大部分が地区内通婚である。すなわち、出生地別にみて世帯主が現住地と同じであるケースが全体の86.7%をも占め、また配偶者については59.4%となっている。その他世帯主が現住地出身者で配偶者が現住地以外の他同和地区の場合が約1割、また逆に配偶者が現住地出身者で世帯主が他同和地区出身というケースが9.1%みられる。その他、世帯主が同和地区外出身者で、配偶者が現住地出身者の4ケース、また、配偶者が同和地区外出身者で世帯主が現住地出身者の場合の7ケースがみられる。

さらに、両親(現在同居中 配偶関係のあるもの)についてみると、配偶者の同和地区外出身者、現住地以外の他の同和地区出身者2ケースを除いて、その他地区内出身者相互婚の割合は85.8%の比率を示している。(表14参照)

表13 通婚について(世帯主・配偶者)

世帯主	配偶者	同和地区出身者		同和地区外 の出身者
		調査地点出身者	その他のもの	
同和地区出身者	調査地点出身者	36.5.27 (68) (800) (348) (47.6)	8.29.12 (49) (960) (395) (343)	5.0.2 (7) (1000) (5.7) (4.9)
	その他のもの	1.6.6 (13) (153) (92.9) (9.1)	1.0.0 (1) (20) (7.1) (0.7)	—
同和地区外出身者		2.1.1 (4) (87) (80.0) (2.8)	1.0.0 (1) (20) (20.0) (0.7)	—
計		39.12.34 (85) (1000) (59.4)	10.29.12 (51) (1000) (35.7)	5.0.2 (7) (1000) (4.9)

表14 (父・母)

父・母	配偶者	同和地区出身者		同和地区外 の出身者
		調査地点出身者	その他のもの	
同和地区出身者	調査地点出身者	7.2.3 (12) (85.8) (85.8)	1.0.0 (1) (5.0) (7.1)	0.1.0 (1) (1000) (7.1)
	その他のもの	1.0.0 (1) (7.1) (50.0)	0.1.0 (1) (5.0) (50.0)	—
同和地区外出身者		1.0.0 (1) (7.1) (100.0)	—	—
計		9.2.3 (14) (1000) (82.4)	1.1.0 (2) (10.0) (11.8)	0.1.0 (1) (1000) (5.8)

また、長男のケースについては

配偶者が同和地区外出身者のノケースを除いて他は同地区内通婚ないしは配偶者が他同和地区出身というケースにとどまっている。長女のケースについても長男の場合と同じ傾向が伺われる。(表15参照)

したがって、地区内通婚ないしは、地区外他同和地区との通婚に大部分が集中し、一般地区との通婚はほとんどみられない。このことは他の差別事象と同様に婚姻関係における対鎖性ないしは、差別事象が地区が農村地区であるということ以外に顕著に示される例としてあげられる。

X X X

合 計			
49.34.41	(124)		
(267) (100.0)			
2.6.6	(14)		
(9.8) (100.0)			
3.1.1	(5)		
(35) (100.0)			
54.41.48	(143)		
(100.0) (100.0) (100.0)			

計			
8.3.3	(14)		
(82.4) (100.0)			
1.1.0	(2)		
(11.8) (100.0)			
1.0.0	(1)		
(5.8) (100.0)			
10.4.3	(17)		
(100.0) (100.0)			

表 15 (長男)

長男	配偶者	同和地区出身者		同和地区外 の出身者	計
		調査地点 出身者	その他のもの		
同和地区 出身者	調査地点 出身者	1. 1. 3 (5) (1000) <33.3>	4. 3. 2 (9) (900) <60.0>	0. 1. 0 (1) (1000) <6.7>	5. 5. 5 (15) (930) <100.0>
	その他のもの		0. 0. 1 (1) (100) <100.0>		0. 0. 1 (1) (62) <100.0>
同和地区外出身者					
計		1. 1. 3 (5) (1000) <31.2>	4. 3. 3 (10) (1000) <61.5>	0. 1. 0 (1) (1000) <6.3>	5. 5. 6 (16) (1000) <100.0>

以上を通じてみたように、地区における家族形態は大家族としての傾向がみられること。しかも、比較的若い世代の他出がみられること。婚姻関係をえている家族員のケースにみたように、大部分が地区内婚にとどまっていることなどが特徴としてあげられる。したがって、地区への地域的流入はきわめて僅かであり、ことに通婚を通じての一般地区からの流入はほとんどみられない。通婚圏拡大の障害は地区人口の分結、凝集性を更に強化しているとみることで、きよう。

Ⅳ 産業および労働

(1) 産業および就労形態

家族員の産業構成についてみるとつぎの特徴が指摘できる。まず、同居家族員についてみる(表16参照)世帯主(63.1%)配偶者(53.1%)およびその両親については、大部分が農業従事者である。

世帯主の場合、その他単純労働者・主として夫対労働者(13.6%)一般日雇労働者ないしはそれに類似する単純労働に従事するケースが地区における農業以外の産業の主なものとしてあげられる。

事務・技術系の直接生産的労働に参与しない労働者はわずかに5ケースにとどまっている。

他方また、長男・長女あるいはそれ以外の他の家族員については、農業以外の職種に従事するケースが世帯主配偶者について比較的多くみられる。

それらの多くは、技術系労働者として就労するという状況がみられる。ただし、その場合一時的出稼による臨時的な職種に従事するケースがこれらに多く含まれている。

表 16

世帯主・配偶者その他の家族員の職

		世帯主	配偶者	父	母
自営業	漁業	()	()	()	()
	農林業	44.24.39(111) (63.1)	35.29.18(96) (53.1)	3.0.2 (5) (29.4)	3.2.3 (8) (32.2)
	製造業	4.1.0 (21) (1.1)	()	()	()
	商・サービス業主	0.3.1 (4) (2.3)	0.0.1 (1) (0.2)	()	()
	その他の自営業	0.2.2 (4) (2.3)	()	()	()
雇用労働者	事務系労働者	1.0.1 (3) (1.1)	()	()	()
	技術系労働者	0.3.1 (3) (1.2)	1.3.1 (5) (3.5)	()	()
単純労働者	夫	9.10.5 (24) (13.6)	1.2.0 (3) (2.1)	()	()
	妻	2.1.4 (9) (4.0)	0.0.2 (2) (1.4)	()	()
	その他	()	0.0.1 (1) (0.2)	()	()
無職		5.7.7 (19) (10.9)	7.15.25 (58) (39.5)	2.4.1 (1) (20.6)	4.6.8 (25) (25.8)
合 計		64.52.60(174) (100.0)	52.46.49(143) (100.0)	10.4.3 (17) (100.0)	14.8.11 (33) (100.0)

表 17 家族員別にみた副業

(注)

※非該当は調査期間中副業に従事しなかったもの

		世帯主	配偶者	父	母
非該当※	なし	36.70.36 (106) (60.2)	24.25.27 (86) (60.1)	4.0.3 (7) (21.2)	2.2.6 (10) (23.3)
	農業	2.0.0 (3) (1.7)	()	()	()
	林業	2.0.0 (3) (1.7)	()	()	()
	漁業	2.0.0 (3) (1.7)	()	()	()
	製造業	2.0.0 (3) (1.7)	()	()	()
	商業	2.0.0 (3) (1.7)	()	()	()
	サービス業	2.0.0 (3) (1.7)	()	()	()
	建設業	2.0.0 (3) (1.7)	()	()	()
	運輸業	2.0.0 (3) (1.7)	()	()	()
	情報通信業	2.0.0 (3) (1.7)	()	()	()
	金融業	2.0.0 (3) (1.7)	()	()	()
	不動産業	2.0.0 (3) (1.7)	()	()	()
	娯楽・文化・スポーツ業	2.0.0 (3) (1.7)	()	()	()
	健康・福祉・社会福祉業	2.0.0 (3) (1.7)	()	()	()
	その他	2.0.0 (3) (1.7)	()	()	()
合 計		64.52.60(174) (100.0)	52.46.49(143) (100.0)	10.4.3 (17) (100.0)	14.8.11 (33) (100.0)

業(同居家族員の場合)

長男	長女	叔父以下 の男子	叔母以下 の女子	その他の同居家族員		合 計
				男	女	
()	()	()	()	()	()	()
3.4.5 (11) (12.5)	0.1.1 (2) (3.1)	6.1.2 (9) (8.7)	0.0.1 (1) (1.5)	()	0.0.2 (4) (23.0)	10.4.8.7(27) (29.6)
1.0.1 (2) (2.3)	()	()	()	()	()	2.1.1 (4) (0.5)
0.1.0 (1) (1.1)	()	()	()	()	0.0.1 (1) (1.6)	0.0.3 (2) (0.9)
1.0.0 (1) (1.1)	()	()	()	()	()	1.2.2 (5) (0.6)
4.0.3 (7) (9.0)	()	2.0.0 (2) (1.2)	0.0.2 (2) (2.4)	()	()	5.0.6 (13) (1.6)
0.1.7 (0) (13.6)	2.1.4 (7) (10.8)	2.2.11 (18) (15.5)	1.1.1 (3) (3.9)	0.0.1 (1) (2.8)	1.0.1 (2) (8.3)	11.11.27 (49) (6.1)
0.2.0 (2) (2.3)	()	2.1.0 (3) (2.9)	()	2.0.0 (2) (5.6)	()	10.15.5 (34) (4.2)
1.0.1 (2) (2.9)	3.0.2 (5) (7.7)	2.2.5 (18) (13.6)	3.0.4 (12) (15.0)	0.0.1 (1) (2.8)	0.0.1 (1) (1.4)	14.3.25 (44) (5.5)
()	()	()	()	()	()	0.0.1 (1) (0.1)
21.15.14 (50) (56.8)	18.15.18 (51) (78.4)	24.17.18 (57) (57.4)	18.18.26 (62) (77.5)	12.9.11 (32) (88.8)	9.10.19 (33) (70.5)	147.118.147 (408) (50.9)
35.22.31 (89) (100.0)	23.17.25 (65) (100.0)	43.24.36 (103) (100.0)	35.19.39 (90) (100.0)	14.9.13 (36) (100.0)	23.14.20 (61) (100.0)	302.210.210 (803) (100.0)

長男	長女	その他の家族員		合 計
		男	女	
14.6.21 (41) (46.7)	9.1.15 (25) (38.5)	16.6.21 (43) (30.9)	12.3.20 (45) (21.3)	27.9.159 (86) (45.3)
()	()	()	()	0.0.0 (3) (10.4)
1.0.0 (1) (1.1)	1.0.0 (1) (1.5)	1.1.0 (2) (1.4)	0.2.0 (2) (1.4)	10.13.10 (33) (4.1)
()	()	()	1.0.0 (1) (0.3)	1.1.0 (2) (0.3)
()	()	()	()	2.2.0 (4) (10.5)
0.1.0 (1) (1.1)	()	1.0.0 (1) (0.7)	()	3.2.0 (5) (0.6)
()	()	()	()	1.0.0 (1) (0.1)
1.0.0 (1) (1.1)	()	()	1.0.0 (1) (0.6)	4.0.0 (6) (0.8)
0.0.1 (1) (1.1)	0.0.1 (1) (1.5)	()	0.0.1 (1) (0.6)	2.0.2 (11) (1.4)
()	()	1.0.0 (1) (0.7)	()	1.0.0 (1) (0.1)
()	()	()	()	0.0.5 (5) (0.6)
()	()	()	()	2.0.4 (6) (0.8)
()	()	()	()	0.0.1 (1) (0.1)
0.0.1 (1) (1.1)	()	()	()	2.0.2 (5) (0.6)
19.15.9 (42) (47.8)	13.16.9 (32) (58.5)	28.24.28 (92) (66.3)	31.23.32 (91) (64.5)	141.115.180 (388) (46.3)
35.22.31 (89) (100.0)	23.17.25 (65) (100.0)	57.23.49 (139) (100.0)	45.33.63 (141) (100.0)	302.210.210 (803) (100.0)

また、失対以外の民間の単純労働者として従事するケースも多くみられる。

他方、別居家族員の職業についてみると、長男・次男以下の男子などについては、事務・技術等の雇用労働者が比較的多い。ただしその数は全体からすれば極めて僅かである。その他家族員の場合、主な職業種別は、一般の単純労働に従事するケースが男女共に多くみられる。

つきに、副業についてみると、世帯主、配偶者および父母以外の他の家族員による単純労働は比較的多くみられる。それは大部分が日雇いを中心とする単純労働である。例えば世帯主の場合13.6%がそれに該当する。ついでまた、臨時工員の他竹細工、行商、土工、農業日雇、運搬手伝いなどの職種が副業の主なものとしてあげられる。その他商・サービス業、養鶏などがあげられる。

主業と副業の関連についてみると職種間の有為な差はみられないが、自営業（農業）以外の職種に主業をおくケースにも単純労働の副業がみられる点に留意す

べきである。（表17参照）

つきに出稼ぎの有無についてみると、つぎの通りである。（表18参照）家族員の多くは年間に通じて出稼ぎを経験している。例えば世帯主の23.3%配偶者の8.4%長男の約5割その他長女、次男次女以下の子孫にまでその経験がみられる。

また、義務教育終了後の就労経験者はさきわめて多く、それが一時的就労という形態を含めると家族的就労形態に含まれるケースは、全体の約7割近くにも達している。

表18 出稼の有無

世帯主	配偶者	父	母	長男	長女	次男・次女以下の子供		その他の家族員		合計
						男	女	男	女	
あり	21.11.9 (41) (23.3)	0.0.1 (1) (5.9)	0.0.0 (—) (—)	8.4.11 (23) (26.1)	1.0.9 (10) (15.4)	9.2.14 (25) (24.3)	2.0.10 (12) (15.0)	0.1.1 (2) (5.6)	3.0.3 (6) (9.8)	51.18.59 (32) (96.5)
なし	43.44.51 (135) (76.7)	10.4.2 (16) (94.1)	14.8.11 (33) (100.0)	27.8.20 (15) (73.9)	22.7.16 (55) (84.6)	34.22.22 (78) (95.7)	20.19.29 (68) (85.0)	4.8.12 (24) (94.4)	26.12.21 (55) (90.2)	251.102.27 (200) (83.5)
不明	64.52.60 (176) (100.0)	10.4.3 (17) (100.0)	14.8.11 (33) (100.0)	35.22.31 (88) (100.0)	23.7.25 (65) (100.0)	43.24.36 (103) (100.0)	22.19.39 (80) (100.0)	14.9.13 (36) (100.0)	23.14.34 (64) (100.0)	302.210.29 (200) (100.0)

(42)

それについては、次節の就労状況について示れる。

(2) 家族員の就労状況

まず、地区内の大部分にみられる「農業」の実情について示れるとつぎの通りである。(表19参照)農業の場合、その生産物の大部分は米麦であり、その他一般野菜の生産が島地で僅かにみられる。

表19 主な農産物

種別	実数	比率
米	53.1(9)	6.8
米・麦	45.32.48 (124)	93.2
米・野菜	-	-
米・その他	-	-
合計	50.35.49 (133)	100.0

(3) 草地

種別	実数	比率
草	130.1(14)	-

(5) 山林

種別	実数	比率
杉・松	11.0(2)	-

農業従事者の場合

種別	実数	比率
米・麦	-	-
米・野菜	10.0(1)	2.0
米・野菜	-	-
野菜	3.25.7 (35)	70.0
野菜・その他	3.3.6(12)	24.0
その他	0.1.1(2)	4.0
合計	7.29.14 (50)	100.0

表20 (農業の場合) 土地利用形態

(1) 田

耕作面積	0~9畝	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100畝以上	合計
	0.0.2 (2)	0.7.8 (25)	8.2.6 (21)	11.2.5 (38)	6.1.8 (15)	3.2.1 (18)	2.2.2 (12)	2.3.1 (8)	1.1.3 (5)	0.0.2 (2)	1.0.0 (1)	50.35.49 (133)
	(1.5)	(8.8)	(15.8)	(21.0)	(11.3)	(12.0)	(9.0)	(4.5)	(3.8)	(1.5)	(0.2)	(100.0)

(2) 畑

耕作面積	0~9畝	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100畝以上	合計
	2.2.14 (42)	1.5.0 (9)										2.2.14 (50)
	(42)	(9)										(100.0)

(3) 草地

耕作面積	0~9畝	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100畝以上	合計
	2.0.0 (2)	2.0.1 (3)										2.0.1 (5)
	(2)	(3)										(100.0)

(4) 山林

耕作面積	0~9畝	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100畝以上	合計
	0.1.0 (1)											0.1.0 (1)
	(1)											(100.0)

(43)

耕作面積についてみると30~39畝(21.0%)をピークに、多くは70畝未満にとどまり、半の割合にみた30から39畝の耕作面積を得ているものの他、40畝から49畝

11.3% 50畝から59畝12.0%・60畝から69畝9.0%であり、29畝以下については36.1%をも含まれている。多くは自作地であり、土地は以上の事実からもみられるようにきわめて狭い。また、畑は多くは9畝未満

世帯別にみた家畜数(専業の場合)

表21

《 》=兼業の場合

項目	1	2	3	4	5	6~10	11~20	21~50	51以上	なし	合計
乳用牛	0.13 (0.1) (3.6)	0.21 (0.1) (2.7)	0.01 (0.1) (0.9)							0.23 (0.3) (92.9)	44.26.39 (111) (100.0)
役用牛	1.11 (0.1) (3.1)	2.01 (0.1) (2.7)								2.05 (0.1) (83.1)	44.26.39 (111) (100.0)
豚	3.19 (0.1) (11.7)									4.25 (0.1) (88.3)	44.26.39 (111) (100.0)
鶏										44.26.39 (111) (100.0)	44.26.39 (111) (100.0)
めん羊										44.26.39 (111) (100.0)	44.26.39 (111) (100.0)
山羊	1.00 (0.1) (0.9)									4.26 (0.1) (100.0)	44.26.39 (111) (100.0)
兎	0.04 (0.1) (0.9)	0.11 (0.1) (1.1)								4.26 (0.1) (100.0)	44.26.39 (111) (100.0)
にわとり		1.01 (0.1) (1.1)	0.05 (0.1) (0.9)	2.01 (0.1) (2.7)	3.01 (0.1) (3.1)	1.13 (0.1) (1.1)	0.01 (0.1) (0.9)	0.01 (0.1) (0.9)	1.00 (0.1) (1.1)	25.25 (0.1) (94.1)	44.26.39 (111) (100.0)
あひる										44.26.39 (111) (100.0)	44.26.39 (111) (100.0)
野鳥(群)										44.26.39 (111) (100.0)	44.26.39 (111) (100.0)

であり、10畝から19畝でもつ世帯の他はそれ以上の耕作面積をえている世帯はみられない。その他草地、山林などの所有世帯が多少ともみられるが全体の割合からみればきわめて僅かである。(表20参照)

他方、専業農家について、その家畜数をみると、乳用牛・役用牛、鶏、豚、山羊、兎などが僅かの世帯にみられる。その羽、匹、頭数は鶏を除いては各世帯/ないし2である。養鶏のケースは大規模な場合はみられず、多くは6から10羽にとどまっている。

(表21参照)

世帯別にみた農業機械の利用形態をみるとつぎの通りである。(表22参照)

動力脱穀機(19.8%)については自己所有のケースが他に較べて多少とも多くみられるが、初摺機、動力噴霧機、動力散粉機、原動機などは、大部分が共用である。しかしながら、動力耕うん機、脱穀機、その他の上記の農業機械は、農務以外からの賃借りという形態が極めて多くみられる。また、農業機械を使用せず畜力に依頼する世帯は専業農家世帯の全体約54%を

表 22 世帯別にみた農業機械の利用形態

利用形態		動力耕うん機	動力脱穀機	初 摺 機
自己所有		3. 2. 2 (7) (6.3)	9. 5. 8 (22) (19.8)	0. 0. 1 (1) (0.9)
共用		3. 2. 2 (7) (6.3)	10. 12. 7 (29) (26.1)	4. 10. 36 (40) (36.0)
賃借り	農 協	— (—)	1. 0. 0 (1) (0.9)	3. 0. 0 (3) (2.7)
	その他	35. 16. 35 (86) (77.5)	25. 9. 24 (58) (52.3)	27. 15. 12 (54) (48.7)
なし		5. 0. 0 (2) (18.9)	1. 0. 0 (1) (0.9)	12. 1. 0 (13) (11.7)
その他		— (—)	— (—)	— (—)
合 計 (比率)		46. 26. 39 (111) (100.0)	46. 26. 39 (111) (100.0)	46. 26. 39 (111) (100.0)

利用形態		動力耕うん機	動力脱穀機	初 摺 機
自己所有		1. 1. 0 (2) (8.7)	1. 1. 0 (2) (8.7)	—
共用		—	2. 1 (3) (13.0)	0. 3. 7 (10) (43.5)
賃借り	農 協	—	—	—
	その他	6. 3. 8 (17) (73.9)	6. 3. 7 (16) (69.5)	7. 4. 1 (12) (52.1)
なし		0. 3. 0 (3) (13.0)	0. 1. 0 (1) (4.4)	0. 0. 0 (0)
その他		0. 1. 0 (1) (4.4)	0. 1. 0 (1) (4.4)	0. 1. 0 (1) (4.4)
合 計 (比率)		7. 8. 8 (23) (100.0)	7. 8. 8 (23) (100.0)	7. 8. 8 (23) (100.0)

用 形 態 (専業農家)

動力噴霧機 動力穀粉機	原 動 機	畜 力
0. 2. 2 (4) (3.6)	7. 0. 5 (12) (10.8)	5. 6. 6 (17) (15.3)
2. 11. 27 (40) (36.0)	9. 2. 13 (24) (21.6)	1. 2. 1 (4) (3.6)
1. 1. 0 (2) (1.8)	1. 0. 0 (1) (0.9)	— (—)
27. 12. 1 (49) (44.2)	20. 12. 21 (53) (47.8)	5. 0. 24 (29) (26.1)
16. 0. 0 (16) (14.4)	9. 12. 0 (21) (18.9)	35. 8. 8 (31) (46.0)
— (—)	— (—)	— (—)
46. 26. 39 (111) (100.0)	46. 26. 39 (111) (100.0)	46. 26. 39 (111) (100.0)

(兼業農家)

動力噴霧機 動力穀粉機	原 動 機	畜 力
—	—	—
0. 2. 6 (8) (34.8)	0. 0. 6 (6) (26.1)	0. 1. 0 (1) (4.4)
—	—	—
2. 3. 2 (9) (39.1)	2. 2. 2 (6) (26.1)	0. 1. 2 (3) (13.0)
3. 2. 0 (5) (21.7)	5. 6. 0 (11) (47.8)	7. 6. 6 (19) (82.6)
0. 1. 0 (1) (4.4)	0. 0. 0 (0)	—
4. 8. 8 (23) (100.0)	7. 8. 8 (23) (100.0)	7. 8. 8 (23) (100.0)

みられる。(表22参

照)

専業農家について、
雇用労力の有無をみると、大部分が家族労力であり、全体の59.5%を占めている。

交換労力に依存する世帯は、約38%である。他方、兼業農家について、農業機械の利用形態をみると、各種機械の自己所有のケースは動力耕うん機、動力脱穀機に関して極めて僅かでありその他の農業機械の賃借りないしは、共用という形態をとっている。(表23参照)

世界別にみた雇用労働の有様
表23

(専業主婦)				(兼業主婦)			
事 項		実 数	比 率	事 項		実 数	比 率
あ り		0.0.3 (3)	2.7	あ り		—	—
な し	家族労働	34.10.22 (66)	59.5	な し	家族労働	6.4.6 (16)	69.6
	交換労働	12.16.14 (42)	37.8		交換労働	1.4.2 (7)	30.4
合 計		46.26.39 (111)	100.0	合 計		7.8.8 (23)	100.0

他方農業以外の就労 — 自営業主にみられる事業所状況についてみると、自営サービス業の場合は、木材加工業の他理容店、化粧品店、洋服仕立、その他の業種の他は殆んどみられない。すなわちその大部分は、個人の自営業である。したがってまた、その規模は大部分が4人未満の大きさである。最も大きい規模の事業所（木材加工業）についてもその従業員は20人未満程度にとどまっている。

他方、雇用労働者についてみると、電気会社、建築土木会社、鉄工所、軽金属工業、運送店、その他の諸

々の取組があげられる。

従業先所在地は、地区外、県内に大部分（55.3%）が集中し、地区内については、ノノケースしかみられない。また、県外に就労先をもつ場合も43.9%と比較的多くみられる。

雇用関係についてみると、常雇いの約8割、臨時雇いの場合には約2割がみられること。ことに世帯主の場合、約4割が臨時雇があることにも留意すべきである。就業先規模はどの多くが5人以上20人未満の事業所に大部分の65.3%が集中し、ついで、20人以上50人未満の事業所への就労が16.3%みられる。50人以上については全体の7.8%にとどまっている。したがって、規模の小さい中小企業への就労が目立つ。そのことは主に事業所種別において、個人の企業体に就労するケースが全体の約6割近くを占めていることから理解できる。

また、官公庁への就労者はノ3ケースに止まっている。就労の方法は、既安を通じて、就労した者がノ5ケース、試験による就労はノ4ケースに止まり、縁故

雇用状況

表 24

状況 家族員		従業員所在地			雇用関係			従業員		
		地区内	地区外の		合計	常時雇用	臨時雇用	合計	4人以内	20人以上
			県内	県外						
世帯主		0.1.2 (13) (2.3)	2.12.5 (22) (61.1)	5.2.4 (11) (30.6)	12.13.11 (36) (100.0)	5.9.7 (21) (52.3)	24.4 (15) (41.7)	12.13.11 (36) (100.0)	2.3.0 (4) (11.1)	2.9.8 (24) (66.7)
配偶者		0.0.2 (2) (18.2)	2.5.2 (19) (81.8)	— (—) (—)	2.5.4 (11) (100.0)	2.4.3 (19) (81.8)	0.1.1 (2) (18.2)	2.5.4 (11) (100.0)	0.0.3 (3) (22.3)	2.8.1 (7) (63.6)
父子兄弟		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
母子兄弟		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
長男		0.0.2 (2) (8.7)	3.2.2 (7) (30.4)	6.1.7 (14) (60.9)	9.3.11 (23) (100.0)	2.3.9 (13) (85.8)	1.0.2 (2) (17.8)	2.0.0 (2) (9.7)	2.3.7 (7) (79.9)	— (—) (—)
長女		0.0.1 (1) (8.3)	2.1.2 (6) (30.0)	2.0.3 (5) (41.7)	5.1.8 (12) (100.0)	4.5.5 (12) (80.3)	1.0.1 (1) (16.7)	5.1.8 (12) (100.0)	— (—) (—)	2.0.5 (5) (53.3)
次男・次女以下	男	0.0.1 (1) (2.9)	2.5.7 (16) (45.7)	0.1.8 (18) (57.4)	13.6.16 (35) (100.0)	12.4.18 (30) (85.7)	1.2.2 (5) (46.3)	1.0.1 (1) (5.7)	2.5.12 (12) (71.4)	— (—) (—)
	女	0.0.0 (0) (—)	1.0.3 (4) (23.6)	3.1.9 (13) (70.5)	4.1.12 (17) (100.0)	4.1.11 (4) (94.1)	0.0.1 (1) (5.9)	4.1.12 (17) (100.0)	1.0.1 (2) (11.8)	2.1.7 (10) (52.9)
その他の家族員	男	0.0.2 (2) (50.0)	1.0.0 (1) (25.0)	1.0.0 (1) (25.0)	2.0.2 (4) (100.0)	1.0.2 (3) (25.0)	1.0.0 (1) (25.0)	2.0.2 (4) (100.0)	1.0.0 (1) (25.0)	1.0.0 (1) (25.0)
	女	0.0.0 (0) (—)	1.0.2 (3) (100.0)	0.0.0 (0) (—)	1.0.2 (3) (100.0)	1.0.2 (3) (100.0)	0.0.0 (0) (—)	1.0.2 (3) (100.0)	0.0.1 (1) (33.3)	1.0.1 (1) (33.3)
合計		0.1.18 (11) (28)	20.23.23 (68) (69.3)	25.5.31 (62) (43.9)	40.29.68 (141) (100.0)	27.2.53 (62) (28.6)	11.7.11 (29) (100.0)	22.6 (15) (10.6)	38.22.40 (72) (65.3)	— (—) (—)

による就労が目立って示され約8割を占めている。

これらの傾向は、世帯主のみならず、長男・長女を中心とする他の家族員にも共通してみられる。(表25参照)

先規獲			事業所種類					就労の方法				
50人以内	51人以内	合計	個人	法人	任意	官公庁	合計	試験	縁故	取寄	その他	合計
2.1.1 (14) (11.1)	1.1.2 (6) (11.1)	12.13.11 (36) (100.0)	2.1.3 (28) (66.7)	2.0.2 (2) (11.1)	0.1.0 (1) (2.2)	2.1.4 (7) (19.4)	12.13.11 (36) (100.0)	— (—) (—)	10.11.6 (27) (75.0)	2.3.4 (8) (22.2)	0.0.1 (1) (2.8)	12.13.11 (36) (100.0)
0.1.0 (1) (9.1)	— (—) (—)	2.5.4 (11) (100.0)	2.4.2 (12) (22.7)	0.1.0 (1) (9.1)	— (—) (—)	0.0.2 (2) (18.2)	2.5.4 (11) (100.0)	1.0.1 (2) (18.2)	17.3 (15) (45.4)	0.3.0 (3) (27.3)	0.0.1 (1) (9.1)	2.5.4 (11) (100.0)
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
0.0.2 (2) (8.7)	0.0.2 (2) (8.7)	9.3.11 (23) (100.0)	2.2.7 (16) (69.6)	1.1.3 (5) (21.7)	— (—) (—)	1.0.1 (2) (8.7)	9.3.11 (23) (100.0)	1.0.3 (4) (17.0)	7.2.7 (16) (69.6)	0.0.1 (1) (4.3)	1.1.0 (3) (8.7)	9.3.11 (23) (100.0)
2.1.0 (4) (33.3)	0.0.1 (1) (9.3)	5.1.6 (12) (100.0)	4.1.5 (10) (83.4)	1.0.0 (1) (8.3)	— (—) (—)	0.0.1 (1) (8.3)	5.1.6 (12) (100.0)	1.0.1 (2) (16.6)	4.1.5 (10) (83.4)	0.0.0 (0) (—)	— (—) (—)	5.1.6 (12) (100.0)
2.1.2 (5) (46.3)	2.0.1 (3) (18.4)	12.6.16 (35) (100.0)	5.1.9 (15) (42.9)	2.5.7 (19) (54.2)	— (—) (—)	1.0.0 (1) (2.9)	13.6.16 (35) (100.0)	2.0.1 (3) (8.6)	11.5.18 (30) (85.4)	0.0.1 (1) (2.9)	0.1.0 (1) (2.9)	13.6.16 (35) (100.0)
1.0.3 (4) (23.5)	0.0.1 (1) (5.9)	4.1.12 (17) (100.0)	2.1.6 (9) (52.9)	2.0.6 (8) (47.1)	— (—) (—)	— (—) (—)	4.1.12 (17) (100.0)	0.0.1 (1) (8.9)	4.1.10 (15) (80.2)	0.0.1 (1) (5.9)	— (—) (—)	4.1.12 (17) (100.0)
0.0.2 (2) (50.0)	0.0.0 (0) (—)	2.0.2 (4) (100.0)	1.0.0 (1) (25.0)	1.0.1 (2) (50.0)	0.0.1 (1) (25.0)	— (—) (—)	2.0.2 (4) (100.0)	— (—) (—)	2.0.2 (4) (100.0)	— (—) (—)	— (—) (—)	2.0.2 (4) (100.0)
0.0.1 (1) (23.3)	0.0.0 (0) (—)	1.0.2 (3) (100.0)	1.0.1 (2) (66.7)	0.0.1 (1) (33.3)	— (—) (—)	— (—) (—)	1.0.2 (3) (100.0)	1.0.0 (1) (33.3)	0.0.2 (2) (66.7)	— (—) (—)	— (—) (—)	1.0.2 (3) (100.0)
2.0.11 (23) (18.3)	2.1.7 (11) (7.8)	40.29.68 (141) (100.0)	24.23 (55) (68.3)	18.220 (41) (28.1)	0.1.1 (2) (1.4)	4.1.8 (13) (9.2)	40.29.68 (141) (100.0)	6.0.7 (13) (9.2)	27.22.38 (67) (77.3)	2.5.7 (14) (9.9)	1.2.2 (5) (3.6)	40.29.68 (141) (100.0)

(3) 世帯主の就労状況

今こゝで世帯主の就労状況について、その特徴をみる。まず、現職への就労年数についてみると、大部分

がこれらの世帯をもつてからの就労期間を示し、約15年以上のケースが比較的多い。ただし、これらの世帯主のうち多少とも過去に転雇経験のある者が含まれている。例えば、転雇を1回経験している者は32(18.2%)となっている。(表25参照)

その理由についてみると、「不況のため」(14.5%)「戦争のため」(14.5%)「家の都合」(12.9%)「定年(老衰)のため」(12.9%)「就労でまかなくなった」(6.1%)などの理由の他、「低賃金」(8.1%)などで

表25 世帯主の転雇回数

	なし	1	2	3	合計
実数	32.42.40 (114)	16.10.6 (32)	11.0.11 (22)	5.0.3 (8)	64.52.60 (176)
比率	84.8	18.2	12.5	4.5	100.0

「病気・傷主のため」(11.3%)などの自発的な退職者が比較的多くみられる。停年、老衰などの理由の退職が少く、また、雇用者から停職を通告されたものはみられない。世帯主の主な前職についてみると、一般日雇のケースが比較的多い他、事務、技術者の雇用労働者などもこれについている。しかしながら、農業

表26 退職の理由

事	項	実数	比率
退非自発的	停年(老衰)	2.0.6 (8)	(12.9)
	失業	()	()
自発的	低賃金	2.3.0 (15)	(8.1)
	傷害、病気	2.0.4 (7)	(11.3)
	不況のため	6.0.3 (9)	(14.5)
	毎日転がある	3.0.2 (5)	(8.1)
	戦争のため	5.0.4 (9)	(14.5)
	家の都合	4.0.4 (8)	(12.9)
	耕地少いため	2.0.0 (2)	(3.2)
	結婚	1.0.1 (2)	(3.2)
	重労働のため	0.0.4 (4)	(6.5)
	将来性ない	0.0.2 (2)	(3.2)
退職	他になかった	0.0.0 (0)	(0)
	不明	4.7.0 (14)	(17.6)
	合計	32.10.20 (62)	(100.0)

を除く他の自営業からの転職者は他に較べて僅かしかみられない。(表26参照)

(4) 家族員のうち無職のものについて、

現在満16才以上の家族員のうち、「就労していないもの」についてその状況を見ると、つぎの通りである。

すなわち、世帯主については、

全体の11.1%しかみられないが、配偶者(32.1%)両親(父親=2.0%, 母親=14.6%)などに無職者が多

表27 義務教育修了後の無職のものについて

	家事	就学	滞滞・失業	切迫がない	精進	結婚	A	合計
世帯主	0.2.1 (13) (15.8)	(一)	5.3.5 (13) (68.4)	0.1.1 (13) (10.5)	(一)	(一)	0.1.0 (11) (5.3)	5.7.7 (19) 2.1.12 (100.0)
配偶者	1.7.0.17 (58) (69.1)	(一)	6.3.4 (12) (21.8)	0.0.4 (14) (7.3)	(一)	(一)	0.1.0 (11) (1.8)	1.7.13.25 (58) 2.2.12 (100.0)
父	(二)	(一)	7.4.1 (12) (100.0)	(一)	(一)	(一)	(一)	7.4.1 (12) 2.0 (100.0)
母	0.1.0 (11) (4.0)	(一)	1.5.3 (24) (96.0)	(一)	(一)	(一)	(一)	1.6.8 (25) 2.4.6 (100.0)
長男	2.0.0 (12) (28.6)	1.1.0 (12) (28.6)	(一)	0.1.2 (13) (42.8)	(一)	(一)	(一)	3.2.2 (2) 2.4.12 (100.0)
長女	2.3.0 (15) (31.2)	3.1.4 (18) (50.0)	1.0.0 (1) (6.3)	(一)	(一)	0.0.2 (13) (12.5)	(一)	6.4.6 (6) 2.4 (100.0)
次男・次女	1.0.0 (11) (8.3)	4.1.2 (10) (58.4)	0.1.0 (1) (8.3)	1.0.1 (12) (14.7)	(一)	(一)	0.1.0 (11) (8.3)	6.3.3 (12) 2.0 (100.0)
以下	0.0.1 (1) (8.3)	4.1.5 (10) (83.4)	0.0.1 (1) (8.3)	(一)	(一)	(一)	(一)	4.1.7 (12) 2.0 (100.0)
その他の	(一)	0.0.1 (11) (一)	(一)	0.0.1 (1) (一)	(一)	(一)	(一)	1.0.2 (3) 2.4 (100.0)
家族員	3.3.4 (10) (100.0)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	3.3.4 (10) 2.4 (100.0)
合計	19.19.23 (101) (35.7)	12.4.12 (28) (16.4)	30.15.18 (64) (37.4)	1.2.8 (12) (7.0)	1.0.0 (1) (0.5)	0.0.2 (13) (1.2)	0.1.0 (11) (1.8)	63.43.45 (71) 2.100.0 (100.0)

内 五

表28 無職のものについての前職

	自営業				雇用労働者				単純労働者	合計 (国営社 を含む)
	農業	農林業	製造業	高下・ヒ ス業主	その他の 自営業	事務系 労働者	技術系 労働者	その他		
世帯主	(一)	2.2.1 (15) (26.3)	(一)	1.1.0 (12) (10.5)	(一)	0.0.1 (11) (5.3)	0.0.2 (12) (10.5)	1.0.2 (13) (15.8)	(一)	1.4.1 (16) (31.6)
配偶者	(一)	2.0.0 (12) (3.6)	(一)	(一)	(一)	(一)	3.0.2 (15) (9.1)	(一)	(一)	12.13.23 (100) (87.3)
父	(一)	2.0.0 (12) (16.7)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	0.1.0 (11) (8.3)	(一)	5.3.1 (19) (25.0)
母	(一)	3.0.0 (13) (12.0)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	0.0.1 (11) (4.0)	(一)	8.6.7 (21) (184.0)
長男	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	0.0.1 (11) (14.3)	(一)	3.2.1 (16) (85.7)
長女	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	0.0.2 (12) (12.5)	(一)	6.4.4 (14) (87.5)
次男・次女	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	0.1.0 (11) (8.3)	(一)	6.3.3 (11) (91.7)
女以下	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	0.0.1 (11) (8.3)	(一)	4.1.6 (11) (91.7)
その他の	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	0.0.1 (11) (1.2)	(一)	1.0.1 (13) (1.2)
家族員	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	2.3.4 (19) (100.0)	(一)	2.3.4 (19) (100.0)
合計	(一)	9.2.1 (12) (3.0)	(一)	1.1.0 (13) (1.2)	(一)	0.0.1 (11) (10.0)	3.0.4 (15) (4.1)	1.2.8 (11) (6.4)	(一)	48.38.51 (174) (100.0)

少ともみられる。また長男・長女以下の他の家族員も全体の割合からすれば僅かであるがこれに含まれている。その理由は、病気（老衰）などのケースが世帯主・配偶者両親に集中してみられ全体の37.4%を占めている。ことに、父親については100.0%、母親の場合96.0%がこれに当り、世帯主の68.4%、配偶者の21.8%とつづいてみられる。その他、長男・長女以下の他の家族員については、就学によるものの多い（16.4%）、ただし、「働き場がない」というケースも僅かながらにみられる（7.0%）配偶者、長男・長女の多くは、家事手伝いのため、現在就労していないケースが比較的多くみられる。ことに配偶者については69.1%がこれに該当する。（表27参照）

無職の者についてかつて就労していた者は世帯主配偶者および両親にみられる。これらの職種は農業林業以外に雇用労働者、単純労働者としての職種がうかがえた。その他の家族員については僅かに中島地区にみられる他は就労経験をもたない。

（表28参照）

失業、離職の時期についてみると、世帯主、配偶者、両親は戦後の場合が多く、ことに、戦後から昭和30年までの期間の離職者が多い。（表29参照）

無職者について、これらは、完全に現在なんらかの職業から離職し、家事その他に専心するというケースは一部の老年者を除いては少い。例えば、先にみた副業などの一時的就労や、アルバイトなどの経験者がかなりこれに含まれていること。ことに農業以外の副業に就労しているケースが多いこと、などに留意すべきであろう。

したがって、就労形態は、世帯主のみにとどまらず、家族的就労という形態をとる場合の多いこと、他方また、かならずしも家族員の同じ職種への就労、例えば農業への従事をとらずに一般の雇用労働、単純労働の様々の職種に個別に従事しているという状況がうかがえるのである。

表 29 無職者の失業・離職の時期

事 項	大正時代	戦前・戦中	戦 後 S 20 ~ 30
世 帯 主	1.0.0 (1) (5.3)	1.0.3 (4) (21.1)	1.1.0 (2) (10.5)
配 偶 者	1.0.0 (1) (1.8)	2.0.1 (3) (5.5)	3.0.2 (5) (9.1)
父	1.0.0 (1) (8.3)	— (—)	3.0.0 (3) (25.0)
母	1.0.0 (1) (4.0)	— (—)	2.0.0 (2) (8.0)
長 男	— (—)	— (—)	— (—)
長 女	— (—)	— (—)	— (—)
次女・次男	— (—)	— (—)	— (—)
以 下	— (—)	— (—)	— (—)
その他の	1.0.0 (1) (33.3)	— (—)	— (—)
家族員	— (—)	— (—)	1.0.0 (1) (10.0)
合 計	5.0.0 (5) (2.9)	3.0.4 (7) (4.1)	10.1.2 (13) (7.6)

(5) 転職態度

同地区内の就労形態は、以上にみてきたように、農業従事者が大部分を占めるが、それとの専業という形態は顕著にみられず、他の職種への家族的就労が目立って示されている。すなわち、世帯主自身についての、

S 31 ~ 35	S 37 年以降	邪 誤 当 (不明を含む)	合 計
1.1.1 (3) (15.8)	0.0.1 (1) (5.3)	1.5.2 (8) (42.0)	5.7.7 (19) (100.0)
1.1.0 (2) (3.6)	0.0.1 (1) (1.8)	10.12.21 (43) (78.2)	17.13.25 (55) (100.0)
— (—)	— (—)	3.4.1 (8) (66.7)	7.4.1 (12) (100.0)
0.1.0 (1) (4.0)	— (—)	2.5.8 (21) (84.0)	11.6.8 (25) (100.0)
0.0.1 (1) (14.3)	1.0.0 (1) (14.3)	2.2.1 (5) (71.4)	3.2.2 (7) (100.0)
0.0.1 (1) (6.3)	0.0.1 (1) (6.3)	6.4.4 (44) (87.4)	6.4.6 (16) (100.0)
— (—)	2.0.1 (3) (25.0)	4.3.2 (9) (75.0)	6.3.3 (12) (100.0)
— (—)	0.0.1 (1) (8.3)	45.1.6 (11) (91.7)	4.1.7 (12) (100.0)
— (—)	0.0.1 (1) (33.3)	0.0.1 (1) (33.3)	1.0.2 (3) (100.0)
1.0.0 (1) (10.0)	— (—)	1.3.4 (8) (80.0)	3.3.4 (10) (100.0)
3.3.3 (9) (5.3)	3.0.6 (9) (5.3)	39.39.50 (100) (74.8)	63.43.65 (171) (100.0)

あるいは、
また、他の
家族員につ
いての地域
内外の事業
所、あるい
は一時的な
単純労働へ
の従事者が顕
著に示され
ている。し
たがって、
現在の職業

は彼らにとってその生活を支えるに十分な場合が少く、
転職態度は極めて消極的なものに止まる場合が多い。

(表 30 参照)

世帯主について、現職への転職態度をみるとつぎの通りである。すなわち、全般的にみて「今のところ現職を続ける他はない」とする消極的な転職態度を

表30 世帯主職業別にみた現職への職業態度

職業	将来とも続ける	いまのところ続 ける他はない	早くやめたい	やめ る	合 計
	()	()	()	()	()
農業	5,146 (35)	40,123 (84)	1,011 (2)	—	46,269 (41)
林業	(22.5)	(75.7)	(1.8)	—	(100.0)
製造業	1,110 (2)	()	()	—	1,110 (2)
商業	(100.0)	()	()	—	(100.0)
サービスの業	0,200 (2)	0,011 (1)	0,110 (1)	—	0,311 (4)
その他の自営業	(50.0)	(25.0)	(25.0)	—	(100.0)
その他の自営業	0,110 (2)	0,111 (2)	0,011 (1)	—	0,222 (4)
専任労働者	(100.0)	(50.0)	(25.0)	—	(100.0)
専任労働者	1,011 (2)	—	—	—	1,011 (2)
技術系労働者	(100.0)	()	()	—	(100.0)
技術系労働者	0,111 (3)	0,110 (1)	—	—	0,221 (3)
対 応	(66.7)	(33.3)	()	—	(100.0)
対 応	4,911 (4)	4,113 (8)	1,011 (2)	—	9,113 (24)
一般	(58.4)	(33.3)	(8.3)	—	(100.0)
一般	0,010 (0)	2,011 (6)	0,110 (1)	—	2,111 (2)
その他	()	(85.7)	(14.3)	—	(100.0)
その他	—	—	—	—	—
合 計	11,289 (48)	46,154 (102)	2,213 (7)	—	59,453 (57)
	(30.6)	(64.9)	(4.5)	—	(100.0)

示す者が極めて多く102.64.9%) みられ、それでは有取着の約7割以上を占めているがまた、早くやめたいとするケースも7.4.5%) みられる。他方、将来共現在に職を続ける」とするものは48 (30.6%) に止まっている。職業別にこれらの職業態度をみると、消極的な態度をとるケースは農林業、夫対一般日雇などの単純労働者に集中してみられる。他方、将来共続けるという積極的な態度は一部の農林業、単純労働者に見られるが、その他は、製造業、商サービス業その他の自営業者に僅かながらも分散してみられる。また、年令別にみて消極的な態度は比較的年長者に多く示されており、40才未満のことに若い年令階層についてはより消極的な態度が察知できるのである。

X X X

以上のうちことに、世帯主の現職への態度から理解できるように、土地の狭少性、農業活動の限界、あるいは後にも彼らの生活水準などの物的条件は、必ずしも現職への充足感をあたえていない。

これらの意識は世帯主のみならず他の家族員にも多分に察知できる。転居経験が世帯主について過去に多少とも認められるとしても、それらの職業階層間の移動には、限界があること。また、比較的若い年齢層人口の一般地区への流出がみられるとしても、それらは安定した職業に吸収されることなく結局は地区に再流入して同地区周辺の小企業に吸収されるという傾向がみられること、などが以上の諸点から明らかにされた。地区における特定の産業をもたない場合、農業以外の就労は極めて限られた職業、例えば当地区では木材加工業労働者として就労などに止まっていることにも留意すべきである。

V 生活環境

地区内の物的環境については、地区概況において示されたように、道路、河川、住宅、その他の設備の点でかなりの問題が残されている。ことに住宅については、保健衛生、火災上の危険などの問題がみられる。これに対して、居住者自身の側からも積極的な改良あるいは、同

七
ノ
内

和行政を通じての改善計画などはこれまで十分な効果をあげているとはいえない。以下にそれらの点をみる。

(1) 住宅環境

まず、住宅の広さについてこれを畳数、室数、建坪、宅地の広さなどの点からみると、次の特徴があげられる。

図16

(a) 畳数

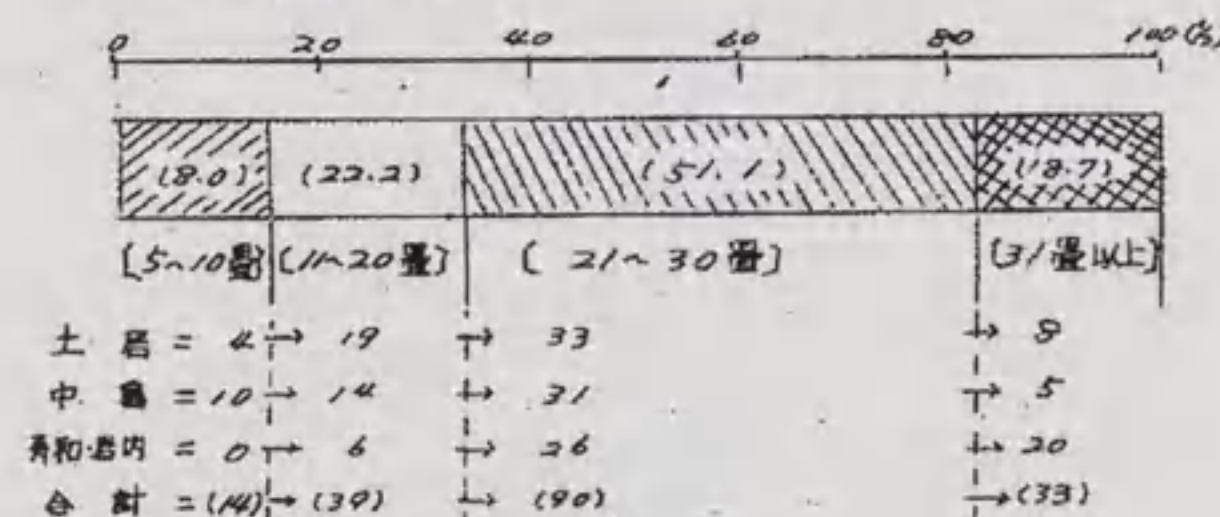
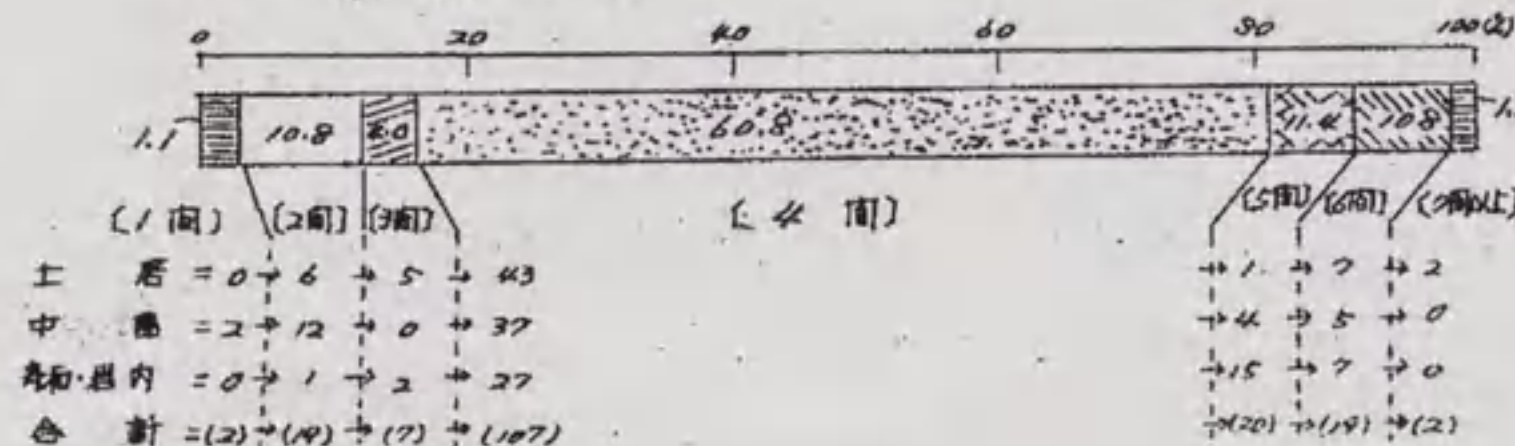


図17

(b) 部屋数



α 畳数 大部分の住宅空間は2ノ畳から30ノ畳の広さに集中し、51.1%を占めている。3ノ畳以上の広さをもつ住宅は全体の約19%割程度に止まっている。また1ノ畳未満の広さしかない住宅も14戸(32.2%)みられる(図16参照)

β 室数 多くは4間の場合がみられ、全体の60.8%がこれに概当する。また、6間以上については19戸(10.8%)3間以下については28戸(4.8%)みられる。ただし、この室数には、居室に適さない室、例えば台所、物置、納屋などが含まれている場合もある。(図17参照)

γ 建坪 15坪から19坪(18.7%)ないしは20坪から30坪(45.5%)の住宅が多い。14坪未満の建坪の住宅は全体の22.2%をも占めている。また、30坪以上は、13.6%に止まっている。

(図18参照)

α 宅地の広さ 農家世帯が多いため宅地は比較的広い。例えば、30年以上の世帯については全体の約8割近くも占めている、しかしながら20坪未

図18

(C) 建坪

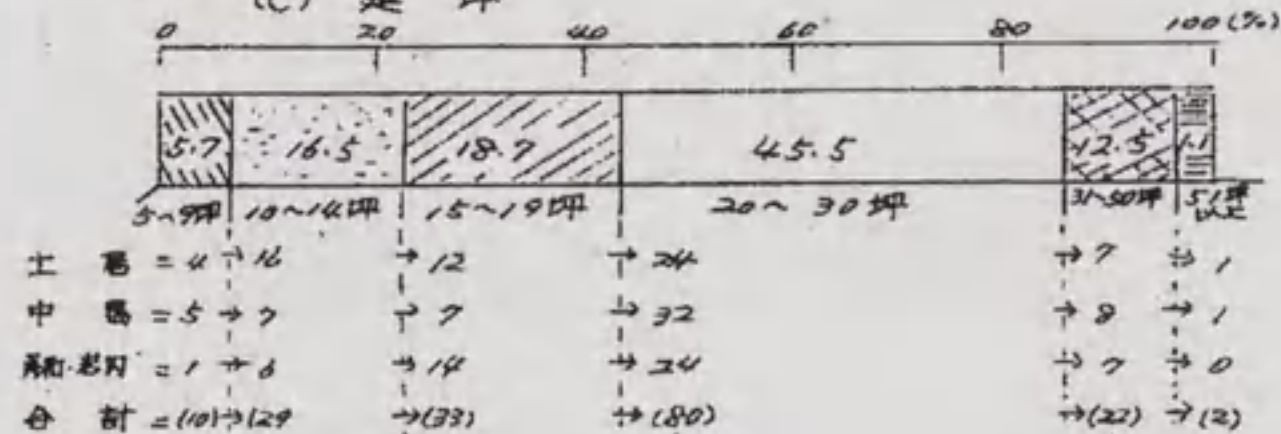


図19

(D) 宅地の広さ

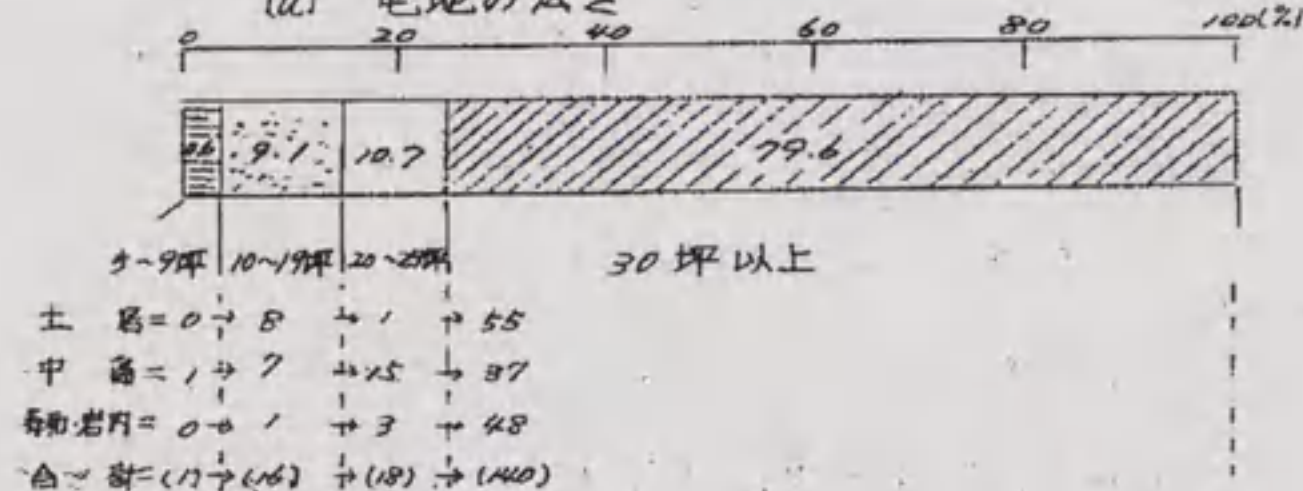
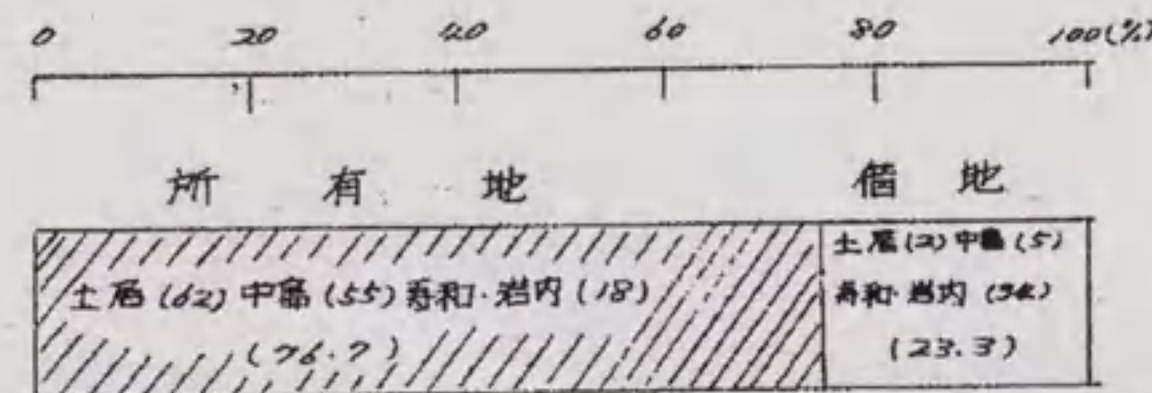


図20

(e) 宅地所有関係



満の世帯も16(10.0%)みられる(図19参照)

e 宅地の所有関係 全体の76.7%は個々の世帯の所有地である。これらは、数でみる住宅の所有関係において、それが、持家が多いことと符合する(同20参照)

f 家屋の所有関係。居住形式。 持家は全体の92.2%を占める。借家の場合11ケースにすぎない。

また、間借りしている世帯は寿和・岩内地区の1ケースに止まる。しかもそれは、1戸立ちであり、3軒未満の長屋形式の住宅(主として借家)に居住する世帯は中島地区の5世帯に止まる。

また、家賃同代は持家のため、ない場合が多く、2千円以内の家賃を支払っているケースは8戸みられるにすぎない。(表31参照)

g 建築年数 地区内の住宅は、古い老朽家屋が目立って多いことを特徴とする。例えば20年以上の戦前から家屋は全体の約8割近くを占める。そのうち、ことに、土居地区中島地区に5年以上の家屋が多くみられる。(表32参照)

所有関係

表31

	一戸建	間借	長屋 3軒未満	合計 比率
持家	62.42.53(162) (95.3)	— ()	0.0.2(2) (40.0)	62.42.55 (164) (93.2)
借家	2.4.2(8) (4.7)	0.1.0(1) (100.0)	0.0.3(3) (60.0)	2.5.5 (12) (6.8)
合計	64.51.55 (170)(96.6) (100.0)	0.1.0 (11)(100.0)	0.0.5 (5)(100.0)	64.52.60 (176) (100.0)

表32 建築年数

	明治 年間	大正 年間	昭和 10年	昭和 15年	昭和 20年	昭和 25年	昭和 30年	昭和31 年以後
普通木造	25.2.19 (46)	3.3.8 (14)	9.22.12 (43)	4.14.5 (24)	4.3.3 (10)	8.5.4 (17)	3.2.3 (8)	5.1.6 (12)
仮小屋	1.0.0 (1)					2.2.0 (2)		
合計	26.2.19 (47) (26.6)	3.3.8 (14) (8.0)	9.22.12 (43) (24.4)	4.14.5 (23) (13.1)	4.3.3 (10) (5.7)	10.5.4 (19) (10.8)	3.2.3 (8) (4.6)	5.1.6 (12) (6.8)

h 居住形式と建築年数 持家、一戸建ての住宅の大部分は普通木造である。しかもこれらは先にみたように、戦前明治、大正年間の建築であることからその老朽性が察知できよう。

土居地区に明治年間の老朽家屋が多くまた、仮小屋形式に近い住宅も1ケースみられる。(表31参照)

住宅設備について、水道、井戸、台所、排水、便所、風呂などをみる（図2ノ、表33参照）。

(a) 水道 ことに土居、中島両地区の場合、専用水道の利用があまりみられない。また、26.2%が共用であり、それは1～5軒ないしは11から15軒の世帯によって利用されている。

また、中島地区についても、水道設備をもたない家屋が61.7%みられる。

(b) 井戸 土居地区の多くの世帯の用水は井戸に依存している。また、寿和、岩内地区には井戸利用は1世帯しかみられない。地区全体では55.7%がこれを利用している。しかも、多くは、専用であるが、中島、土居両地区の一部に1～5世帯の共同利用の場合が認められる。

(c) 台所 地区世帯の大部分は専用である。ただし、台所設備として、特別な配慮がその設備状況に關して個々の住宅にみられる場合は少く約50%を占めている。

(d) 排水設備 どの住宅にも排水設備を一応もつか、

それが不十分なまゝに放置されている場合が多い。

いま、ここでその良、不良をみると、不完全なまゝに放置されている場合は、比較的多く22.7%の世帯がこれに該当する。

(e) 便所 中島地区のク戸を除いては、専用の便所をもつ。ただし、完全な保健衛生上の考慮のはらわれている場合が少く、その処理の仕方にも問題があるといえる。

(f) 風呂 風呂の設備がない住宅は、多少ともみられるが、寿和、岩内地区を除いて、専用の設備をもつ場合が多い。寿和、岩内両地区の場合、共用

表34 住宅設備状況 (電灯数)

項	実数	比率
1	5. 4. 5 (14)	8.0
2	2. 5. 11. (18)	10.2
3	3. 2. 1. (6)	3.4
4	18. 5. 3. (26)	14.8
5	11. 9. 18. (38)	21.5
6	7. 6. 9. (22)	12.5
7	10. 10. 4. (24)	13.6
8	0. 8. 6 (14)	8.0
9	1. 2. 1 (4)	2.3
10	1. 1. 2 (4)	2.3
11灯以上	6. 0. 0 (6)	3.4
合計	64. 52. 60. (176)	100.0

の世帯が、約32.6%みられ、1/1へ20世帯ないしは1~5世帯の共同利用が示されている。

(8) 電燈数 地区の大部分の住宅には5燈の21.9%をピークに4~7を備える世帯は全体の62.4%を占めている。2燈以内の世帯については、土居地区7、中島地区16、寿和・岩内地区9世帯がみられる。(表34参照)

(9) 光熱利用状況 地区には都市ガスを利用する世帯はみられない。多くは、薪炭の利用によっている。

光熱利用状況

表35

事 項	都 市 ガ ス	アロパ ンガス	石 油 コンロ	電 熱	薪 炭	その他
利用する	0.0.0 (0) (—)	42.37.42 (121) (68.8)	10.1.3 (14) (8.0)	0.22.2 (24) (13.6)	62.45.59 (166) (94.3)	0.0.0 (0) (00.0)
利用しない	64.52.69 (175) (100.0)	22.15.18 (55) (31.2)	58.51.57 (162) (92.0)	64.50.58 (152) (96.4)	2.7.1 (10) (5.7)	64.52.60 (176) (100.0)
合 計	64.52.60 (176) (100.0)	64.52.60 (176) (100.0)	64.52.60 (176) (100.0)	64.52.60 (176) (100.0)	64.52.60 (176) (100.0)	64.52.60 (176) (100.0)

すなわち薪炭利用をみない世帯は、全体の約5%程度しかみられない。また同様にアロパンガスの利用は、全体の68.8%みられるが、石油コンロ(8.0%)電熱器(13.6%)の使用は殆んどない。(表35参照)

X X X

以上を通じてみたように、地区の住宅設備状況は必ずしも完備しているとはいえない。例えば、上下水道、排水設備の不完備都市ガスの未普及などは、風呂、便所、台所などの不完全設備とともに改良の余地が多分に残されているといえよう。

Ⅶ 生活水準

地区の人々の生活水準について、収入、支出の状況、収入形態、家財道具の所有状況、ラジオ・テレビ、新聞雑誌などの聴視購読状態などの諸点から、その概略的な特徴をみる。

(1) 収 入

前章にもみたように、世帯の収入は、家族員の、個々の収入に依頼している場合が多く、したがってその収入源を個別にみる必要がある。まず、世帯の就労員数と収入額についてのクロスをみると、つぎの通りである。

(表36参照)

表 36 世帯の就労員数と世帯収入

世 帯 項	4,999(円未満)	7,499	9,999	14,999	19,999
0 (人)	0.2.0 (2) (28.6) (400.0)	—	—	—	—
1	1.0.1 (2) (28.6) (5.6)	2.3.5 (10) (41.7) (27.7)	0.2.1 (3) (16.7) (8.3)	0.4.4 (8) (23.5) (22.2)	1.5.5 (11) (22.0) (38.6)
2	2.1.0 (3) (42.8) (5.6)	5.2.3 (10) (44.7) (8.5)	1.2.5 (8) (44.3) (4.8)	1.5.4 (10) (29.4) (9.5)	1.8.4 (13) (26.0) (28.0)
3	—	2.0.1 (3) (12.4) (9.7)	2.0.1 (3) (16.7) (9.7)	2.0.9 (11) (32.4) (35.4)	2.2.4 (8) (16.0) (25.7)
4	—	0.0.1 (1) (6.2) (3.9)	1.0.2 (3) (16.7) (11.5)	2.1.0 (3) (8.8) (11.5)	0.2.2 (10) (20.0) (38.4)
5人以上	—	—	0.0.1 (1) (6.6) (3.9)	2.0.0 (2) (5.9) (7.7)	6.0.2 (8) (16.0) (30.7)
合 計	3.3.1 (7) (148.0) (4.0)	9.5.10 (24) (108.0) (13.6)	4.4.10 (18) (144.0) (10.2)	7.10.17 (34) (180.0) (19.3)	16.17.17 (50) (100.0) (28.4)

家族員の就労は、2人以上の場合が全体の78.4%を占め、また多い世帯については5人以上との家族的就労がみられる。その収入額の大部分は、3万円未満に止まり、全体からすれば、1万円以上2万円未満にその集中がみられ42.7%を占めている。また3万円以上の収入をえている世帯については、わずか1.6世帯(8.8%)に止まっている。他方、1万円以下の世帯収入のケースは、比較的多く、全体の27.8%をも占めている。

また、世帯の就労員数について単独の場合その収入額は、19,999円以内で大部分がとどまっている。必ずしも、

29,999	39,999	49,999	50,000(円以上)	合 計
0.2.0 (2) (34) (5.6)	—	—	—	0.2.0 (2) (1.1) (100.0)
1.6.1 (18) (29.7) (12.8)	0.0.1 (1) (12.5) (4.9)	0.1.0 (1) (20.0) (4.9)	—	11.25.18 (54) (30.6) (100.0)
2.3.0 (5) (18.5) (16.1)	0.0.1 (1) (12.5) (3.2)	0.1.0 (1) (20.0) (3.2)	—	16.6.16 (32) (18.2) (100.0)
5.0.1 (6) (22.2) (23.1)	1.0.1 (2) (25.0) (7.7)	—	1.0.0 (1) (33.3) (3.9)	16.3.7 (26) (14.8) (100.0)
6.0.0 (6) (22.2) (23.1)	4.0.0 (4) (50.0) (15.4)	3.0.0 (3) (60.0) (11.5)	2.0.0 (2) (66.7) (7.7)	23.0.3 (26) (18.8) (100.0)
14.11.7 (27) (100.0) (15.4)	5.0.3 (8) (150.0) (4.6)	3.2.0 (5) (100.0) (2.9)	3.0.0 (3) (100.0) (1.7)	64.52.60 (76) (100.0) (100.0)

就労員数の多額高収入額との比例はみられないが3万円以上の世帯に2人以上、ことに、4人以上し5人以上の就労員数が認められる。世帯の就労員数は多く、その員数に相応して多少とも収入額の上昇がみられるが、それらのケースには、必ずしも経済的に安定した場合のみが認められるとは限らない。今こゝで農業労働以外の雇用労働に従事するもののみについてその収入額を月別にみる。1万円～1万4,999円の賃金額をえている場合(27.8%)を中心に2万円未満の場

合にその殆んどが含まれている。しかも、7,449円
ないしはそれ以下の賃金額しか得ていない場合が26.2%
と比較的多い。(表37参照)

表37 賃金額

事 項	4,999 以下	7,499 "	9,999 "	14,999 "	19,999 "	24,999 "	29,999 "	39,999 "	49,999 "	50,000 以上	合 計
世帯主	1.1.0 (2) (5.6)	2.2.1 (5) (13.9)	1.2.5 (8) (22.2)	4.3.3 (10) (27.8)	2.5.2 (9) (25.0)	1.0.0 (1) (2.8)	1.0.0 (1) (2.8)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	12.13.11 (36) (100.0)
配偶者	0.1.0 (1) (9.1)	1.4.2 (7) (63.6)	0.0.2 (2) (18.2)	1.0.0 (1) (9.1)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	2.5.4 (11) (100.0)
父	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)
母	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)
長 男	— (—) (—)	0.0.1 (1) (4.8)	2.1.1 (4) (24.0)	3.2.3 (8) (34.9)	1.0.5 (6) (26.1)	1.0.0 (1) (4.3)	1.0.0 (1) (4.3)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	7.3.11 (23) (100.0)
長 女	0.1.1 (2) (14.7)	3.0.1 (4) (33.3)	2.0.1 (3) (25.0)	0.0.3 (1) (25.0)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	5.1.6 (12) (100.0)
次男	1.0.1 (2) (5.7)	2.1.2 (5) (14.3)	0.0.7 (7) (20.0)	5.2.2 (10) (25.7)	4.3.2 (9) (25.7)	1.0.0 (1) (2.8)	0.0.7 (2) (5.7)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	13.8.18 (35) (100.0)
次女	2.0.0 (2) (11.8)	2.1.1 (4) (23.5)	0.0.4 (4) (23.5)	0.0.6 (6) (55.3)	0.0.1 (1) (5.9)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	4.1.12 (12) (100.0)
その他 の家族員	0.0.1 (1) (25.0)	— (—) (—)	1.0.0 (1) (25.0)	— (—) (—)	1.0.1 (2) (50.0)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	2.0.2 (2) (100.0)
合 計	4.3.3 (10) (7.1)	11.8.9 (27) (69.1)	13.2.2 (30) (21.3)	13.2.9 (39) (27.7)	13.2.12 (28) (19.9)	3.0.0 (2) (1.4)	2.0.3 (4) (2.8)	1.0.0 (1) (0.7)	— (—) (—)	— (—) (—)	48.3.66 (141) (100.0)

つきに世帯員数別にみた世帯収入をみる。

(表38参照)

世帯員数別にみた世帯収入

表38

世帯員数	4,999円未満	7,499	9,999	14,999	19,999	24,999	29,999	39,999	49,999	50,000円以上	合 計
1	1.2.0 (31) (42.9)	0.1.0 (1) (4.2)	0.1.0 (1) (5.4)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	1.4.0 (5) (2.8)
2	1.1.1 (31) (42.9)	4.1.2 (9) (29.3)	1.1.3 (4) (22.2)	1.2.0 (31) (6.0)	1.2.0 (31) (6.0)	1.2.0 (31) (6.0)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	9.7.6 (20) (12.5)
3	1.0.0 (10) (14.2)	1.2.3 (13) (16.4)	0.0.1 (1) (5.6)	0.2.2 (6) (11.8)	0.2.2 (6) (11.8)	0.2.2 (6) (11.8)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	6.12.11 (20) (16.5)
4	— (—) (—)	2.1.3 (13) (25.0)	2.1.2 (6) (27.7)	2.2.4 (10) (23.5)	2.2.4 (10) (23.5)	2.2.4 (10) (23.5)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	15.8.12 (35) (19.9)
5	— (—) (—)	2.0.3 (10) (16.6)	1.0.1 (2) (11.1)	1.1.2 (6) (11.8)	1.1.2 (6) (11.8)	1.1.2 (6) (11.8)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	10.11.9 (20) (17.1)
6	— (—) (—)	— (—) (—)	0.1.2 (2) (16.7)	0.1.2 (2) (16.7)	0.1.2 (2) (16.7)	0.1.2 (2) (16.7)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	13.4.8 (20) (13.8)
7	— (—) (—)	— (—) (—)	0.0.2 (2) (11.1)	0.0.2 (2) (11.1)	0.0.2 (2) (11.1)	0.0.2 (2) (11.1)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	5.4.10 (10) (14.8)
8	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	5.1.3 (10) (11.1)
9	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	1.1.0 (10) (11.1)
10人以上	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	0.0.1 (10) (11.1)
合 計	3.3.1 (71) (100.0)	11.5.10 (24) (100.0)	13.2.2 (30) (100.0)	13.2.9 (39) (100.0)	13.2.12 (28) (100.0)	3.0.0 (2) (100.0)	2.0.3 (4) (100.0)	1.0.0 (1) (100.0)	— (—) (—)	— (—) (—)	48.3.66 (141) (100.0)

全体の傾向からすれば、世帯員数の多寡に応じて世帯収入の増加がみられるが、必ずしも比例的な収入額はみられない場合もある。例えば、1万円未満の世帯収入のケースについては、中島地区の場合などにみられるように、3人から4人の世帯にもその額にとどまっている。1万円へ2万円未満の世帯収入をえている場合、その家族員は、2人以上8人世帯にわたって分布がみられ、寿和地区では、9人世帯で29,999円の収入にとどまるケースが、また、土居、中島地区でも、月収額はそれより高いが、かなり世帯員数の多い場合がみられる。2万円以上の世帯については、その世帯数は僅かであるが、世帯構成が5人以上のケースに集中している。

(2) 収入および支出

つきに支出額との関連をみると、つぎのとおりである。収入および支出額は、月別にみてほぼ比例している。(表39参照)

しかしながら3万円以上の支出を必要としている世帯についてはそれ以上の収入をえている世帯を下まわ

表39 世帯収入と支出

事 項 月 収	収 入		支 出	
	実 数	比 率	実 数	比 率
4,999円以上	3,3,1 (7)	4.0	2,2,1 (5)	2.8
7,999	9,5,10 (24)	13.6	10,4,4 (18)	10.2
9,999	4,4,10 (18)	10.2	3,5,6 (14)	8.0
14,999	7,10,17 (34)	19.3	11,6,20 (37)	21.0
19,999	16,17,17 (50)	28.4	13,18,22 (53)	30.0
24,999	9,8,2 (19)	10.8	15,7,4 (26)	15.0
29,999	5,3,0 (8)	4.6	7,4,3 (14)	7.9
39,999	5,0,3 (8)	4.6	1,2,0 (3)	1.7
49,999	3,2,0 (5)	2.8	2,2,0 (4)	2.2
50,000円以上	3,0,0 (3)	1.7	(不明) 0,2,0 (2)	1.1
合 計	64,52,60 (176)	100.0	64,52,60 (176)	

っている。逆に支出額が10,000へ29,000円内にとどまる世帯がそれ以内の収入をえている世帯に較べて比較的多くみられる。なお、以下にこれらの点についての相関をエンゲル係数におき換えてみる。(表40参照)

表40 エンゲル係数（食費の支出に対する割合）

	4,999円未満	5,000～7,499	7,500～9,999	10,000～14,999	15,000～19,999	20,000～24,999	25,000～29,999	30,000～39,999	40,000～49,999	50,000以上	合計
30以下(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	(52.0) (13) 1.1.0	—	(1.2) (2) 1.1.0
40 "	—	—	—	(5.7) (3) 1.1.1	—	—	—	(33.3) (1) 0.1.0	—	—	(2.3) (4) 1.2.1
50 "	—	(5.6) (1) 0.1.0	—	(10.3) (4) 0.3.1	(7.6) (4) 0.3.1	(7.6) (2) 1.0.1	(2.6) (3) 3.0.1	—	—	—	(8.1) (14) 3.7.4
55 "	—	—	(7.1) (1) 0.1.0	(2.7) (1) 0.1.0	(17.0) (9) 2.5.2	(3.9) (1) 0.0.1	(7.1) (1) 0.1.0	—	—	—	(7.3) (3) 2.8.3
60 "	—	(16.7) (8) 3.0.0	—	(10.2) (6) 1.1.4	(9.4) (5) 0.3.2	(24.9) (17) 6.1.0	(4.2) (6) 5.1.0	—	(25.0) (1) 0.1.0	—	(16.2) (28) 15.7.6
65 "	—	—	(7.1) (1) 0.1.0	(8.1) (3) 0.0.3	(5.7) (3) 0.1.2	(26.9) (7) 3.2.2	(7.1) (1) 0.1.0	(33.3) (1) 0.1.0	—	—	(9.3) (16) 3.6.7
70 "	(20.0) (1) 0.1.0	(11.1) (3) 1.1.0	(14.3) (3) 0.2.0	(8.1) (3) 1.0.2	(18.9) (10) 5.1.4	(3.9) (1) 1.0.0	(7.1) (1) 0.0.1	—	(25.0) (1) 1.0.0	—	(12.1) (21) 9.5.7
75 "	(20.0) (1) 0.1.0	(11.1) (3) 0.1.1	(21.6) (3) 1.1.1	(8.1) (3) 0.0.3	(5.7) (3) 0.0.3	(2.9) (1) 0.1.0	(7.1) (1) 0.1.0	—	—	—	(8.1) (14) 1.5.8
80 "	(30.0) (1) 1.0.0	(11.1) (3) 1.0.1	(35.7) (5) 1.0.4	(21.6) (8) 5.1.2	(22.7) (12) 0.1.2	(15.4) (4) 2.2.0	—	—	—	—	(12.8) (31) 14.6.7
85 "	—	(16.7) (3) 2.0.1	(7.1) (1) 1.0.0	(24.4) (10) 4.0.5	(5.7) (3) 0.1.2	(7.6) (2) 1.1.0	(7.1) (1) 0.0.1	(33.3) (1) 1.0.0	—	—	(11.6) (20) 9.2.9
86以上	(40.0) (12) 1.0.1	(22.7) (5) 3.1.1	(7.1) (1) 0.0.1	—	(1.9) (1) 0.0.1	(3.9) (1) 1.0.0	—	—	—	—	(5.8) (10) 5.1.4
合計	(100.0) (5) 2.2.1	(100.0) (18) 10.4.4	(100.0) (14) 3.5.6	(100.0) (37) 11.6.20	(100.0) (53) 12.18.22	(100.0) (26) 15.7.4	(100.0) (14) 2.4.3	(100.0) (3) 1.2.0	(100.0) (4) 2.2.0	—	(100.0) (73) 64.50.60

飲食費の支出に対する割合についてみると「55%」未満のケースは比較的少く、19.1%にとどまっており多くは「60%」以上に含まれている。ことに支出額が高い世帯に50%未満にとどまるケースが多少ともうかがえる。しかしながら他方、「80%」以上を飲食費に支出する世帯が多く約35%を占めることに留意すべきである。

(3) 収入形態

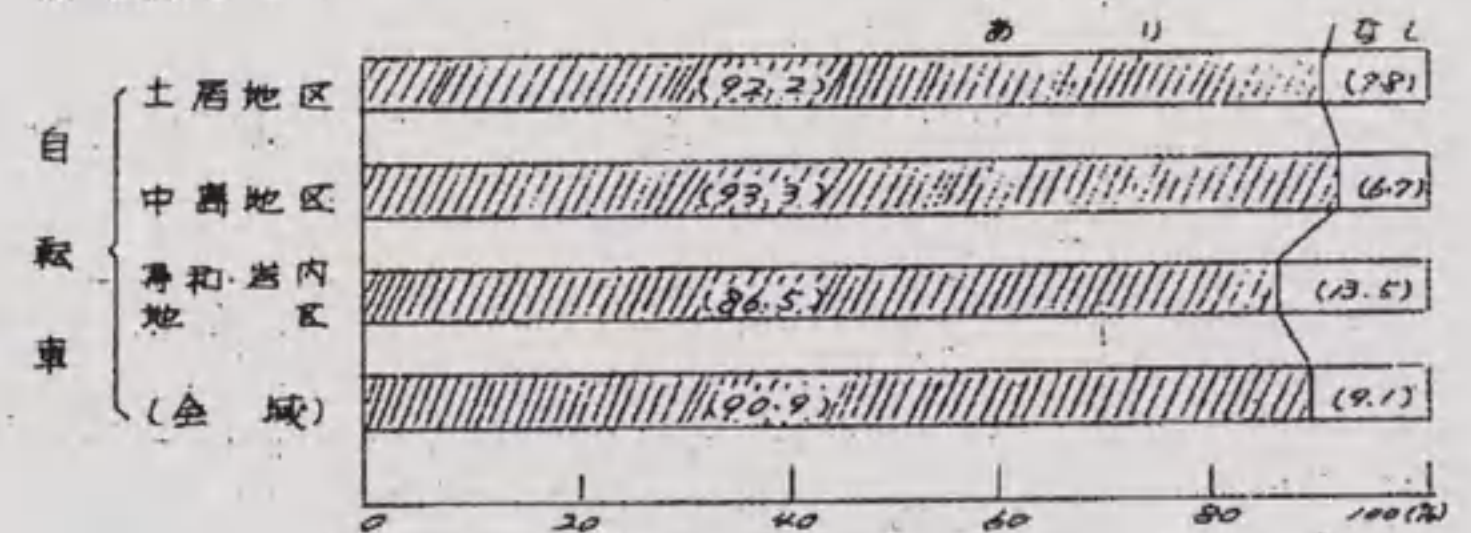
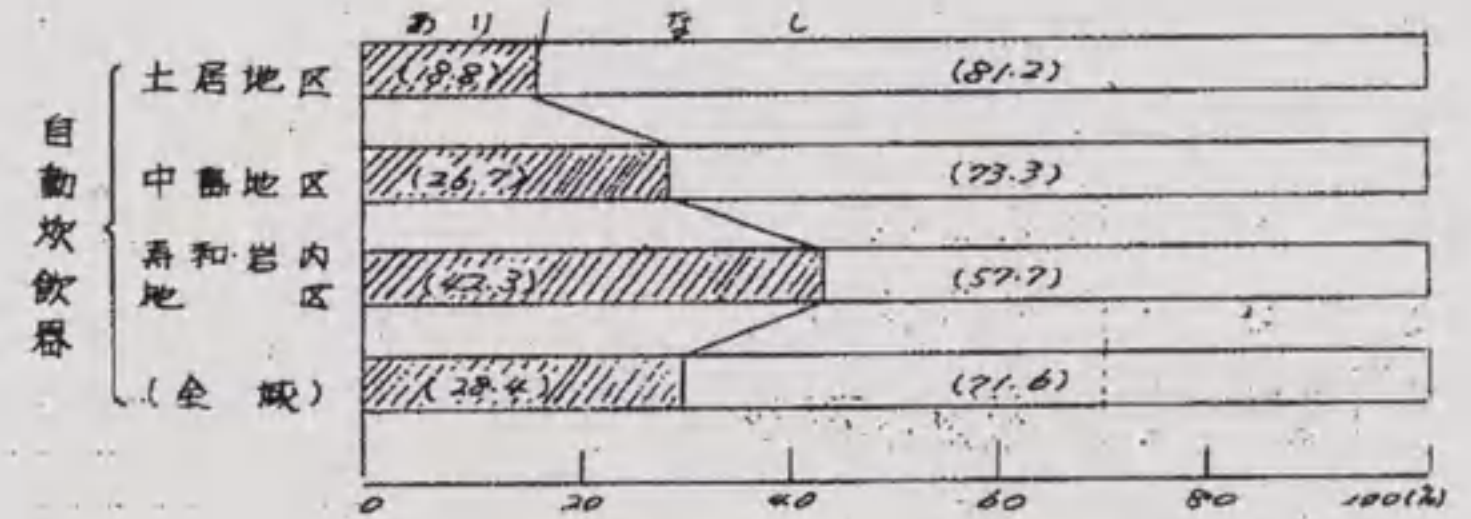
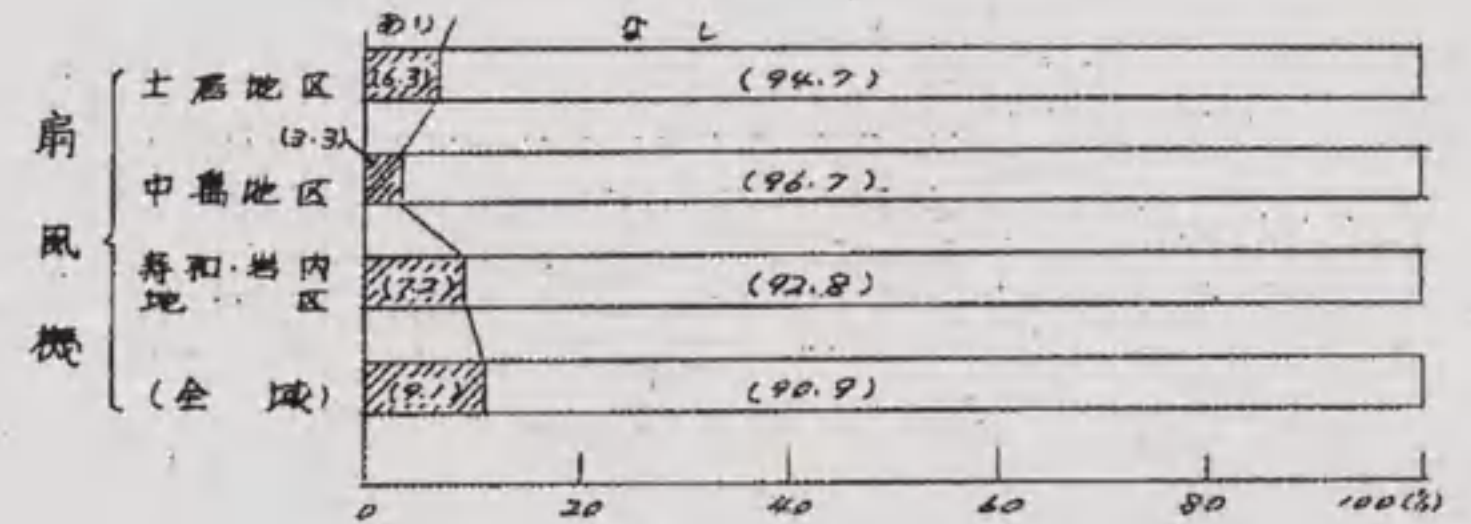
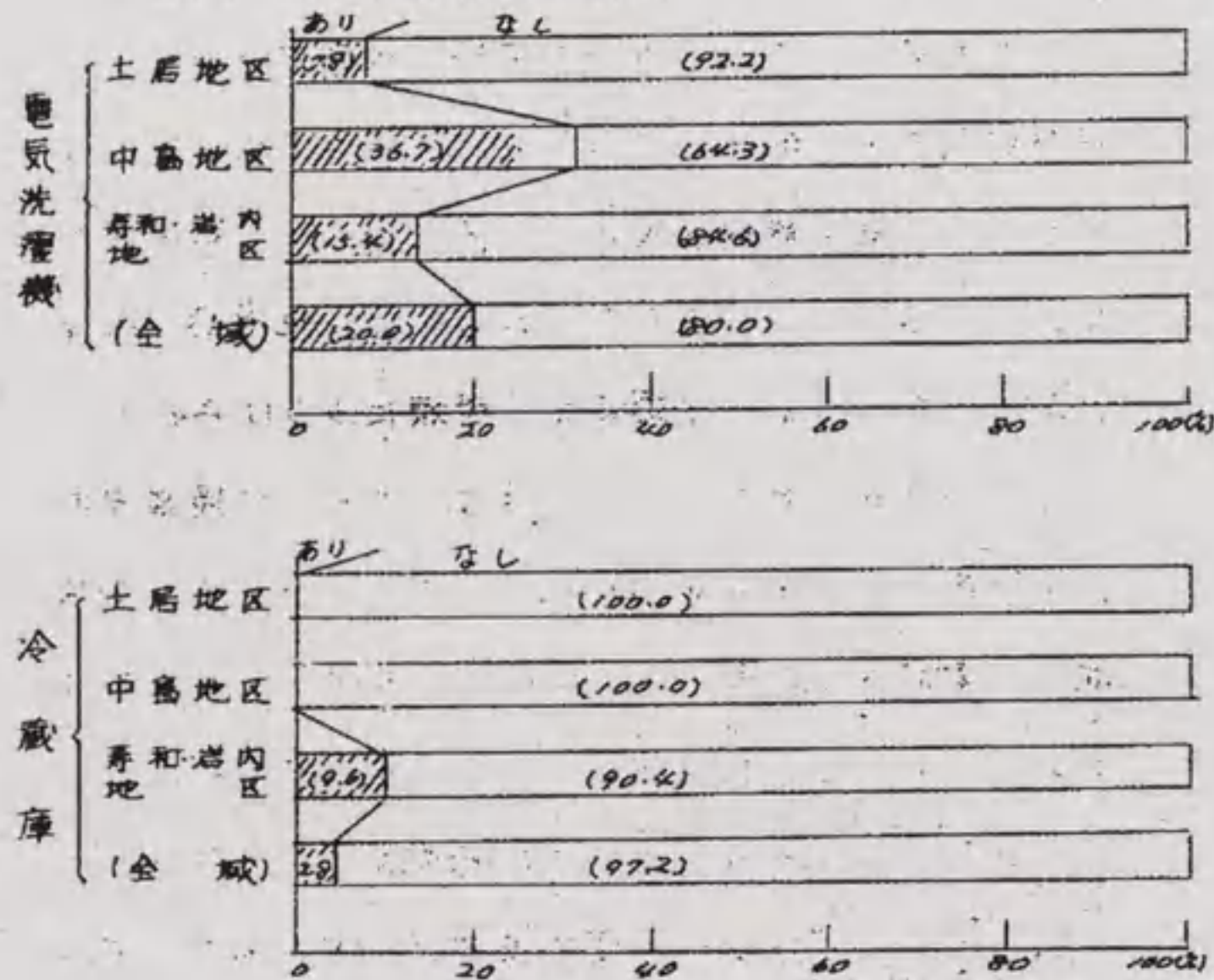
収入形態は、先に専業、兼業別の取組にみたように、単独収入のみに依存している世帯が全体の約7割にとどまっている。単独収入のケースの多くは、勤労収入ないしは専業収入に依存しており、その他恩給、扶養支送りあるいは生活保護などの種類にカウけられる。他方、複合収入形態をとる世帯は、主として兼業労働による勤労収入との組合わせがみられ、そこでは専業収入、財産収入、扶養支送り、恩給、年金などとの組合せがみられる。また、専業収入との組合せは殆んどみられない。したがってこれらの特徴からも単独収入よりはむしろ世帯主以外の家族員による複合収入に依存

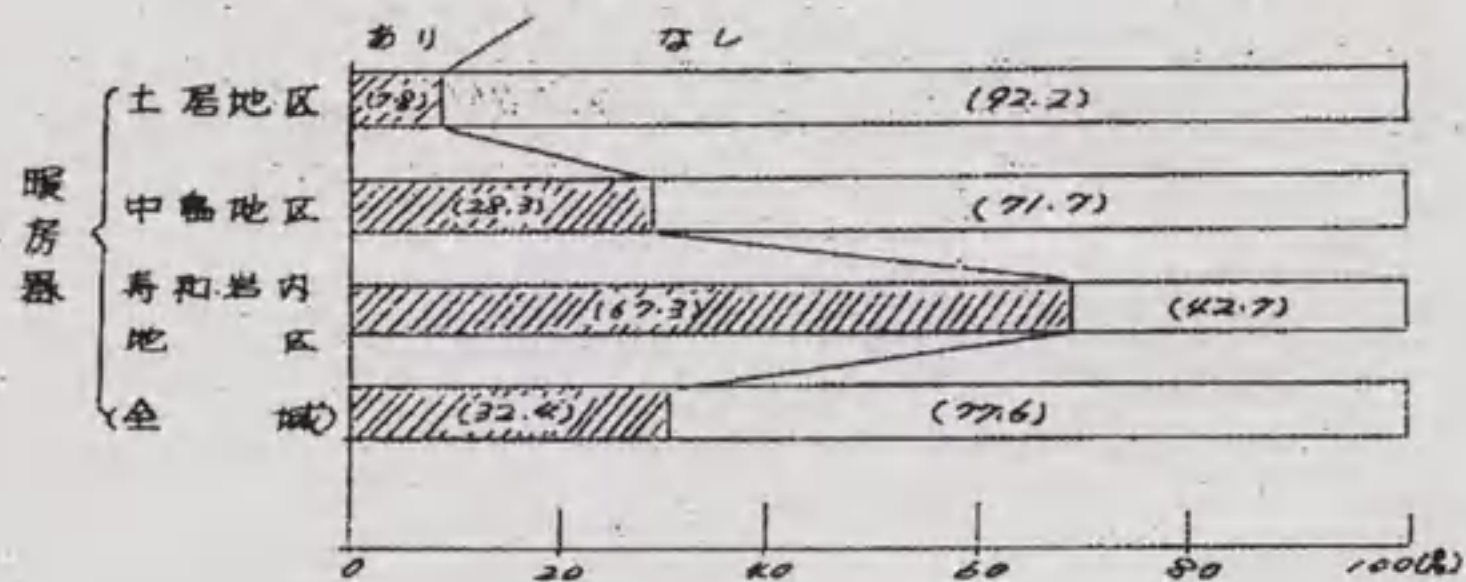
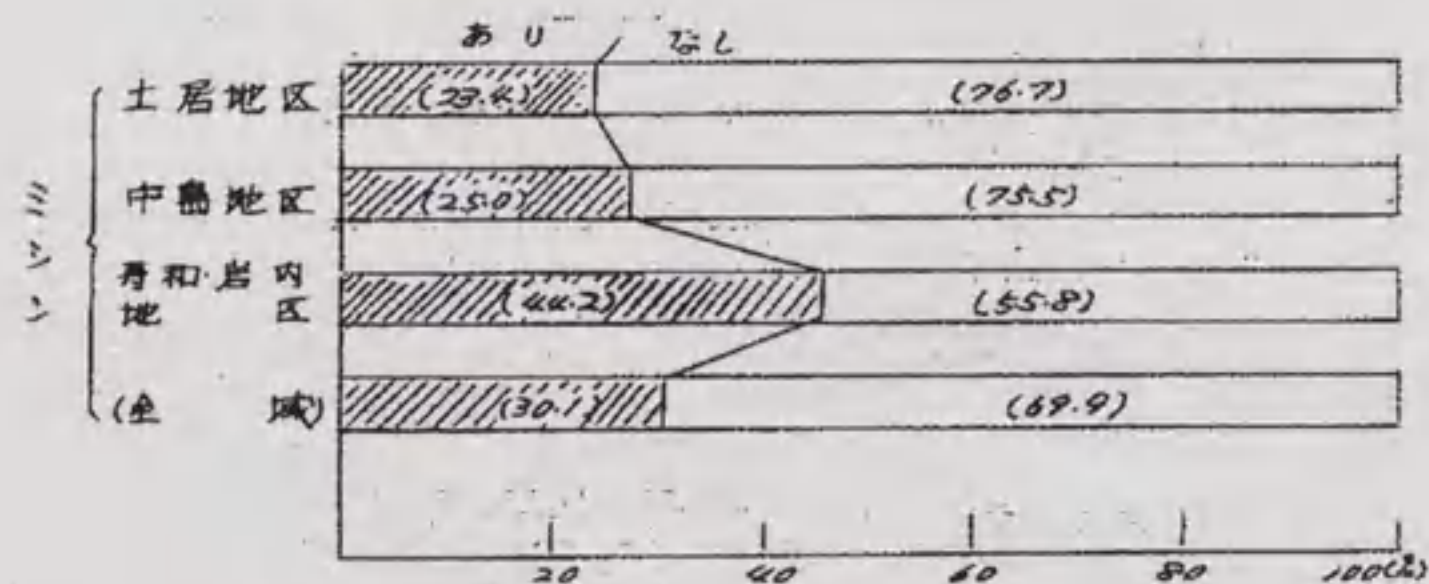
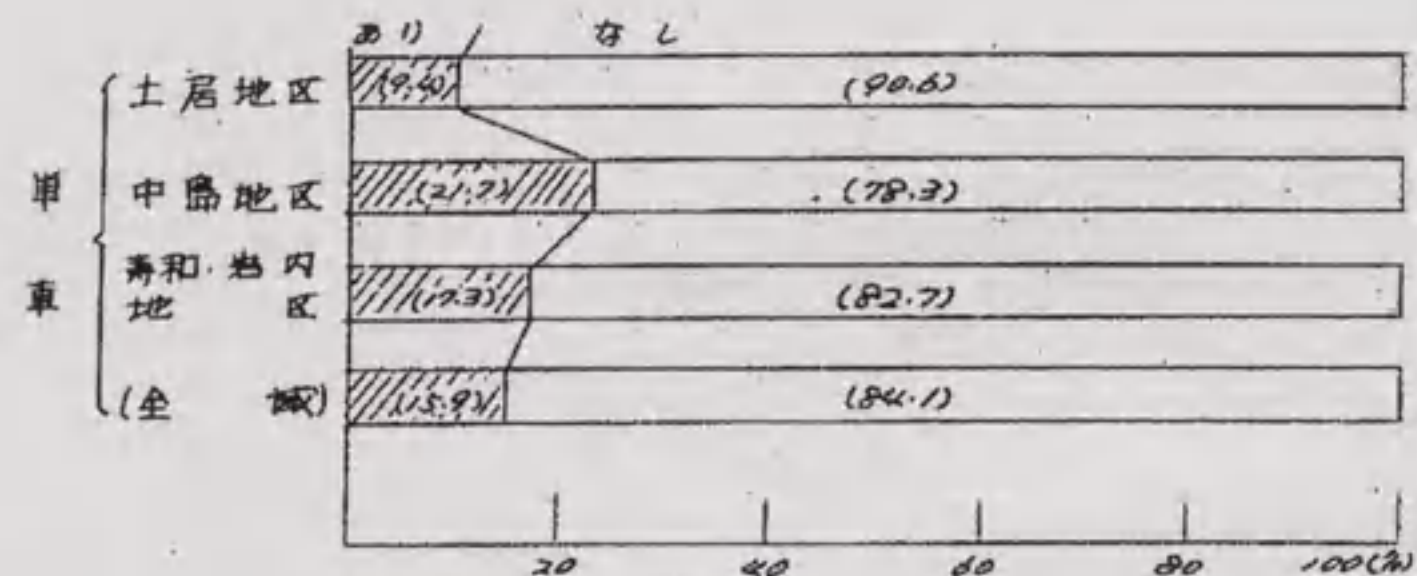
している世帯が多いことがみられよう。

(4) 耐久消費財所有状況

ここでは、電気洗濯機、冷蔵庫、扇風器、自動炊飯器、自転車、単車、ミシン、暖房器などについてみる。
(図22参照) 地区に90%以上普及している耐久消費財は自転車であり、ついでミシン(30.1%)暖房器(32.4%)自動炊飯器(21.6%)などである。

図22 耐久消費財所有状況





また、洗濯機の普及も次第に増えつつある。(20.0%)
 それに対して、冷蔵庫 2.8% 扇風器 (9.1%) は少く、
 かつ自転車の普及に比較して単車の普及率は低く 15.9%
 にとどまっている。個々の地区に応じて事情が異なり、
 電気洗濯機の普及は中島地区に多少とも多く認められるが、
 冷蔵庫、自動炊飯器、ミシン、暖房器、などは
 寿和・岩内両地区に比較的多く認められる。

図23 ラジオ・テレビの普及率

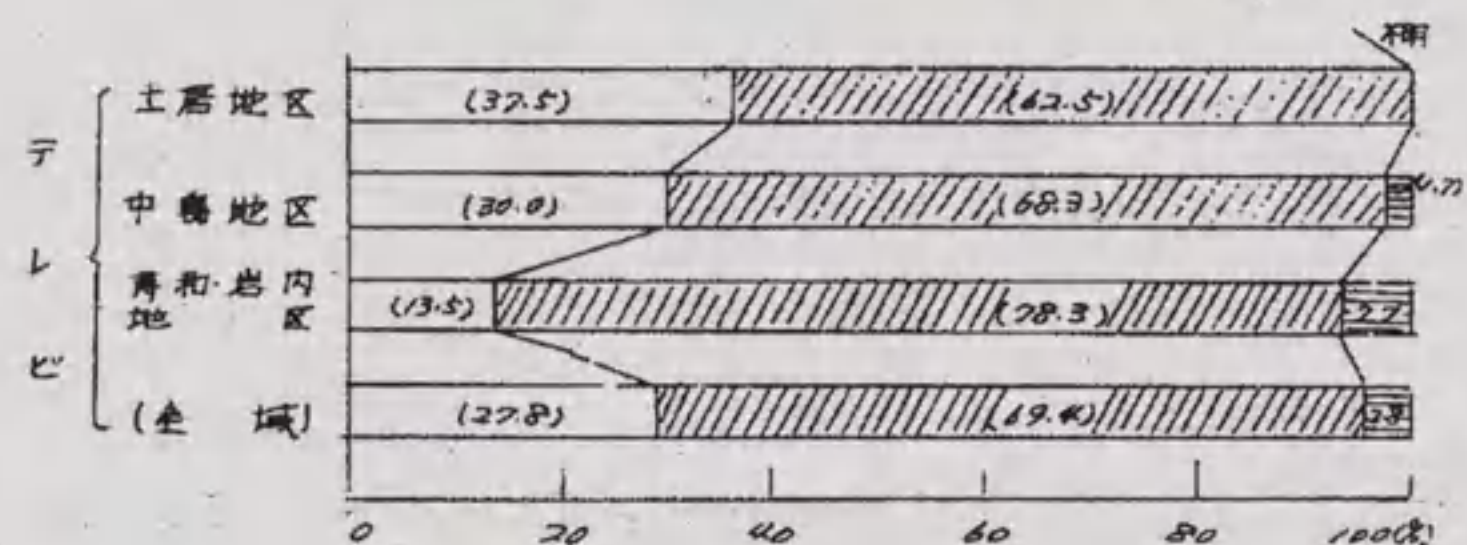
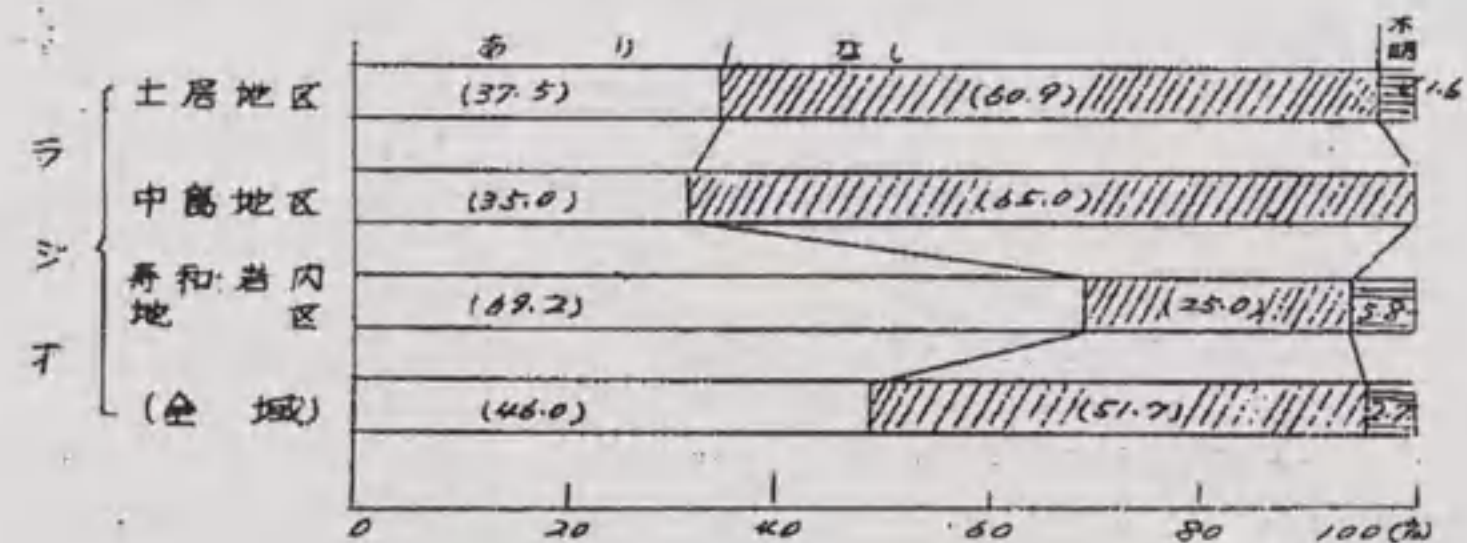
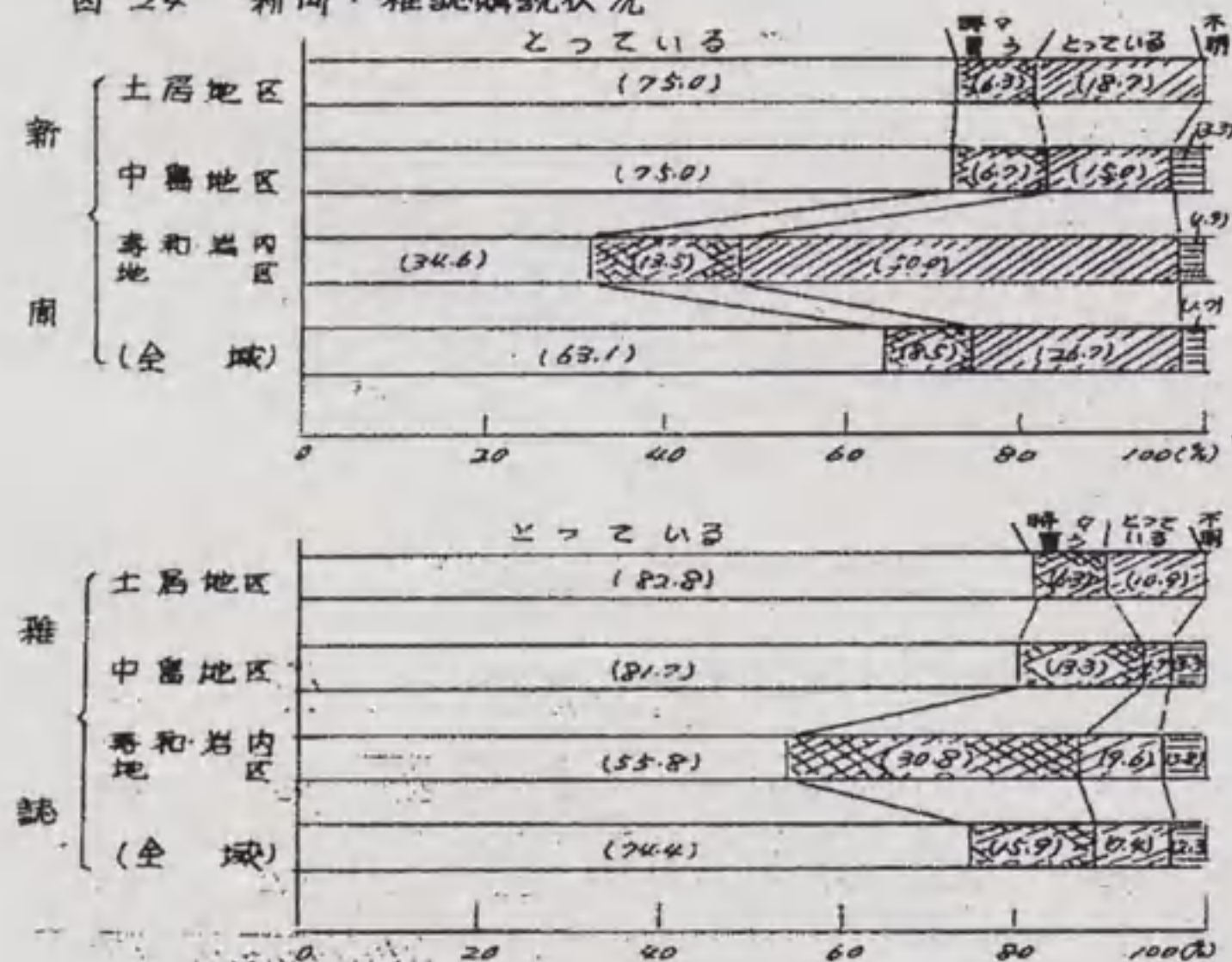


図 24 新聞・雑誌購読状況



ラジオ・テレビの有無についてみると、ほぼ同様の普及率がうかがえる。ラジオについては全体の46%程度の普及率がみられ、テレビの場合は、28%である。ただし、寿和地区の世帯についてはラジオが普及率が69.2%と多いのに対してわずか14.6%にとまっている。(図 23 参照)

新聞・雑誌の定期的な購読状況については、その

比率は低い。すなわち寿和・岩内地区では多少とも定期購読の形態がみられるが他は少く、全体では新聞の場合26.7%、雑誌については9.4%しかみられない。(図 24 参照)

X X X

以上を通じてみられるように、地区の生活水準は、その職業種別・就労状況・月収額、あるいは収入・支出の関係エンゲル係数などからも理解できるように、必ずしも高いとはいえず、かつ安定した状態にあるとはいえない。

例えば月収2万円前後の経済階層への所属は家族員の生計・扶養を充分な状態にしているとはいえない。

すなわち、家族の大きさに比例して必ずしも収入額の増加がみられず、さらに貯蓄などの可能性は低いといえる。家財道具・耐久消費財の普及率は、一般地区の水準に較べて低く、また、新聞・雑誌の購読率は別として、ラジオ・テレビの所有率が3割程度に止まっていることなどは、文化水準においても高い状況にあるとはいえない。

なお、概況調査を通じて、地区の生活程度についてみると、つぎの特徴が示されている。

- (4) 地区の農家世帯 136 については、総面積 54 町 / 反の農地がみられる。その生産物は、さきにみたように、主として米、麦であり、その他は顕著でない。世帯収入については、地区の米、麦生産量をつぎのように計算し、世帯当りについて求めたものである。すなわち、

米 2240 俵 $\times$ 4500 円 = 10,080,000 円

麦 1600 俵 $\times$ 1900 円 = 3,040,000 円

〔なお、これは 6 月の麦収入、11 月の米収入による。〕

- (5) 農業経営の状況については、町全体の平均反別をみると、世帯当り 6 反であるが、地区はさきにみたように 4 反平均である。また土地は、田畑が一般地区と較べて少く、小規模の経営を特徴とする。また、地区の工業化は全くみられない。農業以外の地区産業は、小規模な木材加工業の他は殆んどみられない。したがってまた、農業機械の利用状況は、必要とされるに至っていない。地区への農業雇用労務者は一般地区からみられず多くの農業世帯については、配偶者の家族員を残して世帯主が出稼に他地区へ出る場合が多い。また、官公庁、民間会社への就労は極めて少く、賃労働によ

る賃働作業に従事する場合がみられる。

- (6) また、町役場の報告による失業対策事業従事者についてみるとつきのとおりである。すなわち、町全体で現在失対事業従事者数は、男 17 人、女 3 人、世帯数にして 20 世帯みられるが、その内地区内のケースは男 13 人女 2 人地区内 15 世帯であるとされている。なお、1 人当りの平均賃金はその場合、1 日 399 円である。

なお、この点については、先にみた世帯員の職業構成における失対事業従事者との間に多少の違い（対象地区 = 31 人、女 = 3 人）が認められるが、その数は時期に応じて変動するものと思われる。

Ⅷ 教育状況

(1) 学校教育の現状

地区内の児童が通学する小学校2校、中学校1校、（久世町立遷喬小学校、久世町立草加部小学校および久喜町久喜中学校）における状況についてみる。

(1) 久世町立遷喬小学校、学校では児童総数男401人、

女422人のうち地区児童数は男37人、女34人である。学年別に地区児童の比率をみると、1学年 — 10%、2学年 — 12%、3学年 — 9%、4学年 — 4%、5学年 — 10%、6学年 — 9%の比率がみられる。当校では、地区児童をクラス別に特に考慮して配分していない。

一般地区児童との比較について、その評価を5段階に分けてみると「中の下」に大部分の地区児童がふくまれる。学校全体の学業成績が県内において、「中の上」に近い分布曲線をえがいているので、地区児童の成績は相対的に低い。ただし、1～2名の優秀な児童もこれに含まれることをつけ加えておく。

(2) 修学、育英資金補助状況、当校においては、医療、

通学、寄宿舎に関する補助はみられないが、教科書（受給児童 35 人中、地区児童数 9 名）、学用品（受給児童 33 人中地区児童 9 人）、修学旅行（受給児童 4 人中地区児童 4 人）、給食（受給児童 49 人中地区児童 8 人）の補助をうけている。その平均額については、教科書 — 557 円、学用品 — 1,000 円、修学旅行 — 1,100 円、給食 — 2,480 円である。したがって、修学旅行の場合は別として、補助状況は地区児童の場合にとくに多いとはいえない。また、修学育英資金の地区児童に対する特別な考慮はみられず、一般地区と同様に、それを受給するケースはみられない。

Ⅱ 同和地区児童への教育指導の実績と方針

従来の教育動向については、他の一般地区と区別した特別の教育的措置はとっていない。ただし、地区児童の父兄がことに熱心であり、そのため、珠算、習字などの講師をよんで特別に学習をさせている。また、同和地区児童への指導上の留意点として、(a) 各教員は細やかな心使いで指導に当る。(b) また、それは児童の融和を計ることを強調し、教化の面のみならず、生

活指導面で強調している。(c) ことに、同和教育については、学級担任が担当クラス児童に対しての教育。それと併せて起学級的な部落担任教員が児童ならびに PTA 活動を通じての部落父兄との話合いの場をもち、特別の配慮をはらっている。この方法は地区の父兄のみならず、一般地区の父兄にも同和地区に対する理解を深くし、他方、地区父兄の教育に対する関心を高めつつある。

また、非行や犯罪などの向題行動は部落児童に限ってことに取上げられたものはない。ただし、学則、例えば水泳禁止などについて守らない児童が地区児童に多かったことが担当教員によつて指摘されている。

(2) 久世町立草加部中学校、当校では、さきの遷喬小学校の場合と比べて、児童総数は全般に少く、男 66 人、女 55 人中地区児童数は、男 16、女 17 となっている。したがって、児童総数に対して、地区児童数の割合が高く、1 学年 — 30%、2 学年 — 25%、3 学年 — 21%、4 学年 — 23%、5 学年 — 42%、6 学年 — 28% となっている。学業成績に対す

る教員の評価は、一般地区児童に較べてその差異はみられない。父兄は一般地区の場合と比較してむしろ、熱心な教育関心がみられる。ただし、教科書、学用品、修学旅行、医療、給食などの各種補助については一般地区児童の総数に対する割合を上まわっている。例えば、教科書 — 一般地区児童 4 人、地区児童 3 人 — 平均受給額 575 円、学用品 — 一般地区児童 9 人、地区児童 5 人 — 平均額 486 円、修学旅行 — 一般地区児童 1 人、地区児童 4 人 — 平均額 3,500 円、給食 — 一般地区児童 7 人、地区児童 4 人 — 平均額 1,628 円などの受給状態がみられる。学校では同和地区児童ならびに父兄、あるいは一般地区児童、父兄に対して、全く特別の教育指導（同和教育をふくむ）をしていない。

(ホ) 久世町久喜中学校、田地区の児童は久世町立久喜中学校に通学している。児童総数男 334 人、女 352 人のうち、地区児童数は男 30 人、女 21 人である。学年別にみた地区児童数の比率は、1 学年 9%、2 学年 12%、3 学年 8% である。さきの小学校において、

末、不修学、長期欠席児童は全くみられなかったが、同校の場合、長欠児童が男 1 人、女 1 人みられる。ただしこれは、地区外児童である。

地区児童の成績についての所見をみると、5 段階別に分けて、上 — 9 人、中の上 — 5 人、中 — 11 人、中の下 — 6 人、下 — 20 人などの傾向がみられる。しかも、中の下以下のケースが殊に目立っている。したがって、一般地区に比べて「やや劣る」という評価が下されている。

修学育英資金は、当校においてはみられない。ただし、各種補助については教科書 — 一般地区児童数 6 人、地区児童数 6 人、平均額 1,053 円、学用品 — 一般地区児童 11 人、地区児童 4 人、平均額 350 円、修学旅行 — 一般地区児童 9 人、地区児童 2 人、平均額 3,000 円、医療 — 一般地区児童 9 人、地区児童 3 人、平均額 300 円、給食費、一般地区児童 9 人、地区児童 3 人、平均額 430 円などの補助状況がみられる。

従来の教育動向についてみると、補習教育家庭訪問

などに関しては、一般地区と区別して特に考慮していない。ただし、指導上の留意点として、地区児童の場合、成績に関して上下差が極めて著しいので、民教推進委員の設置を通じて、その対策を考慮している。他方これらの委員を通じて、部落会活動を盛んにし、ことに非行、犯罪防止などの点で特別の考慮をはらっている。また、父兄との結びつきには留意し、学習指導、生活指導を充実すること、こども会の育成、強化を求めることを計っている。同和教育に関する効果として、「一部地区のこども会活動の活発化に伴い、父兄の教育への関心が高まっている。」と評価されている。

なお、非行、犯罪に関して近年は地区児童にのみ問題がかたよるという傾向はみられない。ただし、言語、行動が粗暴であること、気質の上で地区児童の一部に落ち着きが乏しい場合が屢々みられること、などが特徴として教員によって評価されている。

卒業後の進路状況についてみると、昭和37年度の卒業生のうち、進学の場合は男91人(63.6%)女83人(66.4%)に対して、就職の場合は男52

人(36.4%)女42人(33.6%)の割合がみられる。地区児童についても、ほぼ同様の傾向がみられる。戦後から今日に至るまで進学傾向の増加がみられる。

(2) 両親の学歴と教育への関心

つぎに、両親および他の家族員についての学歴についてみると、つぎの特徴が示される。(表41参照)まず世帯主についてみると、大部分が小学校(38.6%)ないし、高等小学校(一部新制中学校)卒業(51.2%)程度の学歴に止まっている。また、配偶者の場合には世帯主と比較して旧中、高女の学歴では多少とも上まわるが全体的にはほぼ同程度の学歴である。義務教育以上の教育年限をえている者は世帯主の4%、配偶者の8%しかみられない。また、世帯主、配偶者の両親については父親の場合、高等小学校卒業までの学歴にとどまるケースは大部分である。小卒ないしは小学校中退の学歴に集中している。さらにまた世帯主、配偶者およびその両親については、未修学のケースがかなりみられることに留意すべきである。

表 41 世帯主、配偶者および家族員の学歴

	世 帯 主	配 偶 者	父
未 就 学	0.10.1 (11) (1.2)	0.7.0 (7) (4.9)	0.1.0 (1) (5.9)
小 学 校 卒	14.19.35 (68) (35.6)	14.16.30 (60) (42.4)	4.2.3 (9) (52.9)
高 小、新 高	47.21.22 (90) (51.2)	22.11.15 (45) (45.4)	5.1.0 (6) (35.3)
旧中、高女、新高	2.1.2 (5) (2.8)	4.3.3 (10) (7.0)	-
旧 商 専 短 大	0.1.0 (1) (0.6)	0.1.0 (1) (0.7)	-
新 大、旧 大	1.0.0 (1) (0.6)	-	-
不 明	-	-	1.0.0 (1) (5.9)
合 計	64.52.60 (176) (100.0)	54.41.48 (143) (100.0)	10.4.3 (17) (100.0)

これに対して、長男、長女、その他の家族員のうち、
学令期以上の年令階層についてみると、新制高校・旧中・
高女以上の学歴をもつケースが多少とも多くみられる。

母	長 男	長 女	その他の家族員		合 計
			(男)	(女)	
3 6.5 (14) (41.6)	7.3.2 (12) (13.6)	3.1.4 (8) (12.3)	17.9.6 (32) (23.0)	6.4.8 (18) (12.8)	36.41.26 (103) (12.8)
6.2.6 (14) (41.2)	4.10.6 (20) (22.7)	8.6.3 (17) (26.2)	9.9.11 (29) (20.9)	14.16.17 (47) (33.3)	73.80.111 (264) (32.9)
4.0.0 (4) (11.7)	16.9.19 (44) (50.0)	7.6.13 (26) (40.0)	23.11.25 (59) (42.5)	13.12.31 (56) (39.7)	151.14.125 (350) (43.7)
-	7.0.3 (10) (11.4)	3.4.4 (11) (16.9)	8.3.7 (18) (12.9)	6.1.6 (13) (9.2)	30.12.25 (67) (8.4)
-	-	-	-	1.0.0 (1) (0.7)	1.2.0 (3) (0.4)
-	-	-	-	-	1.0.0 (1) (0.1)
1.0.0 (1) ()	1.0.1 (2) (2.3)	2.0.1 (3) (4.6)	0.1.0 (1) (0.7)	5.0.1 (6) (4.3)	10.1.3 (14) (1.7)
14.8.11 (33) (100.0)	35.22.31 (88) (100.0)	23.17.25 (65) (100.0)	57.33.49 (139) (100.0)	45.33.63 (141) (100.0)	302.210.290 (802) (100.0)

ただし、全体からすれば、例えば、長男の 11.4%、長
女の 16.9%しかその学歴をえていないことが示され
ている。

また、教育への関心についてみると、つぎの通りである。(表42参照) すなわち、親の子に対する義務教育終了後の期待についてみると、男の子の場合「進学させたい」とする比率は約71%、女の子の場合も同様に約73%の比率がみられる。さらにまた、親の学歴別にみた進学に対する希望をみると、義務教育以上の教育年限をえた親の多くは、男、女の子を問わず進学を希望している。就職を希望するケースについてはその理由が、「仿いてもらいたい」、「生活が苦しいので早く仕事を覚えさせたい」、「女の子には教育がいらぬ」、などの意見もみられたが、多くは「できれば進学させたい」と

表42 子供の教育と就職について

(世帯主)

	男の子	女の子	未就学		小学校	
			男	女	男	女
進学させる	21.19.11 (51) <70.8>	15.20.12 (47) <73.4>	0.1.0 (1) <1.0>	0.4.0 (4) <4.1>	5.4.4 (13) <13.3>	4.5.6 (15) <15.3>
就職させる	8.4.9 (21) <29.2>	8.5.4 (17) <26.6>	-	0.1.0 (1) <2.6>	2.1.7 (10) <26.3>	2.1.3 (6) <15.9>

するケースが多かったことを附記しておく。現実にみた進学率が親の意志通りに合致しない点と、併せて考慮すれば問題が残されている。

X X X

以上を通じて、地区児童の学校教育、家庭における教育への関心の概略をみた。地区児童の場合、多くは積極的に進学を求めながらも義務教育終了後、就労を余儀なくされていること。ただし、近年において、PTA活動、学校の教員との接触状況などからして、その関心が地区にも高まりつつあること。しかしながら、一般的にみて、学校成績が以前よりやや向上の傾向がみられる。中には

の学歴)

旧高小 新中		旧中高 新中		旧高専 新専		旧大・新大		各種学校		合計
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
14.12.6 (32) <27.5>	10.10.6 (26) <32.7>	1.1.1 (3) <3.1>	-	0.1.0 (1) <1.0>	0.1.0 (1) <1.0>	1.0.0 (1) <1.0>	1.0.0 (1) <1.0>	-	-	36.39.18 (98) <100.0>
6.3.1 (10) <26.3>	6.3.1 (10) <26.3>	0.1.1 (1) <2.6>	-	-	-	-	-	-	-	16.9.13 (38) <100.0>

わずかながらも優秀な児童がみられる。ただし、全般的には一般地区児童と比較して「地区児童の成績は低い」と評価されている。地区児童の家庭は先の職業構成、生活水準にみたように、一般地区と比べてやや劣るという現実がある。小学生の場合、各種の教育扶助を得る機会が多いこと。その結果として、児童の学業成績、学習態度にも大きな影響力をもつことは見逃せない。こうした問題は他の同和地区に関しても同様の結果がうかがえる。

Ⅷ 社会福祉

(1) 公的扶助

岡山県の生活保護率をみると、昭和38年度現在、全人口の14.89%（千分率）の比率が示されている。それに対して久世町の場合、県保護率を上まわり、16.0%の割合が示されている。昭和26年以降の地区内保護率の推移状況をみると、一般地区、同和地区共、その減少がみられ、その多くは、就労、就学、就職の機会を得たことによる着が多いと報告されている。生活保護の種類別にみた世帯数と人口の状況をみると、つぎの結果が示されて

いる。（表43参照）

表43 生活保護受給状況

	土 居	中 島	岩 内	寿 和	合 計
生 活	7世帯(12人)	4 (8)	3 (6)	3 (6)	17世帯(36人)
教 育	3 (8)	3	1 (1)	2 (2)	6 (11)
医 療	1 (3)	-	-	1 (3)	2 (6)
住 宅	-	-	-	-	1 (2)

(注)

(1) 県保護率 = 14.89%（千分率）

久世町 = 16.0%

(2) 貸付制度別利用状況

	町	地 区
世帯更生資金	41	2
母子福祉資金	7	1
償 還 率	(75%)	(25%)

同表にみられるように、生活保護率は土居地区にやや多く、また教育扶助、医療扶助に関しても寿和地区と同様に多少とも多くみられる。それに対して、中島、岩内の両地区は生活扶助、教育扶助以外に関しては、その保護がみられない。また、個々の対象から以前に生活保護（各種の扶助を含む）を受給した者をいれると同様に土居地区のケースが多く、ついで寿和、岩内地区、中島地区となっている。また、職業別にその特徴をみると、大部分が農業、および単純労務者であり、その世帯収入は一世帯当り5,000円未満のケースに集中している。

また、福祉年金を現在受給している世帯は土居地区の11、中島地区の7、寿和、岩内地区の9世帯がこれに

当る。なお、公的給付制度を現在利用している世帯はきわめてわずかであるが土居、中島地区にみられる。

(2) 公的貸付制度

現在、公的貸付制度の利用する世帯は、町全体で世帯更生資金41件、母子福祉資金7件がこれに概当する。そのうち、地区世帯については、前者が2件、後者が1件しかその利用をみない。ただし、世帯更生資金の借入希望者は地区の場合、きわめて多いが、償還などの点においてその適確性が認められず、その結果として利用者が少いと報告されている。なお、各種貸付資金の償還率は町全体の場合75%であるのに対して、同和地区の場合25%にとどまっている。

(3) 私 保 険

まず、火災保険への加入状況をみると、土居、中島地区の場合、比較的加入率は高いが、寿和、岩内地区の場合、わずか3ケースにとどまっている。全体の加入率は36.9%である。また、生命保険、簡易保険、養老年金などへの加入率は全地区を通じて比較的高く、全体の51%を占めている。ただしこれは、個人別単位の加入で

あり、世帯別にはここでも寿和、岩内両地区の加入率は低い。なお、世帯員別にみると、主として世帯主、配偶者、およびその子供が大部分である。その父母や、その他の同居家族員についてはほとんど加入をみない。(表44参照)

(4) 社会保険

各種共済組合健康保険への加入者は世帯主配偶者を通じて少く、多少とも子供ないしはその他の家族員に多くみられる。また、日雇健康保険の場合については、世帯主、配偶者およびその子供の加入がわずかながらにも認められる。国民健康保険に関しては、世帯主、配偶者、

表44 私保険加入状況

	未加入	加入	世帯主
火災保険	30.49.32(111)	34.3.28(65)	—
家単位(世帯)	(63.1)	(36.9)	
生命保険(世帯数)	34.38.25(97)	30.14.35(79)	23.8.14(55)
(簡易、養老年金)	(55.1)	(44.9)	

子供および両親、その他の家族員の加入率が目立っている。したがって健康保険の種類別には、国民健保が中心になっている。なお、国民年金への加入者は、国民健保の加入率を下まわるが、世帯主の両親の場合を除いて比較的加入者が多く認められる。(表45参照)

(5) 講組

なお、地区におけるおもな講組をあげると、(イ)無尽講、(ロ)衣料講、(ハ)ふとん講などが僅かながらに指摘でき、地区別にみると、寿和、岩内地区にはそれへの加入者がないが、土居地区の場合、無尽講、衣料講へ、また、中島地区の場合、衣料講、ふとん講への加入者が多く認められる。

配偶者	父	母	子供	その他	合計
—	—	—	—	—	—
104.9(23)	1.1.1(3)	226.10(38)	10.4(5)	47.19.34(104)	

表 4.5 社会保険加入状況

	世 帯 主	配 偶 者
健康保険	3. 1. 0 (4) (2.3)	2. 1. 6 (9) (6.3)
日雇保険	8. 6. 7 (21) (11.9)	5. 5. 4 (14) (9.8)
国民健康保	51. 42. 54 (147) (83.5)	43. 35. 42 (120) (83.9)
国民年金	34. 18. 20 (72) (40.9)	32. 16. 23 (71) (49.7)

表 4.6 講への加入状況

(講 名 稱)	講		掛 金 額 (月 当 り)			
	未加入	加入	100円	500円	1000円	1001円以上
(1) 無 基 講	63.52.60 (175) (99.4)	1. 0. 0 (1) (0.6)	-	-	-	1. 0. 0 (1)
(2) 衣 料 講	63.52.58 (173) (98.3)	1. 0. 2 (3) (1.7)	-	-	1. 0. 2 (3)	-
(3) ふ と ん 講	64.52.57 (173) (98.3)	0. 0. 3 (3) (1.7)	-	0. 0. 2 (2)	0. 0. 1 (1)	-

父 母	子 供	そ の 他 の 家 族 員	合 計
1. 0. 0 (1) (2.0)	16.2.11 (29) (8.6)	3. 5. 4 (12) (12.4)	25. 9. 21 (55) (6.9)
1. 0. 1 (2) (4.0)	15.11. 6 (32) (9.5)	0. 0. 2 (2) (2.1)	29. 22. 20 (71) (8.9)
21.10.12 (43) (86.0)	82.63.104(249) (74.1)	34.16.29 (19) (81.4)	231.166.241(638) (79.6)
0. 1. 0 (1) (2.0)	15.11.24 (50) (14.9)	16. 5. 7 (28) (28.9)	97. 51. 74 (222) (27.7)

口 数			(加 入 者 統 柄)				
1	2	3以上	世帯主	配偶者	祖父母	子 供	その他
1. 0. 0 (1)	-	-	-	1. 0. 0 (1)	-	-	-
1. 0. 2 (3)	-	-	0. 0. 1 (1)	0. 0. 1 (1)	-	1. 0. 0 (1)	-
0. 0. 3 (3)	-	-	-	0. 0. 3 (3)	-	-	-

掛金額は500円から1000円(月当り)程度にとどまるが、無尽講の場合、1000円以上の月額、金の支払がみられる。またその口数は多くが一口にとどまる。加入者は主として配偶者である。(表46参照)

6) 身心状況

世帯主、配偶者およびその父母の身心状況については、とくにその異常が認められるケースが多い。(表47参照)例えば、老衰老弱の他にも、胃病、結核、ろく膜、

表47 心身状況

	世 帯 主	配 偶 者
異 状 な し	51. 40. 46 (137) (77.8)	42. 37. 40 (119) (83.2)
異 状 あ り	13. 12. 14 (39) (22.2)	12. 4. 8 (24) (16.8)
合 計	64 52. 60 (176) (100.0)	54. 41. 48 (143) (100.0)

神経痛、心臓、パセドウ氏病など各種の疾病があげられている。その他婦人病、高血圧、中風、ぜん息、リュウマチなどがあげられるが、小児マヒ、ろう哑、体幹機能ろう失などの身体障害もまたあげられている。老衰老弱などの異常は父母と世帯主の一部にみられるが、その他の内臓臓器の疾病、身体障害は他の家族員のうちにも認められる。

7) 地域福祉活動

まず、地域団体の種類をあげると、(イ)青年団 — ただし青年層人員の少く、不活発、(ロ)婦人会、(ハ)子供

父 母	子 供	そ の 他 の 家 族 員	合 計
11. 12. 9 (32) (89.8)	119. 81. 127 (327) (94.3)	34. 23. 36 (93) (97.7)	257. 193. 249 (699) (87.2)
13. 0. 5 (18) (10.2)	4. 1. 5 (10) (5.7)	3. 0. 1 (4) (2.3)	45. 17. 33 (95) (12.8)
24. 12. 14 (50) (100.0)	123. 82. 131 (336) (100.0)	37. 23. 37 (97) (100.0)	302. 210. 390 (902) (100.0)

会 — 主として学習活動を中心として、(二)町会 — 部落改善、経済の向上が中心課題としてとりあげられ、毎月定例日を定めて実施している、(三)農地研究会 — 主として婦人層を中心に生産物の向上を中心課題とする、などがあげられる。老人クラブはみられない。また、地区住民の参加程度に関する評価は「下」「中」とされ、町会のみが参加程度「上」という評価が示されている。なお、そうした団体を中心とする保健福祉活動の実態をみると、つぎのとおりである。まず、保健福祉活動の機能についてみると、(一)害虫駆除、(二)便所の改良、(三)食生活の改善、に集中している。そのうち、比較的積極的な参加をみた活動は害虫駆除に関してである。しかもそうした活動が地区の婦人会を中心になされたことを附記しておく。ただし、現実に実施された保健福祉活動の知識をもつ者は害虫駆除に関しては47.2%みられるが、他は全体のわずか8.5%（便所の改良）、19.3%（食生活改善）であり、しかも、地域活動としてそれに積極的な参加をみた者は、きわめて僅かである。「害虫駆除活動」についても22.7%の参加にとどまっている。ま

た、それらの活動への参加者は、主として配偶者、および世帯主である。 — 害虫駆除に関して主として世帯主が食生活改善に関しては主として配偶者がその活動に参加している。（表48、49参照）

子供クラブ — 主として珠算、習字、(ハ)レクリエーションなどの集会や活動の実施をみたが、これに積極的な参加をみた者はわずかである。すなわち、そうした活動の内容を知り、また、実際に参加経験のある者は、全地区を通じてきわめてわずかな割合しか示されていない。

また、地区の文化活動への参加者は主として配偶者であり、世帯主の参加はほとんどみられない。また、地区における文化活動の主体は婦人会であり、その他解放同盟の主催する活動もノケースではあるが、部分的に認められる。ただし、個々の文化活動について、それをしりながらも、その活動に参加するというケースはさらに下まわっている。この点は、先と同様である。（表50、51参照）

なお、地区の生産的な活動に関しては、(一)農業技術改良、(二)土地改善、(三)共同化の促進などの課題がと

表 48 保健福祉活動

事項 活動種別	知 識		参 加 圣 験	
	知らない	知っている	あ り	な し
(1) 害虫駆除	46.9.38 (93) (52.8)	18.43.22 (83) (47.2)	17.7.16 (40) (22.7)	47.45.44 (136) (77.3)
(2) 便所の改修	59.42.60 (161) (91.5)	5.10.0 (15) (8.5)	3.1.0 (4) (2.3)	61.51.60 (172) (97.7)
(3) 食生活改善	59.35.48 (142) (80.7)	5.17.12 (34) (19.3)	4.5.11 (20) (11.4)	60.47.49 (156) (88.6)

(注) (1)、(2)、(3)、には地区における具体的な地域

表 49 保健福祉活動団体種別

	婦 人 会	市 町 村
(1) 害虫駆除	0.0.2 (2)	17.0.0 (17)
(2) 便所改良	1.0.0 (1)	2.0.0 (2)
(3) 食生活改善	2.4.11 (17)	-

参 加 家 族 員					参加の仕方	
世帯主	配偶者	父 母	子 供	その他	個 人	団 体
8.4.12 (24)	6.1.3 (10)	2.0.0 (2)	1.2.1 (4)	-	0.0.1 (1)	17.7.15 (39)
2.0.0 (2)	1.0.0 (1)	-	0.1.0 (1)	-	1.0.0 (1)	2.1.0 (3)
2.1.0 (3)	2.4.11 (17)	-	-	-	2.0.0 (2)	2.5.11 (8)

域活動種別を記入する。

部 落 会
0.7.13 (20)
0.1.0 (1)
0.1.0 (1)

表 50 文 化 活 動

事 項	知らない	しつてゐる	あ り	な し
(1) 婦人学級	57.33.44 (134) (76.1)	7.19.16 (42) (23.9)	5.16.14 (35) (19.9)	59.36.46 (141) (80.1)
(2) 料理講習	64.52.49 (165) (94.5)	0.0.11 (11) (6.5)	0.0.8 (8) (4.6)	64.52.32 (168) (95.4)
(3) 母親クラブ	47.52.53 (152) (86.4)	17.0.7 (24) (13.6)	17.0.4 (21) (4.9)	47.52.56 (155) (88.1)
(4) 子供クラブ (珠算、習字)	64.52.57 (173) (98.3)	0.0.3 (3) (1.7)	0.0.1 (1) (0.6)	64.52.59 (175) (99.4)
(5) 青年学級	59.42.60 (161) (91.5)	5.10.0 (15) (8.5)	1.7.0 (8) (4.6)	63.45.60 (168) (95.4)
(6) レクリエ ーション	63.50.60 (173) (98.3)	1.2.0 (3) (1.7)	1.0.0 (1) (0.6)	63.52.60 (175) (99.4)

参 加 家 族 員					参加の仕方	
世帯主	配偶者	父 母	子 供	その他	個 人	団 体
0.2.1 (3)	4.13.12 (29)	-	0.0.1 (1)	1.1.0 (2)	0.0.3 (3)	5.16.11 (32)
-	0.0.8 (8)	-	-	-	-	0.0.8 (8)
2.0.0 (2)	15.0.3 (18)	-	-	0.0.1 (1)	-	17.0.4 (21)
-	-	-	0.0.1 (1)	-	0.0.1 (1)	-
1.2.0 (3)	-	-	0.5.0 (5)	-	-	1.7.0 (8)
-	1.0.0 (1)	-	-	-	1.0.0 (1)	-

表 5 / 文化活動団体種別

事 項	青 年 会	婦 人 会
(1) 婦人学級	-	5. 16. 11 (32)
(2) 料理講習	-	0. 0. 8 (8)
(3) 母親クラブ	-	16. 0. 4 (20)
(4) 子供クラブ	-	-
(5) 青年学級	-	-
(6) レクリエーション	1. 7. 0 (8)	-

りあげられ、またそれは、主として職業協同組合、あるいは婦人会がそのリーダーシップをとっている。これらの活動への関心は、それをしてしている者は (イ) の場合、約 13%、(ロ) (リ) に関しては前者が約 11%、後者が 6.5% 程度しかみられない。また、世帯主を中心とする参加率も全体の割合からすれば、ごくわずかしが認められない。(表 52、53 参照)

X

X

X

以上にみたように、世帯数からすれば、生活保護率は

解 放 同 盟	NA, DK
-	-
-	-
1. 0. 0 (1)	-
-	-
-	-
-	1. 0. 0 (1)

同地区に關する限り低く、要保護階層の地区内における集中化は顕著には認められない。ただし、不安定な就労条件低収入はそのボーダーライン層をより多くふくむと認められる。これは、地区の職業構成や、世帯収入などを通じてもうかがえる。また、貸付資金利用状況は、現実には少くとも、その希望者が多いことから、地区の事情が察知できる。社会福祉活動ないしは、それに準ずる保健活動も地区内の一部においてはとりあげられており、また婦人会や、解放同盟の働きかけも認められるが、

表 52 生産的活動

事 項	しらない	しってる	あ り	な し
(1) 農業技術 改 良	60.47.46 (153) (86.9)	4.5.14 (23) (13.1)	2.0.14 (16) (9.1)	62.52.46 (160) (90.9)
(2) 土地改良	55.43.58 (156) (88.6)	9.9.2 (20) (11.4)	6.4.0 (10) (5.7)	58.48.60 (166) (94.3)
(3) 共同化の 促 進	63.58.43 (164) (93.2)	1.9.2 (12) (6.8)	1.0.2 (3) (1.7)	63.52.58 (173) (98.3)

表 53 生産的活動団体種別

事 項	青 年 会	婦 人 会
(1) 農業技術改良	-	-
(2) 土地改良	-	1.0.0 (1)
(3) 共同化の促進	-	-

参 加 家 族 員					参加の仕方	
世帯主	配偶者	父 母	子 供	その他	個 人	団 体
2.0.12 (14)	0.0.1 (1)	-	0.0.1 (1)	-	1.0.5 (6)	1.0.9 (10)
4.3.0 (7)	2.0.0 (2)	-	0.0.1 (1)	-	-	6.4.0 (10)
0.0.2 (2)	1.0.0 (1)	-	-	-	-	1.0.2 (3)

労 組	そ の 他
0.0.8 (8)	1.0.1 (2)
-	5.4.0 (9)
0.0.2 (2)	1.0.0 (1)

住民自体のそうした活動に対する関心や積極的な参加はほとんどみられないといつても過言ではない。したがって、地区内に潜在する社会福祉の対策上の課題は、こうした傾向の裏により多く認められるものと思われる。

表54 生活改善事業実施状況

年度別	事業の種類	事業費総額	事業
			町費
34	中島中央水路工事 土居共同作業場建設	円 592,464	円 283,864
35	岩内、中島共同作業用機械導入、寿和共同浴場	527,700	315,700
36	中島共同炊事場建設 土居共同作業用機械導入	255,000	130,000
37	岩内集会場建設 土居下水排水路工事	1,534,960	777,460

Ⅷ 同和行政と財政

(1) 生活改善事業、および町財政

久世町の同和行政についてみると、ことに「生活改善事業実施事項」の内容に関しては、年度別にみて、つぎの結果が示されている。(表54参照)

同表にみられるように、昭和34年度＝中島地区、

費財源内訳		対象部落 対象人員など
地元負担 その他	国県費補助	
円 95,000	円 213,600	中島、土居 635
17,000	195,000	中島、岩内、寿和 604
0	125,000	中島、土居 611
0	757,500	土居、岩内 453

中央水路工事、および土居地区共同作業場設置を始め、同35年＝岩内、中島地区での共同作業用機械購入、および、寿和地区の共同浴場設置、同36年＝中島地区の共同炊事場建設、および土居地区の共同作業用機械購入、同37年＝岩内地区集会场建設、および土居地区下水、排水路工事などがおもな事業内容としてあげられる。これらの事業費財源は、主として町費および国、県費補助によるものであるが、昭和34年、および35年度は、地元負担の財源も含まれている。なお、町財政状況を昭和34年度から37年度にわたってみると、つぎの

表55 町財政の状況

年度別	支出総予算執行額	支出予算のうち社会及 労働施設費予算執行額
34	87,902,522 ^円	5,008,571 ^円
35	101,325,189	5,850,328
36	155,483,065	33,540,200
37	152,867,029	20,819,467

とおりである。(表55参照)

また、岡山県同和地区に対する諸行政と、財政支出の状況(対象地区をふくむ)をみると、つぎのとおりである。(別表参照)同表にみられるように、主として、厚生課を中心とした生活改善事業費の内訳がみられるが、その他、建築課、道路課、耕地課、畜産課、農政課、治産課、公衆衛生課などがその主なものとしてあげられる。すなわち、主として産業経済施設、環境衛生施設、文化教養施設の整備、あるいは不良住宅改善、道路整備、小規模土地改良、あるいは農林関係のモデル事業補助などの内容があげられる。なお県下における生活改善事業実施に際しての国庫補助関係の事業種別、公賦決定額、および補助額の内訳についてみると、つぎのとおりである。

表 56 岡山県における年次別同和財政支出状況

課名	年度	昭和 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
厚生課							
事務費		650,000	814,980	733,500	481,000	481,000	480,000
委託費		700,000	1,500,000	1,350,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
事業費		5,250,000	3,495,000	3,145,500	2,822,750	2,750,000	3,600,000
建築課			1,966,500	1,185,000	576,000	624,000	653,000
道路課		262,000	650,000	1,200,000	1,251,000	1,669,000	1,669,000
耕地課		700,000	700,000	1,000,000	1,300,000	2,298,000	2,298,000
畜産課		100,000	50,000	25,000	-	-	-
改良課		-	190,000	-	-	-	-
農政課		52,000	95,000	70,000	-	-	-
蚕糸課		-	50,000	-	-	-	-
治産課		-	250,000	350,000	175,000	100,000	100,000
公衆衛生課		-	500,000	150,000	-	200,000	200,000
砂防課		-	-	-	1,400,000	-	-
河川課		533,000	-	-	-	100,000	100,000
議会		-	-	-	1,000,000	-	-
教育庁		340,000	250,000	230,000	643,000	677,600	500,000
合計		8,377,000	10,511,480	9,439,000	10,648,750	7,899,600	10,600,000

33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	備考
488,000	483,000	541,000	503,000	543,000	1,701,000	
1,500,000	1,500,000	1,500,000	2,000,000	2,500,000	2,500,000	
4,000,000	5,505,000	8,803,000	10,005,000	19,800,000	21,817,000	産業経済施設整備 環境衛生 文化教育
713,000	730,000		538,000	743,000	665,000	不良住宅改善
1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	道路整備
2,233,000	2,233,000	2,370,000	2,370,000	2,370,000	2,370,000	小規模土地 改良
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	1,148,000	-	-	2,418,000	農林関係 モデル事業補助
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
500,000	500,000	500,000	1,000,000	1,200,000	1,200,000	
10,604,000	12,121,000	16,032,000	17,586,000	28,326,000	53,041,000	

昭和37年度

1. 生活改善事業実施状況調

国庫補助関係事業

市町村名	事業名	事業費	国庫補助 対象額	交付 決定額	補助額
津山市	下水排水路	円 722,600	円 722,600	円 361,300	円 361,300
児島市	・	600,000	531,600	265,800	265,800
新見市	共同炊事 洗濯場	228,000	228,000	114,000	114,000
・	共同便所	114,000	114,000	57,000	57,000
久世町	下水排水路	715,000	715,000	357,500	357,500
寄島町	道 路	1,023,877	802,600	401,300	401,300
大原町	・	477,126	477,126	238,563	238,563
鏡野町	・	510,600	510,600	255,000	255,000
岡山市	隣保館	7,360,800	7,339,500	4,893,000	1,553,000
計		11,752,003	11,441,026	6,944,000	3,603,463

※ 岡山市隣保館に対し県費補助 1,223,200円交付

津山市	隣保館 運営費	667,536	339,000	169,500	169,500
作東町	・	162,268	161,072	169,500	80,536
栗部町	・	715,130	339,000	169,500	169,500
計	・	1,544,934	839,072	508,500	419,536

2. 県費補助事業

市町村名	地区名	事業内容	県費補助 対象事業費	補助額	竣工 年月日
岡山市	乙多見	共同作業用 機械	円 197,600	円 98,800	昭和 37.11.17
・	花 畑	共同浴場修 理	500,000	250,000	37.12.25
・	巖 井	共同水道栓	110,000	55,000	37.12.3
・	北 浦	共同作業用 機械	300,000	150,000	37.11.17
・	下内田	有線放送	64,000	32,000	38.3.18
・	・	集合場増築	287,400	143,700	38.3.30
・	神 下	塵おし集積 場	145,000	72,500	38.3.30
・	・	くつみがき 対策	400,000	200,000	38.1.5
倉敷市	徳 芳	共同作業用 機械	350,000	175,000	37.6.12
・	石 田	電灯施設	84,000	42,000	37.11.26
・	浦 田	台所改善	73,600	36,800	37.11.26
・	青江官前	電気工事	485,000	242,500	38.3.31
津山市	山 根	共同井戸	2,000,000	1,000,000	37.8.20
・	院 庄	公会堂増築	150,000	75,000	37.11.30
・	西入出	公会堂修理	200,000	100,000	38.3.30
・	西高倉	公会堂増築	200,000	100,000	38.1.30

市町村名	地区名	事業内容	県費補助 対象事業費	補助額	竣工 年月日
津山市	一方上	保育施設	円 900,000	円 400,000	昭和 38.3.30
	大 篠	公会堂修理	200,000	100,000	38.3.30
	瀬 戸	共同井戸	100,000	50,000	37.11.10
	榎	"	500,000	250,000	38.3.30
	大 篠	"	600,000	300,000	38.3.30
	西 姥 社	"	200,000	100,000	38.3.30
五島市	池 畝	簡易水道	700,000	350,000	38.3.31
笠岡市	吉 田	共同作業用 機械	300,000	150,000	37.6.10
	新 賀	"	200,000	100,000	37.6.10
西大寺市	五軒屋	"	300,000	150,000	37.10.27
井原市	花 野	児童遊園地 並に遊具	200,000	100,000	38.3.12
徳本市	八 神	公会堂建設	200,000	100,000	37.12.28
	上 林	" 修理	200,000	100,000	37.12.28
	長 良	" 建設	1,000,000	500,000	37.11.30
	上 林	共同作業用 機械	322,000	166,000	38.3.28
	"	放送施設	68,000	34,000	38.3.28
高梁市	巨瀬六名	共同作業用 機械	328,000	164,000	37.6.7

市町村名	地区名	事業内容	県費補助 対象事業費	補助額	竣工 年月日
高梁市	津川、八川	共同作業機械 並作業場修理	円 330,000	円 165,000	昭和 37.6.7
	横 町	公会堂建築	360,000	180,000	38.3.20
	津川、八川	共同作業用 機械	163,000	81,500	38.3.28
	津川、池田	"	220,000	110,000	38.3.28
新見市	木ノ畝	"	190,000	95,000	37.11.25
	西方郷	"	194,000	97,000	37.11.5
	"	"	200,000	100,000	38.3.30
建部町	西 原	"	384,000	192,000	37.8.11
加茂川町	大高下	"	184,000	92,000	37.9.14
	"	台所改善 便所改造	247,000	123,500	38.3.23
	上加茂	簡易水道	100,000	50,000	37.9.27
津高町	松 崎	共同作業用 機械、倉庫	600,000	300,000	37.8.14
	"	児童遊園地 並遊具	400,000	200,000	38.3.25
瀬戸町	笹岡東	共同作業用 機械	300,000	150,000	37.6.8
	"	告知放送施設	60,000	30,000	37.11.20
	"	共同作業用 機械	250,000	125,000	38.3.30
赤坂町	小 原	"	250,000	125,000	38.3.30

市町村名	地区名	事業内容	県費補助 対象事業費	補助額	竣工 年月日
熊山町		不良住宅改 良	円 500,000	円 250,000	昭和 38.2.23
	青木 土井谷	台所改善	1,000,000	500,000	38.3.20
吉井町	中村	共同作業用 機械	318,000	159,000	37.6.30
	東雲谷	"	308,000	154,000	37.6.30
	愛宏	共同作業場	344,000	172,000	37.12.10
	中村	共同作業用 倉庫	150,000	75,000	38.3.31
和気町	下山崎	共同作業用 機械	354,000	177,000	37.10.7
	坂本	下水排水路	226,000	113,000	38.3.31
	面麻	水道引込工 事	160,000	80,000	38.3.31
	坂本	共同作業用 機械	237,000	118,500	38.3.30
邑久町	福山	公会堂新築	450,000	225,000	38.3.29
	福中	共同作業用 機械	80,000	40,000	37.11.10
		"	147,600	73,800	38.3.27
長船町	飯井面村	下水排水路	149,000	74,500	38.3.30
矢掛町	土生	共同作業用 機械	80,000	40,000	37.11.5
	大明寺	簡易水道	499,000	249,500	37.11.2
	寺迫	災害復旧家 屋	100,000	50,000	38.3.25

市町村名	地区名	事業内容	県費補助 対象事業費	補助額	竣工 年月日
北房町	空	共同作業用 機械	円 300,000	円 150,000	昭和 37.6.20
	上文田	"	300,000	150,000	37.6.20
	川崎	共同繕舎	460,000	230,000	37.11.20
賀陽町	尾郷	共同作業場	100,000	50,000	37.8.11
	上竹	簡易水道	477,000	238,500	37.11.30
	竹阪	有線放送	88,000	44,000	37.12.31
有漢町	上有漢	共同作業用 機械	450,000	225,000	37.11.29
成羽町	小滝	簡易水道	700,000	350,000	38.3.30
哲面町		台所改善	400,000	200,000	38.3.30
哲多町	蚊家	共同作業用 機械	45,000	22,500	38.2.28
		電話施設	200,000	100,000	38.2.28
勝山町	月田	共同作業場 修理並に機械	180,000	90,000	38.3.28
	中江川	冠婚葬祭用 器具	97,000	48,500	38.3.28
落合町	南垂水	共同作業用 機械	250,000	125,000	38.3.23
	旦	"	250,000	125,000	38.3.23
	胡麻田	飲用水施設	100,000	50,000	38.3.15
		電気導入	50,000	25,000	38.3.20

市町村名	地区名	事業内容	県費補助 対象事業費	補助額	竣工 年月日
湯原町	豊栄	共同作業用 機械	円 250,000	円 125,000	昭和 37.8.10
久世町	草加部	集合場	500,000	250,000	38.3.30
・	土居	下水排水路	300,000	150,000	38.3.12
鏡野町	吉原	共同作業用 機械	250,000	125,000	37.6.8
・	坂谷	・	42,000	21,000	37.6.8
・	寺元	火葬場	150,000	75,000	37.12.3
・	和田	防火用貯水 槽	200,000	100,000	38.2.28
・	市場	簡易水道	100,000	50,000	37.10.15
・	円東寺	・	100,000	50,000	38.3.30
・	和田	防火用貯水 槽	160,000	80,000	38.3.31
奥津町	成	簡易水道	600,000	300,000	38.3.30
勝田町	東谷長岡	・	700,000	350,000	37.10.25
勝央町	望又田中	灌木施設	500,000	250,000	37.1.31
・	勝岡田谷	水道引込工 事	300,000	150,000	38.1.31
勝北町	案内	飲用水施設	500,000	250,000	38.3.30
大原町	桂坪	下水排水路	200,000	100,000	38.3.25
美作町	西郷	簡易水道	282,000	140,000	38.3.27

市町村名	地区名	事業内容	県費補助 対象事業費	補助額	竣工 年月日
美作町	三倉田上	水道引込	円 440,000	円 220,000	昭和 38.3.28
・	・下	下水溝改造	800,000	400,000	38.3.28
・	樺原上	消防機庫	174,000	87,000	38.3.28
作東町	高本	共同作業用 機械	250,000	125,000	37.9.12
・	猪寄	・	40,000	20,000	37.9.30
・	金子	下水排水路	62,000	31,000	37.10.30
・	土居西町	公会堂修理	200,000	100,000	38.3.28
・	金子	児童遊園地	400,000	200,000	38.3.29
・	・	簡易水道改 修	200,000	100,000	38.3.29
中央町	西幸	台所改善	200,000	100,000	37.12.30
・	錦織	告知放送施 設	121,000	60,500	37.10.29
久米南町	上二ヶ畝	台所改善	300,000	150,000	38.3.31
久米町	坪井下	共同作業用 機械	70,000	35,000	37.8.8
・	福田上	・	20,000	10,000	37.8.8
・	油木下	・	20,000	10,000	37.8.8
・	久米川南	礼拝所、火 葬場	210,000	105,000	38.3.31
・	南方中	火葬場	60,000	30,000	38.3.10

市町村名	地区名	事業内容	県費補助 対象事業費 円	補助額 円	竣工 年月日 昭和
久米町	宮部下	簡易水道	70,000	35,000	37.10.20
		飲用水ポン プ	20,000	10,000	38.3.30
	南方中	放送施設	190,000	95,000	38.3.25
足守町	玉田、西町	共同作業用 機械	500,000	250,000	37.6.9
昭和町	原	公会堂新築	300,000	150,000	38.3.26
岡山市	部落解放 同盟岡山 県連合会	増 築	1,000,000	500,000	-
		婦人集会	1,000,000	300,000	-
計	-	125件	37,535, 200	18,567, 600	-

(2) 住民税額、および農税率

同地区における一世帯当りの県民税、町民税、および固定資産税をみるとつぎの結果が示されている。一人当りの税額は土居地区がことに高い。〈県民税、町民税、および固定資産税共に〉それに対して、岩内地区の場合、同税額は四地区のうち最も低い。また、宅地一反当りの年間借地料は中島、土居地区が高く、1,540円であり、それに対して寿和、岩内地区は1,700円となっている。また、地価についても、土居地区が最も高く、一反当り58,000円、ついで、中島地区、岩内地区、寿和地区の順位がみられる。(表57参照)

なお、一世帯当りの住民税額を久世町全体の平均と比較すると同表にみられるように、納税額、ことに県民税、町民税に関しては、地区の場合、かなり下まわっている。また、借地料についても、町平均の約半額ないしそれ以下が同和地区の価格としてみられる。地価については町平均を上まわるが、寿和地区に関してのみ、これより下まわっている。

また、町および同和地区の納税率を昭和34年度から

表 57 同和地区の1世帯当り住民税額等

地区名	1世帯当りの税額		地 代 (宅地/反当り) (年間借地料)	地 価 (同/反当り)
	県 民 税 町 民 税	固 定 資 産 税		
中 島	円 899	円 3,190	円 1,540	円 (150,000) 55,000
土 居	1,215	3,482	1,540	円 (150,000) 58,000
岩 内	689	3,133	1,070	円 (100,000) 54,000
寿 和	1,160	3,460	1,070	円 (89,000) 35,000

※ ()内の数字は時価格

37年度にかけてみると、つぎの結果が示されている。
すなわち、各年度を通じて、町平均以下の納税しかみられない地区は、寿和、岩内および土居両地区がそれに当る。しかしながらそれに対して中島地区の場合、各年度共約100%の納税率が示されている。(表58、59参照)

表 58 町全体の1世帯当りの住民税額等

事 項	1世帯当りの税額		地 代 (宅地/反当り) (年間借地料)	地 価 (同/反当り)
	県 民 税 町 民 税	固 定 資 産 税		
久 世 町	円 5,924	円 3,635	円 3,470	円 (135,000) 52,000

※ ()内の数字は時価格

表 59 同和地区及び町納税率 (%)

事 項	34年度	35年度	36年度	37年度
中 島	100	100	100	100
土 居	94.5	96.1	97.9	96.5
岩 内	90.4	89.7	94.0	95.7
寿 和	90.6	80.9	88.4	98.6
町 全 体	96.3	97.0	97.7	99.3

(3) 部落開放同盟の活動状況

部落開放同盟による開放運動は、最近ことに県下全域にわたって活発な活動を呈するに至ったと報告されている。ことに、昭和37年度後半より、県下の関係市町村に対する対自治体交渉（行政闘争）を強力に展開し、その結果、単市町村費による、(1) 生活改善事業（産業奨済、環境衛生設備、文化教養施設、整備事業）の実施、

(2) 就学資金、就労仕度金、技能収獲資金の貸付給付の実施などを約束させた。また、(3) 県に対しても生業、就学資金の貸付、産業奨済施設の整備、その他の事業費の大巾増額を要求し、就学、生業資金貸付制度を創設させた。これらが、部落開放同盟によるいわゆる行政闘争を通じての成果と報告されている。

なお（岡山県下に「同和会」が昭和37年に組織され、その組織拡大運動が最近に至って顕著なものとなったとも報告されている。）

解放同盟の支部結成数は現在280種類（同盟発表）ある。しかしながら、県下地区384、世帯数約12,800、人口約58,000（県調査）ただし、推定人口を

含めると、約80,000人の状況と対比すれば、必ずしも全地域に渡って解同活動の指導や組織化が及んでいるとはいえない。なお、県の報告によれば、同和会の活動は解同の活動に比べて、より停滞的である。ことに活動資金の不足、指導者の不足がその原因であると指摘されている。なお、解放同盟の組織率、ないしは活動状況は、ことに県北において活発であり、岡山市ないしは、ことにその南部では十分な活動効果が現在のところ期待されていない。なお、解放同盟、同和会の活動にかかわらずそれらの運動に積極的な参加を示す地区住民は、人口の約4割程度にとどまり、他は、その関心を殆んどもたない部分であるとも報告されている。

なお、行政との関係において、前述のように解放同盟は対自治体交渉の結果、かなりの効果をもたらしている。すなわち、それらの関係市町村においては、かなりの単独事業の実施を約束されている。ただし、同和会の設立とそれによる両派の地区内対立は、ことに県北数カ町村においてみられ、そのため、県としては生活改善事業の実施に幾多の困難をともなっていると報告されてい

る。県としては、従来の活動評価から解放同盟を県下唯一の解放団体として認めるという立場をとり、昭和38年度には2,500千円の委託費を出してその運動を助成している。なお、県教育委員会の解放同盟に対する委託費は1,200千円である。

x

x

x

以上にみたように、同県における生活改善事業は県下同和地区全域に完全な実施をみないまでも、諸々の社会的施設の設置や、工事に国、県、および自治体を通じての補助が漸進的に実施されてきている。しかしながら、調査対象地区に関しても、住宅設備、道路その他の物的環境に対する改善の余地はかなり残されている。各地区に応じて、住民税、地代、地価は異なるが、その額は町全体に比較して低く、ことに中島地区を除いて納税率は町平均を下まわっている。

地区の生活改善に関しては、前節でみた各種の地域活動団体の他、主として部落解放同盟の行政への訴えを通じてかなりの成果を期待したが、結果としては地域活動

への関心、不参加。すなわち生活改善の対象となる問題についての住民の自主的な把握は、その後顕著な実例をみい出しえなかった。これらは今後の地区諸団体のさらに積極的な活動に期待がよせられている。

Ⅴ 部落問題意識

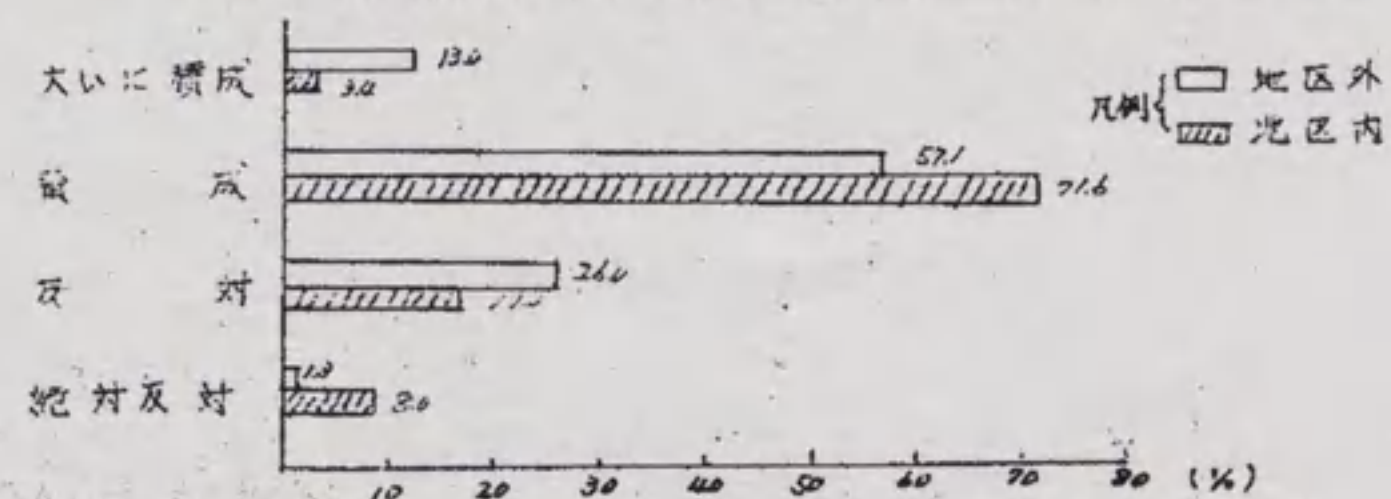
Ⅰ 社会意識

地区住民の一般的な社会意識を「伝統（前近代）的態度 — 近代的態度」の観点から以下にあきらかにする。その傾向は (a) 地元の神社、寺などの伝統的行事 (b) 冠婚葬祭 (c) 身分、社会的地位 (d) 義理人情に対する態度、意識を中心にしたものである。なお、この社会意識を地区内住民の一般的態度との比較においてみることにする。

A 伝統 — 合理 — (神社、寺の伝統的行事への賛否)

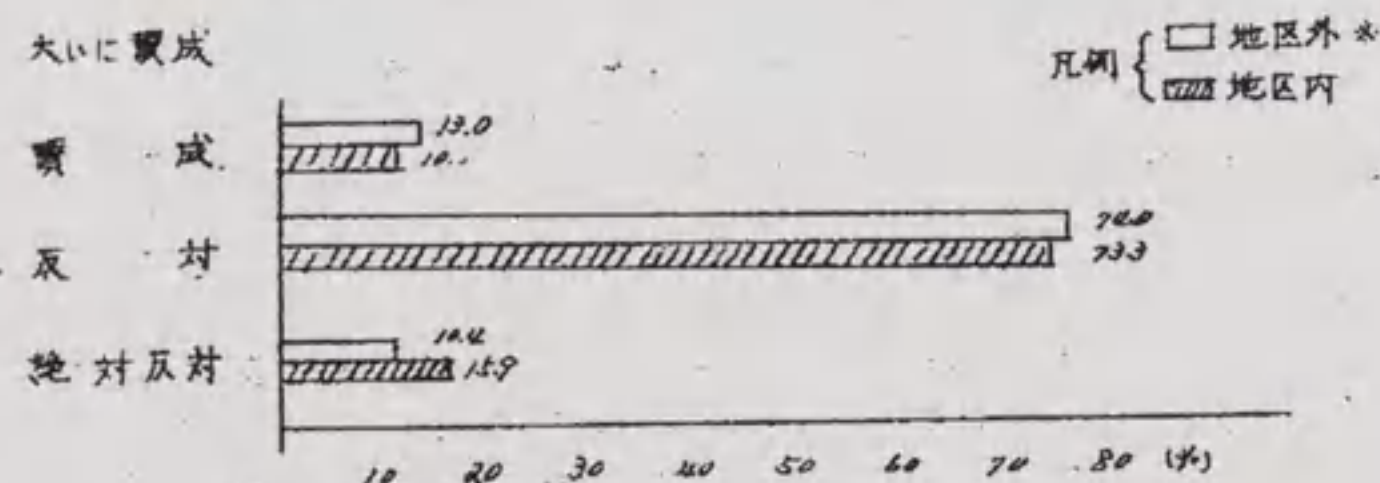
こうした伝統を残すことに賛成するケースは「大いに賛成」「賛成」の意見を含めて、地区内人口にやや多く認められる。他方、反対のものは、地区外に顕著であり、したがつて、多少とも地区内に神社、寺に対する伝統的態度を固執するケースが多く認められる。(図25参照)

図25 地元の神社・寺などの伝統的行事をのこすこと(伝統—合理)



B 伝統 — 合理 — (冠婚葬祭) 冠婚葬祭などの伝統的な諸行事などを盛大にすることへの社会意識。この場合、地区内外人口ともに、冠婚葬祭の簡素化を求めるケースは多い。しかも「それらの儀式を盛大にやることが望ましい」とすることに積極的に賛成を示したケースはなく、消極的賛成は両地区を通じて10%程度にとどまっている。(図26参照)

図26 冠婚葬祭を盛大にすること。(伝統—合理)

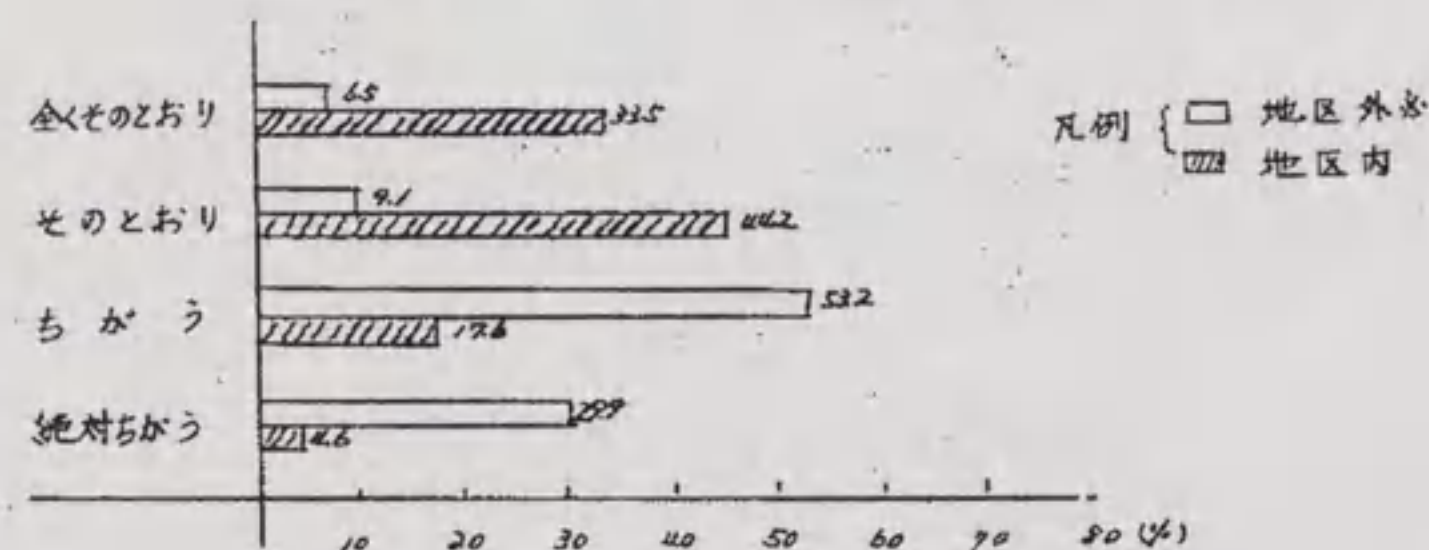


※他、地区外「不明」2.6

C 個人 — 全体社会 — 身分、社会的地位、食富の差について、それを「個人の能力に基くか」あるいは「社会的にすでに規定されたものであるのか」ということについての意見をみた。この場合、「食富の差は生れや身分によって左右される」ということを積極的に同調するケースは

地区内人口により顕著に認められる。それに対して、「個人の能力や勤怠さによって食富の差が生じる」とみたケースは地区外住民により顕著に認められる。地区内人口にはそうした意見への同調をみない点に対照的な差異がうかがわれる。したがって、地区内人口については、より出生、身分、その社会的地位によって経済的地位が確定されると確信するケースが多いことがうかがえる。(図27参照)

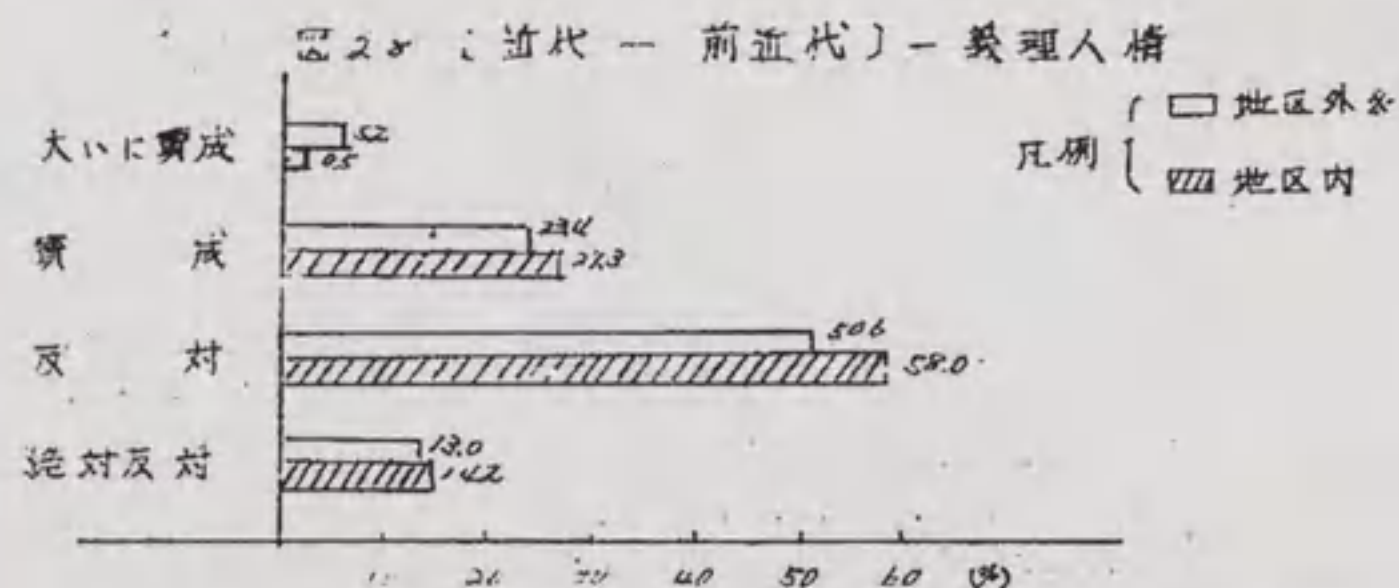
図27 (個人 — 全体社会)



※他、地区外「不明」1.2

D 近代 — 前近代 — 義理人情。「自分がやりたくないことでも、義理のある人に頼まれたときはひきうけなければならない」という意見に、積極的な賛成を示すケースは、地区内外ともに少い。また、多くは、それへの反対が示されてお

り、しかも地区内のケースにやや多く認められる。ただし、地区内については約28%、地区外の場合には約29%がこうした義理。人情を中心とする伝統的、非合理的な態度を示すものがつかえ、これは同地区が農村地区に位置することからもその傾向が熟知できる。(図28 参照)



※他に地区外、「不明」28

以上にみたように、社会意識に関しては、全般的には必ずしも、地区内のみ伝統的、非合理的、前近代的な態度が残存しているとはいえない。それは、忌避葬祭、義理人情、地元の伝統的行事などに関してもいえる。ただし、地区内外共に同程度の前近代的態度がつかえること。あるいはまた、ことに地区内住民の間の、社会的身分による生活の規制を意識する点などについては、ことに留意する必

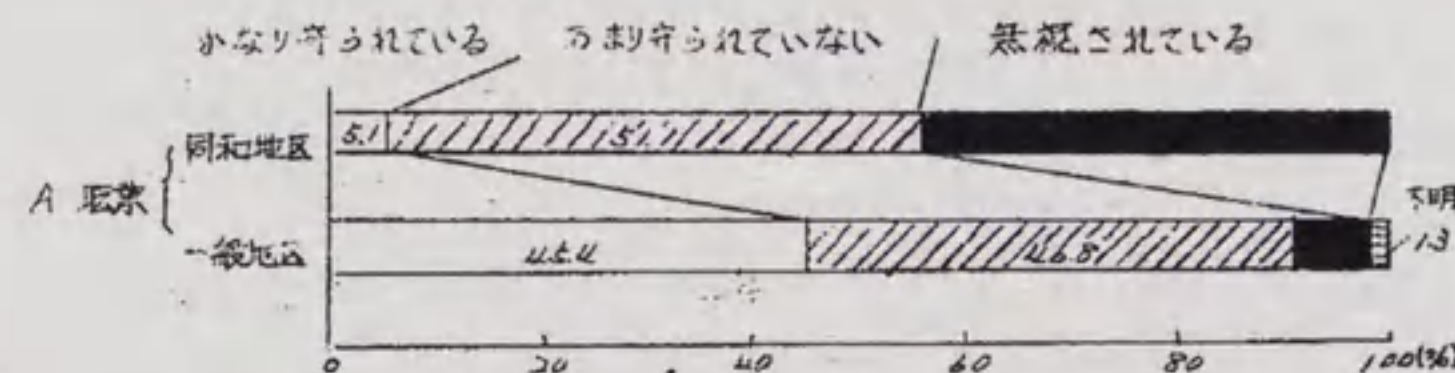
要が求められる。

(2) 人権意識

A 生れ、取京

人権意識について、まず「生れや取京によって差別をしてはならない」ということが各同一級にどの程度守られているかをみた。その場合、地区内住民と地区外の場合、対照的に顕著な相違が認められる。つまり「かなり守られている」と答えたケースは地区内の場合、わずか5.1%であるのに対して、地区外の場合は45.4%の割合を占めている。また、「無視されている」という地区住民の43.8%の答えは地区外住民に関する限り6.3%しかそれを認めていない。したがって、人権意識の阻害に関する直接的な経験は、地区内住民により顕著にみとめられる。また、そうした事実が差別言動の経験においてもみられるとおりである。(図29 参照)

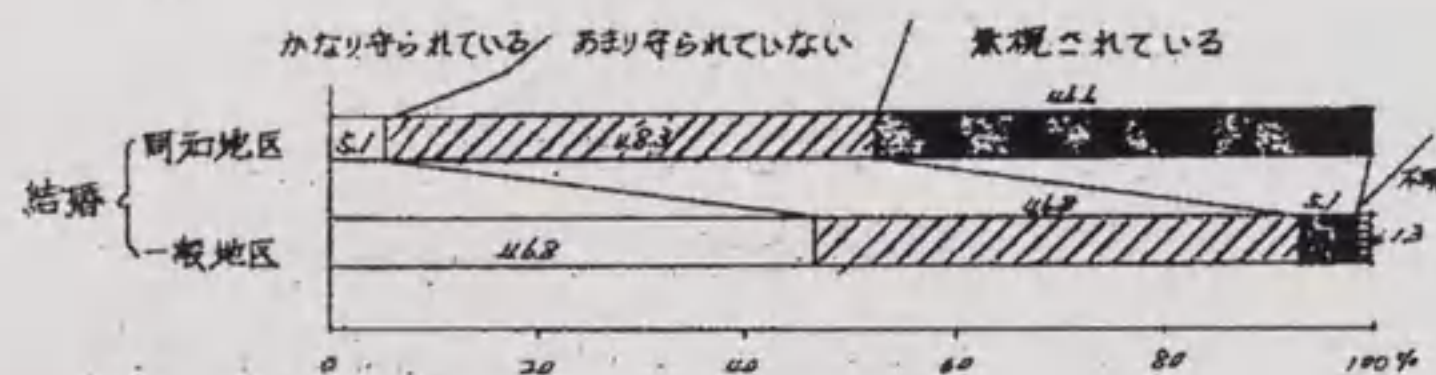
図29 人権意識



8 結 婚

同様にまた、結婚についての「人権意識」が各同一級において「かなり守られている」と答えたケースは地区内においてきわめて少く、5%にとどまっている。それに対して地区外の場合、46.8%が結婚問題についての人権がすでに保障されているとみている。また、「無視されている」と答えた地区人口の48.3%に対して、地区外住民のそれは5%にとどまっている。したがって、この種の問題認識の甘さが一般地区住民より多少なりかがえる。(図30参照)

図 30



以上にみたように、人権意識に関しては、地区内外の住民同にかなりのギャップがうかがわれる。それは地区外人口がすでにそうした問題は解決されたものとして解釈しているのに対して、地区内住民の場合、かなり強い人権意識の

問題に関する不満を提示している。これらは、各同一級において、既に直接的な差別言動が少なくなったのに対して、ことに就職、職業選択、配偶者の選択、結婚などの場合、地区住民にとって、直接同接の差別を依然としてより多くが経験することを物語っている。また、人権意識への不満は、差別言動が漸次、直接的なものから、間接的、潜在的なものへ移行していく傾向がこれらの意見のうちにかかえるといえよう。

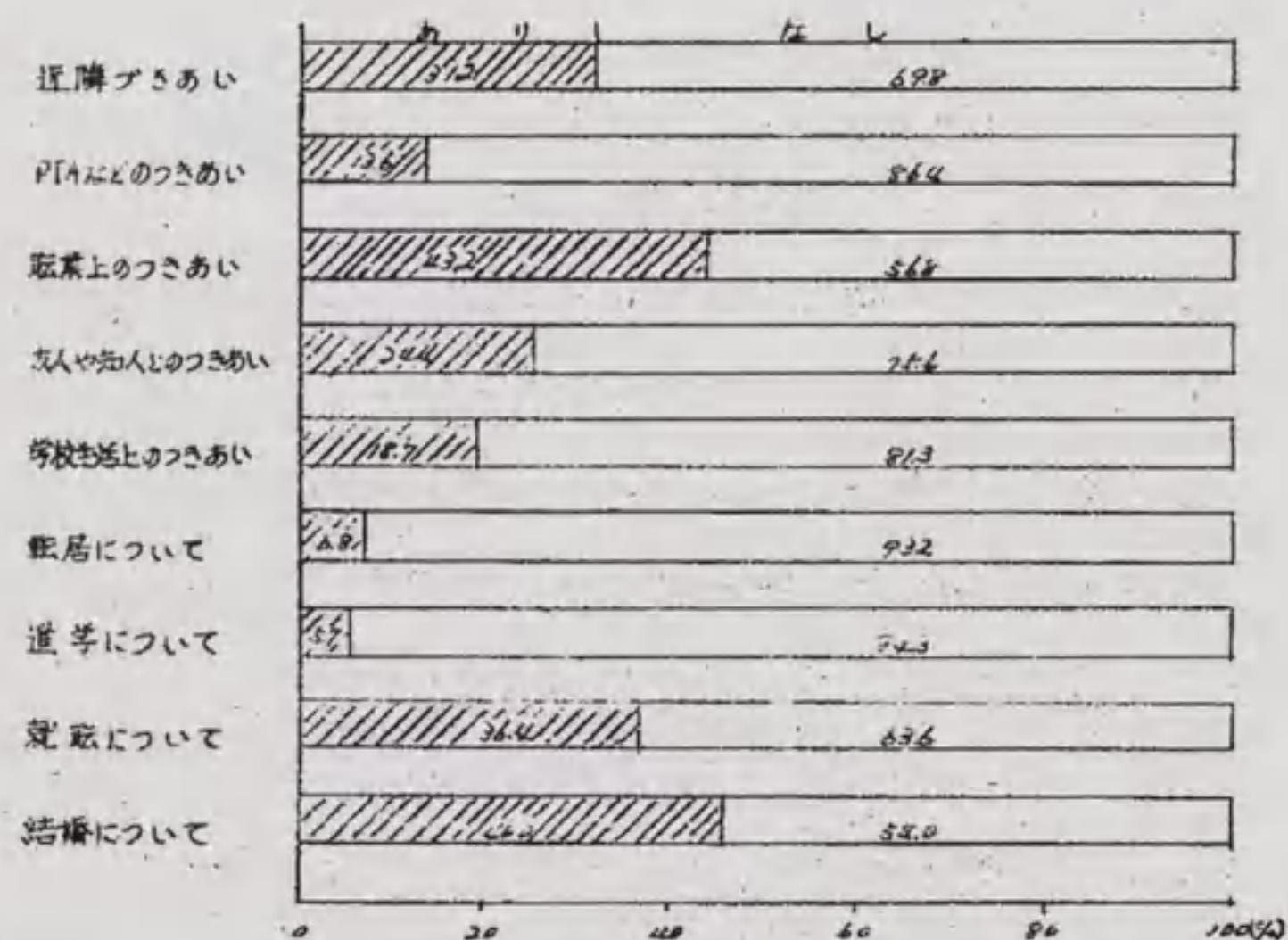
(3) 差別言動

最後に、上記の人権意識に関連して、地区住民の直接的な差別経験についてみる。①近隣づき合いに関して、直接的な差別の経験をもつものは、約3%。また、②PTAなどのつきあいなどのそれは約14%。さらに③職業上のつきあいで差別経験は最も顕著であり、43.2%がそれを経験している。④友人、知人とのつき合いに関しては、差別経験をもつケースは約22%。また、⑤学校生活を通じての差別経験は約19%である。⑥転居、あるいは進学に関してはそれ程顕著な差別経験はみられないが、⑦就職にさいしてのそれは約33%。⑧結婚に際してのそれは約46%ときわめて高い比率を示している。したがって、

ことに顕著な差別事実が就職、結婚に際して認められる。また ついで交際関係のうちでは交友、職業上のつきあい、近隣づきあいなどについてもより多くの経験をもつケースが多いことが認められる。しかしながら、これらの直接的な差別経験の背後に先にみた職業選択の狭小性や通婚圏の限定などの事実が、直接差別経験をもたない他の人口にもより多く認められる事実である。こうした間接的、潜在的な差別事実も留意しながら地域に対する差別言動の問題を今一度再認識する必要が求められる。

図 31 差別言動

差別経験あり ☒
差別経験なし ☐



(四) 地区外隣接地域住民の社会意識

この節では、個々の未解放部落に隣接する一般地域——岩内地区タケース、大上地区ノエケース、下層地区ヌカケース、原(北、中、南)地区コタケースの人口を対象に、主として、同和地区ないしは同地区居住者に対する意見、態度、あるいは差別に関する意見、態度を中心にする。以下にその結果を概略的にみる。なお、泉地区のうち、ノケースは調査不能であり、したがって、ここでとり扱う標本数は合計77ケースである。

(A) 対象に選定された地区外人口は、男63、女14であり、男女とも主として満40～59歳の年齢階層に所属する者が多く、男46.0、女57.1%をしめる。39歳以下は男21.6(33.3%)、女1(7.1%)であり、また、60歳以上は男13(20.7%)、女5(35.7%)となっている。(表60参照)

学歴階層別に

表 60 対象人口の年齢構成

特徴をみると、その多くは新制中学校ないしは高等小学校卒

事 項	人 数		比 率	
	男	女	男	女
39歳以下	21	1	33.3	7.1
40～59歳	29	8	46.0	57.1
60歳以上	13	5	20.7	35.7
合 計	63	14	100.0	100.0

業の義務教育程度の学歴にとどまり、全体の約67.5% (男

68.2%、女=64.3%)をしめしている。その他、旧中、高女、および新制高等学校卒業の学歴をもつ者は男2、さらに大学卒には男1という割合が示されている。(表61参照)

その居住年数

表61 学 歴

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
未 就 業	-	-	-	-
小 学 校	7	3	11.1	21.4
新中、高小	36	6	57.1	42.9
旧中、高女、高女	17	5	27.0	25.7
専門学校(短大)	2	-	3.2	-
新・旧 大	1	-	1.6	-
合 計	63	14	100.0	100.0

は戦後の流入人口が約半数で、

全体の5/(52%)

をしめしている。

なお、多くは36

年以上40年の居

住経験を経てい

る者が多くみられるが、約60年近く現在地に定着してい

るケースは約6ケースである。したがって隣接する未解放

部落地区に関する事情を多少とも知る人口がここに選定さ

れたわけである。(表62参照)

(B) 同和地区との交際関係

ここで、未解放部落地区ものとの交際関係をみることに、「余

り交際していない」とするケースが比較的多く、44.2%が

これに当る。また「交際はない」と解答したケースは13ヶ

町
3

ース(16.9%)

である。した

がって、現実

に交際関係の

あるケースは

きわめて少い

という事実が

示されている。

(表63)し

かしながら、

交際の内容は

別として、未

解放部落内部

に知人がある

か否かを聞いた結果

「かなりいる」と答え

たケースは男女を通

じて33(42.9%)

みられ、また「少し

表62 居 住 年 数

事 項	実 数		比 率		合 計	比 率
	男	女	男	女		
1年未満	1	-	1.6	-	1	1.6
1 ~ 5才	2	-	3.2	-	2	3.2
6 ~ 10	4	1	6.3	7.1	5	6.5
11 ~ 15	8	4	12.7	28.6	12	15.6
16 ~ 20	18	2	28.6	14.3	20	26.0
21 ~ 25	2	-	3.2	-	2	2.6
26 ~ 30	4	1	6.3	7.1	5	6.5
31 ~ 35	3	2	4.8	14.3	5	6.5
36 ~ 40	12	2	19.1	14.3	14	18.2
41 ~ 45	2	-	3.2	-	2	2.6
46 ~ 50	1	1	1.6	7.1	2	2.6
51 ~ 55	1	-	1.6	-	1	1.3
56 ~ 60	5	1	7.9	7.1	6	7.8
合 計	63	14	100.0	100.0	77	100.0

表63 交 友 関 係

事 項	実 数		比 率		合 計
	男	女	男	女	
頻しく交際している	9	4	14.3	28.6	13 (16.9)
あまり交際していない	30	4	47.6	28.6	34 (44.2)
交際はない	24	6	38.1	42.9	30 (38.9)
わからない回答なし	-	-	-	-	-
合 計	63	14	100.0	100.0	77 (100)

はいる」と解答した者33 (42.9%)であり、それに対して「いない」と解答したケースはわずか11 (14.2%)にとどまっている。(表64参照)

先の事実からも明らかのように、同地区内の知人の有無と交際関係とは一致せず、多くは「顔見知り」

ないしは「氏名を知る程度」の関係にとどまっていると思われる。しかも、ここで「結婚を前提にしたつきあい」をためらわずできるか否かを聞いたところ「交際をひかえる」と答えたケースが大部分であり、全体の96.1%がこれに当る。また、「ためらわずに交際する」と答えたケースはわずか男の3ケースしかみられない。したがって以上の事実から表面的には、比較的スムーズな交際関係がうかがわれるとしても、例えば結婚を前提としたような、あるいはそれに類似した親しい交際関係はほとんどみられないといつて過言ではない。(表65参照)

表64 交際関係 (実数:比率)

性別	かなりいる	少しいる	いない
男	33 (52.4)	25 (39.7)	5 (7.9)
女	—	8 (57.1)	6 (42.9)
合計	33 (52.4)	33 (42.9)	11 (14.2)

C 地区における差別言動

被差別地区の

人口に対して

まだ主として

直接的な差別言

動やその事実が

あるか否かを聞

いた結果、「差

別されている

と答えたケース

が比較的多く39

(50.6%) がこれに当る。また、「非常に差別されている」と答えたケースはわずか1ケースにとどまり、その他は「多少は差別されている」ことを認めている(表66参照)

その差別される理由について、具体的に明らかにすると、「言動が粗雑である」と答えたケースが最も多く、31 (40.3%) がこれに当り、その他「主れが違ふ」と回答したケースは12 (15.4%)、「住む所が違ふ」と答え

表65 交際の状況(結婚)

事項	実数		比率		合計
	男	女	男	女	
ためらわずに交際する	3	—	4.8	—	3 (3.9)
交際をひかえる	10	14	96.2	100.0	24 (56.1)
合計	13	14	100.0	100.0	27 (100.0)

表66 地区に対する差別言動の有無

事項	実数		比率		合計
	男	女	男	女	
非常に差別されている	1	—	1.6	—	1 (3.7)
多少は差別されている	31	6	49.2	42.9	37 (43.1)
差別されていない	31	8	49.2	57.1	39 (56.6)
合計	63	14	100.0	100.0	77 (100.0)

た5(6.5%)

などがあげら

れる。また「

人種がちがう」

5(3.9%)

「職業が違ふ」

1(1.3%)

などもその原

因に加えられ

ている。それ

に対して「生

活程度が低い

から差別され

るのだ」と回答したケースは同地区において全くみられな

い。(表67参照)

これらの差別感情がどういう経路を経て一般地区住民に

みられるに至ったかを明らかにすると、多くは「家庭で

聞いた」と答えており、全体のうち25(32.5%)がこれ

に当る。その他、「近所で聞いた」と答えたケースは10(

表67 差別の理由

事 項	実 数		比 率		合 計	比 率
	男	女	男	女		
人種がちがう	2(4)	1(16.7)	6.3	16.7	3	2.5 (9.9)
生れがちがう	12(24)	31(29.9)	37.5	49.9	15	27.3 (19.5)
職業がちがう	1(2)	—	3.1	—	1	1.8 (1.0)
住むところがちがう	4(8.2)	1(16.7)	12.5	16.7	5	9.1 (4.5)
生活程度が低い	—(—)	—	—	—	—	—
言動が粗悪である	30(62)	1(16.7)	93.8	16.7	31	56 (42.3)
そ の 他	—(—)	—	—	—	—	—
合 計	49(100)	6(100)			55	100.0

(注) () 内は、回答延数に対する比率。

* 同比率は、回答者、男=36、女=6

に対する比率を意味する。

18.2%)であり、家庭で聞いた場合に就いている。さら

に「近場で聞いた」と答えた5ケース(6.5%)あるいは

「学校で聞いた」ケース(6.0%)などもその差別感情を

生む主な経路としてあげられる。(表68参照)

つぎに、

表68 差別をきいたところ

未解放部落

地区や人口

に対する差

別について

その意見を

求めた。そ

の結果、そ

これらの地区や人口が「差別されるのは当然だ」と答えたケ

ースは全くみられない。しかしながらそれに対して、「あ

る程度は仕方がない」と答えたケースが比較的多いことに

留意すべきである。すなわち、それは30(39.0%)で、

また、「まちがっている」として積極的にこれを否定した

ケースは44(57.1%)しかみられない。(表69参照)

ただし、地区への一般的感情として以前と比較して「よく

事 項	実 数		比 率		合 計	比 率
	男	女	男	女		
家庭できいた	20 (55.6)	5 (25.7)	62.5	83.3	25	32.5 (50.0)
学校できいた	1 (2.8)	2 (16.3)	3.1	33.3	3	3.8 (6.0)
近所できいた	5 (13.9)	— (—)	15.6	—	5	6.4 (10.0)
その他	1 (2.8)	2 (16.3)	3.1	33.3	3	3.8 (6.0)
合 計	26 (100)	14 (100)	*	*	50	100.0

* 同「男女比率」は該当者数に対する割合

「比率」は延数に対する割合

なっている」
と答えたケー
スはさわ
り多く、62
(80.5%)も
みられる。
その他「知
らない」と
答えたケー
スを除いて
「あまり変
らない」と
する者3
(3.9%)
また「かえ

って悪くなった」と答えたノケース(1.3%)と少なく、
全被験者以前と比べて、「よりよい感情が認められることは事実
である。(表70参照)

差別をなくすための一般地区住民の意見をみると、その

表69 差別に対する意見

事 項	実 数		比 率		合 計	比 率
	男	女	男	女		
当 然 だ	-	-	-	-	-	-
ある程度は仕方ない	24	6	38.1	42.9	30	39.0
間違っている	39	5	61.9	35.7	44	57.1
N A・D K	-	3	-	31.4	3	3.9
合 計	63	14	100.0	100.0	77	100.0

表70 地区への感情

事 項	実 数		合 計 比 率	
	男	女	合 計	比 率
よくなっている	52 (82.5)	10 (71.5)	62	80.5
あまり変わらない	2 (3.2)	1 (7.1)	3	3.9
かえって悪くなった	-	1 (7.1)	1	1.3
し ら な い	9 (14.3)	2 (14.3)	11	14.3
合 計	63	14	77	100.0

多くは「生活環境をよくすること」と答えており、男女
合わせて26ケース(33.8%)がこれをしてしている。そ
れについて「人権を尊重すること」と答えた15ケース
(19.5%)、「教育を高めること」と答えた5ケース
(6.5%)、あるいは「経済を豊かにすること」の7ケース
(9.1%)などの意見が個々の解答を通じて示されている。
(表71参照)

この表71 差別をなくすための意見

事 項	差 別 される	多少は 差別される	差別さ れない	わから ない	合 計
生活環境をよくすること	12 (19.0)	13 (16.8)	4 (5.2)	2 (2.6)	31 (40.0)
食生活をなくすること	7 (8.9)	6 (7.7)	1 (1.3)	1 (1.3)	15 (19.5)
経済を豊かにすること	4 (5.2)	5 (6.5)	2 (2.6)	1 (1.3)	12 (15.8)
教育をたかめること	4 (5.2)	3 (3.9)	2 (2.6)	1 (1.3)	10 (13.0)
人権を尊重すること	2 (2.6)	13 (16.8)	1 (1.3)	1 (1.3)	17 (22.1)
N A・D K 他	1 (1.3)	1 (1.3)	1 (1.3)	1 (1.3)	4 (5.2)
合 計	24 (31.2)	35 (45.4)	10 (13.0)	7 (9.1)	76 (100.0)

をなくすための意見が進展するならば果して差別はなくな
るか」と聞いた結果、つぎの解答がさらにつけ加えられる。
すなわち、「おそらく差別されないだろう」と答えたケー
スは意外に少く、35(45.4%)にとどまっている。そ

の他「わからない」と答えたノケース(22.1%)の他は「多少は差別は残るだろう」とみた24(32.2%)あるいは「差別はい然として残る」ノケースが示されている点に留意すべきであると思われる。なお、そのクロスを見ると、「差別されないだろう」と推定したケースの多くには、「生活環境をよくすること」を求めている場合、より多く認められ、40.0%を占めている。(同表7ノ参照)

なお、一般地区住民がその隣接する未解放部落地区をどの程度しり、また、同地区に対する問題点の指摘をみると、つぎの結果が示されている。すなわち、同地区を一般未解放部落地区と知り、かつ一般地区と区別して考慮している

ケースは多。表72 同和地区(調査対象地区)に関する知識

く、66(85.7%)がこれに当る。したがって、

事 項	実 数		合計	比率
し っ て い る	57(92.5)	9(14.3)	66	85.7
し ら な い	6(9.5)	5(35.7)	11	14.3
計	63(100)	14(100)	77	100

他のノ4.3%を除いては地区住民の大部分が未解放部落地区の存在にすでに気づいているわけである。(表72参照)

同地区に対する評価、ないしは意見をみると、多くは、

地域環境の低劣さを指摘している。その中にはことに地区の物的環境にみられる劣悪な諸条件、不衛生な状態、火災上の危険性、などを具体的に示すケースが多い。これらの点を指摘したケースは44(57.1%)である。その他地域の条件について、ことに住宅条件に対する改良の余地を指摘したもの12(15.6%)であり、また、道路についてそれをみたもの7(9.1%)、あるいは交通の不便な状況を指摘したケースノなどがみられる。他方また、地区住民の言動について、その問題点を指摘したケースは36(46.8%)みられる。「地区住民の言動はその過去に比較してかなり変化した」と評価するケースが多いにもかかわらず、多くのものが、再びそれを指摘する事実に留意すべきであると思われる。また、地区住民の態度一般について、周辺地区住民が問題点を指摘するケースもみられ、26ケース(33.8%)がこれに当る。また、服装について10(13.0%) 団結性があること3(3.9%) 敬養に関する問題ノ(1.3%)などが地区人口に対して指摘された隣接地区住民の主な意見である。(図3ノ参照)

最低に

未解放部

地方自治

専断の権

限ある

いはそれ

いつなが

る生活政

善や伝統

的因習な

どの問題

について

の解決に

際して、

それを(1)

住民の自

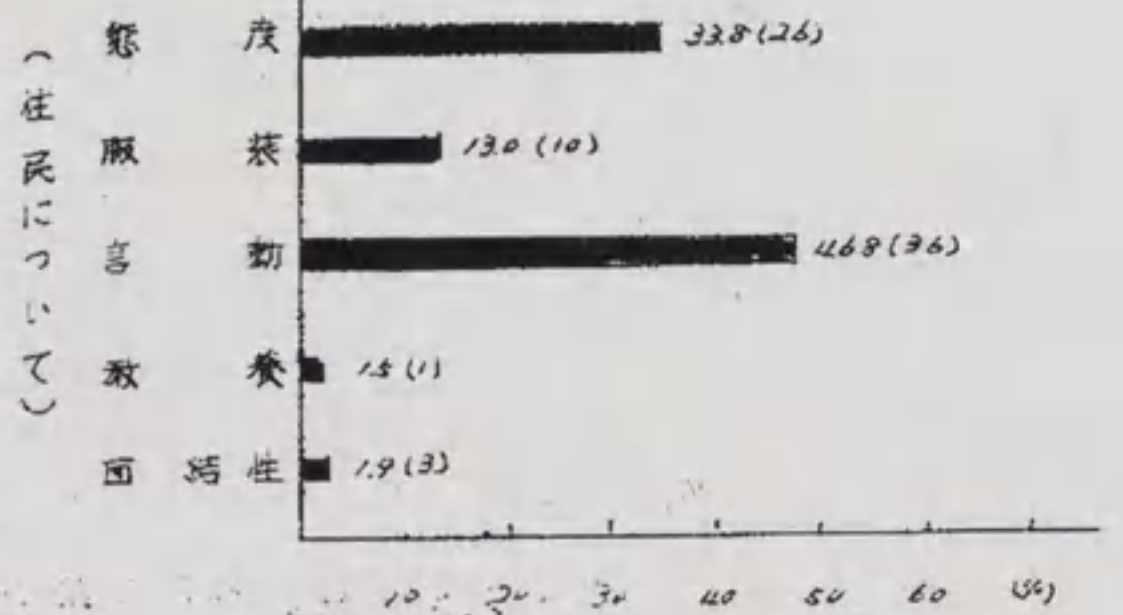
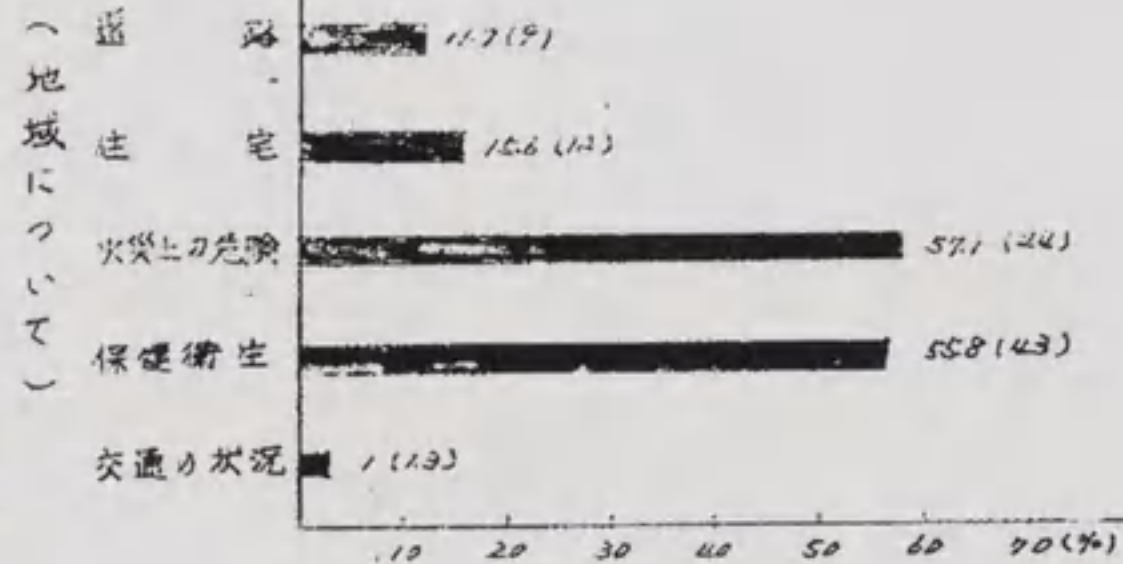
主的解決

にまかせ

て解決さ

岡山県真庭郡久世町における同和地区

(問題を認めたケース)



にまかせるか、あるいは(1)国や市町村の公的機関によつて解決されるべきかのいずれかの手段の判定をみた。その

結果男女

表73 解決の方法

共に、住

民の自主

的解決に

任せた方

がよいと

する者が

多く、

47

名

(61.0%)

がそれに賛成している。

他方、

国

や市町村

が解決に

力をい

れるべ

きだと

する公

的機関

への依

事項	実数		合計・比率	
	男	女	男	女
住民の自主的解決にまかせる	29 (61.9)	8 (52.2)	47	61.0
国や市町村が解決に力を入れる	15 (33.8)	3 (21.4)	18	23.4
両方が必要(その他)	8 (12.7)	—	8	10.4
わからない(NA・DK)	1 (2.6)	3 (21.4)	4	5.2
合計	63 (100.0)	14	77	100.0

存は 18 ケース (23.4%) の割合しか示されていない点
が問題として残されている。また、「その両方が必要であ
る」と答えた者は 8 (10.4%) にとどまっている。(表
73 参照)

地区外人口の社会意識においてもみたように、伝統的な
因習に依存するケースが多いこと。あるいは、その対象が
主として農村地区の住民を中心にとり扱ったことなどは、
こうした公的諸政策への理解が十分に涵められないとい
う点に繋がしていると思われる。

以上において、岡山県真庭郡久世町における同和地区(

同町内にふくまれる土居・中島・昇松・岩内の四地区)に関する実態を、調査結果にしたがって、あるかまゝの姿を客観的に把握してきた。これらの地区は、多少とも個々の箇所においてその特徴を異にするが、県下における農村同和地区の一類型として、併わせてこれをみることにしたのである。「農村地区」といっても、オーソドックスな二種兼業農家が含まれており、かつ農業による収入だけに依存するというケースは顕著でなかったことを指摘しておきたい。調査結果を通じて、地区の物的環境——ことに道路、家屋、住宅設備、上下水道、社会的諸施設などに肉しても改善すべき余地が多分に残されていること。また、社会的文化的諸条件として、地区住民の農業以外の職種への従事、疾病、生活水準などにおける問題とともに、ことに交際、結婚における封鎖性などの点も、他の場合と同様に、ことに考慮の対象に加えるべき問題として指摘できる。他方、差別意識に関しては、地区外住民の直接的な言動によるものも少なくはないが、同時に、一般住民の「すでに差別はない」、「人権は守られている」とするケースと、地区住民の「人権は守られていないとする比率上のギャップ」あるいはまた、こうした生活実態に表われた、客観的な問題事実は

ことに今後の行政的諸施策との関連において解決されるべき余地が残されているといえよう。ただし今回は、調査報告書として、事実をそのまま資料にしたがって記述的に説明したことをことわっておく。